

なをくめてたくかしく、

上々様かた御機嫌よく成らせられ御めてたき、

重豪公	齊宣公	自天保四年正月
齊興公	至同	四年四月
齊彬公		

追舊記雜錄 卷百六十

(天保四年)

濱江さま  
人々

佐川

全上

なをく殊の外御寒も強御座レへ共、御不快追ム御輪邸レ診レ脈治ム病、然無レ驗老病大漸、故齊宣告

大家一、八日自白銀邸レ移ハ高輪邸レ、晝夜侍ム床褥レ爲ニ療

黒田、重豪男

池田、齊興男

養一、齊興及松平一美濃守齊溥一、松平一伊豫守齊敏亦日入ニ高輪邸レ省視、禱爾服藥敢無レ有レ怠矣、

重豪自去年夏小遺頻數追ム日不レ止、及ニ初冬ニ服官醫杉本宗春院藥レ而不レ驗、自臘月中旬舌頭乾燥寢食不レ常、於

是今茲天保四年癸巳春正月五日官醫野間廣春院亦來ニ高

輪邸レ診レ脈治ム病、然無レ驗老病大漸、故齊宣告

快よき御様子ニ御座被成レ哉、御返事ニくわしく給

りレ様ニとの御事ニ御座レ、めてたくかしく、

上々様かた御機嫌よく被成御めてたき、雪後餘寒もふかくおはしましけヘとも、いよク御手前様御障りも御

座被成レ御事御めてたき、御不快いかムの御様子ニ御座レ哉御尋遊シけ、それニつき御内ミ

御臺様より此塗重一組・鰯一折被遣り、何も心得てよふ

まつ平

榮翁様

梅溪

申せとの御事におはしましり、めてたくかしく、

人、御中

瀧山

(卷)天保四年

松平  
榮翁様

人、御中

花町

重豪公御譜中

梅溪

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鰯一折被獻之り、遂披露外處一段之御

仕合ひ、恐々謹言、

(卷)天保三年

正月七日

乘寛判

（卷）在口裏

なをく其御元御渝まし被成、御障りも御座なく御  
越年の御事御めてたゞ、なを幾久しく萬々年もと、  
めてたくかしく、

全上

初春の御壽御めてたゞ、まづく

上々様かた御機嫌よく被爲成甲斐有春へ移らせられ、年  
始の御規式御賑々敷御いわる遊しき御事、いく萬々年御  
めてたゞ、扱は

御臺様より此御文庫のうち御肴一折御年玉として御内々被  
遣り、何も心得てよふ申せとの御事、御座り、誠ニく  
幾久しく萬々年御長久御はんしやうの御事にて御めてた  
さのミ祝へ入まいらせり、めてたくかしく、

(卷)天保四年

花町

松平榮翁

（卷）在口裏  
宗發

松平伯耆守

爲若菜之御祝儀、鰯一折被獻之り、遂披露外處一段之御  
仕合ひ、恐々謹言、

(卷)天保四年

正月七日

宗發判

松平和泉守  
乘寛

齊宣公御譜中  
天保四年癸巳春正月、老父公自去夏罹病至是大漸、  
齊宣告二

重豪公御譜中  
扣正文在家老座

同氏榮翁儀、去年より長々相勝不申、至當春外の為同篇  
御座内、近比別の疲勞相見得、老病之儀故甚無心許  
付、同氏溪山儀、榮翁寵居外高輪屋敷に晝夜混と爲看病  
差越居度申聞外間、此段相伺申り、以上、

△天保四年正月八日

松平(島津齊興)  
大隅守

全上

同氏榮翁儀、去年より長々相勝不申、至當春候の為同篇  
御座内、近比別の疲勞相見得、老病之儀故甚無心許  
付、榮翁寵居外高輪屋敷に日々爲看病差越儀ニ老御座  
得共、萬々一難見放節考致止宿度御座外、同氏豐後守ニ

△同様爲仕度外、此段相伺申り、以上、

(卷)天保四年正月八日

松平大隅守

齊宣公御譜中

天保四年癸巳

大父公自去年夏罹病、醫藥不驗、至三

本年正月、病益漸、竟以是月十五日薨於江府高輪邸正  
寢、而告薨日於

幕府、以二月三日、是日邸中初發喪、十日遣骸發高輪

邸、四月五日入鹿兒島福昌寺、葬祭之事詳於其譜、

幕府、八日自白銀邸移高輪邸、晝夜侍床褥爲  
療、而禱禳醫藥終無其驗、以二十五日薨於江府高輪  
邸正寢、而有故告

幕府、以二月三日薨、十日遺體發邸、四月五日入  
魔府福昌寺、八日行葬儀於寺場、齊宣告老在江府、  
則有法制不能以隨葬於國、故使下門島津内匠久

德代已爲葬主獻祭文上、事詳于父公譜故略焉、

○今茲納父公木主於江府瑞聖寺、齊興自二月十四日至

十六日修中陰法事於瑞聖寺、齊宣亦附白銀五枚于寺、  
以祔祭、使家老格調所笑左衛門廣鄉燒香代拜、若三  
五日及四十九日法事亦附銀代拜如中陰法事、四月三日  
修百日法事亦如之、

齊宣公御譜中

天保四年癸巳

大父公自

去年夏罹病、醫藥不驗、至三  
本年正月、病益漸、竟以是月十五日薨於江府高輪邸正  
寢、而告薨日於

幕府、以二月三日、是日邸中初發喪、十日遣骸發高輪

邸、四月五日入鹿兒島福昌寺、葬祭之事詳於其譜、

重蒙公御譜中

扣正文在家老座

三位様御儀、去夏以來格別御病症及不被爲 入レ得共、  
兔角御小水御頻數、其上暑中ニ相成追ム御食味御薄、種  
座レ處、御同篇付、初冬より杉本宗春院に御頼御藥御服  
用被遊レ得共、兔角御藥効無之レ處、舊臘中旬比いつれ  
御食事御進兼、其後御舌上御乾燥等レ有之、何分御同篇  
候間、去ル五日野間廣春院殿御伺レ有之、御病根之御廉

(①) 三位様御容體去夏已來格別御病症及不被爲 入レ得共、  
兔角御小水御頻數、其上暑中ニ相成追ム御食味御薄、種  
氣御進食之劑差上レ得共、兔角御同篇ニ付、初冬之比よ  
り杉本宗春院殿に御頼御藥御服用被遊レ、全御高年御陽  
氣御衰弱被爲成レ儀、兔角御藥効無之御同篇ニ被爲 入  
候、御平生御口瘡折ム被爲 入レ處、此節ニ相成亦ム御  
赤ム被爲 在レる、尚又御食味御嫌被遊レ、

辰十二月十五日

御忽體先御同篇ニ奉診レ、夜中御相應ニ御寢被遊レ、

十六日

御順快可被遊奉恐悦レ、右付ム者

(島津方直) 御隱居様御事、此内より高輪江御逗留被遊レ、 太守様

若殿様其外 御子様方ニ及毎日被爲 入、萬端無御手抜  
御療養被遊候間、追ム御順快可被爲 在レ得共、長ム之  
御不例故御様牀書并御食量付相添此段申越レ條

十七日

御舌上少ム御和被遊レ得共、御聲兔角御嘔被遊レ、全御  
咽喉御虛火ニ及御乾燥被遊レ故之御儀と奉診レニ付、熊  
參湯折ム差上レ、夕刻杉本宗春院殿御診有之、夜中御相  
應御快寢、

御内證様ム可被申上レ、以上、

(天保四年) 正月十日

猪飼 央

十八日

御脈狀御平ニ奉診レ、熊參不相變御用被遊レ、夜中御相

應御寢被遊レ、

御脈狀御平ニ奉診レ、御舌上御乾燥少ム御薄被爲成、夜  
中御相應ニ御快寢、  
島津丹波殿 川田信濃殿 二階堂主計殿

十九日

御脈狀先御同様、御舌上御乾燥餘程御宜敷被爲成レ、雪之御中リ不被爲入、夜中御相應御快寢、

廿一日

御惣體先格別之御變レ不被爲入候得共、晝之中兔角御多眠ニ、夜中レ矢張御寢勝ニ被爲入レ、

廿二日

餘寒甚敷故兔角御氣前御重ク御不食ニ被爲入レ、八ツ時後宗春院殿御見舞御診被仰付レ、

廿三日

御脈狀御氣前先格別御變リ不被爲入レ得共、何分餘

寒ニ御堪兼被遊レ、寒氣御防之劑被仰付調上仕レ、夜中御相應御快寢被遊レ、

廿五日

御脈狀格別之御變リ不被爲入候得共、夜中ニ相成御

大便御澤山被爲入レ、其後御一睡、御氣前レ御開被

遊、夜中御相應御快寢、

廿六日

御脈狀先御平和、晝後杉本宗春院殿御見廻御診被仰付レ處、先御平ニ被爲入レ由被仰上レ、夜中御相應御快寢被遊レ、

廿七日

少ニ雪之御中リ被爲入レ間、晝之間レ兔角御寢勝ニ被爲入レ、夜中レ御相應ニ御寢被遊レ、兔角御多眠全御心氣倦憊(トカ)之御候ニ可被爲入レ奉診レ、

廿八日

御脈狀先格別之御緩弱ニ不被爲入候得共、御氣前兔角御重ク被爲入レ、夜中御相應御快寢、

廿九日

御脈狀先御平和、雪故兔角御氣重ニ被爲入候、夜中相成御相應御快寢、

廿三日

大抵廿三日御同様、夜中レ御快寢被遊レ、

晦日

御脈狀先御同位ニカ終日御多眠ニ被爲 入、餘寒ニカ兎

角御自冷被遊レ、格別御案申上候御事ニ考不被爲有レ得

共、全ク御元氣御薄被爲 入レ故之御儀ニ奉存レ、夜中ニ相成少ミ御上り被召上、又ミ御寢被遊レ、

已正月元日

前夜素御氣分ニ御重被爲 入レ處、今朝御開被遊レ、終日御氣前宜敷何之御吳狀不被爲 在レ、夜中御相應ニ御寢被遊レ、

二日

御脈狀御同位ニ奉診レ、御忽脉先格別之御變リ不被爲 入レ、日ミ少ミツ、御緩念被爲 在候得共、自然御疲勞及御増被遊レ様奉診レ、御食量舊冬より考少ミ御減被遊、兎角御寢勝ニ被爲 入レ、

三日

御脈狀御同位ニ被爲 入レ得共、自然と御力御少ク相診レ、其外前日ニ御替リ不奉診レ、晝後御氣前御輕暫之間被遊御座レ、七ツ時比宗春院殿御見廻御藥御轉方ニ相成、四君子湯ニ薔薇花玄參之加味御調上被成レ、其外兩三

日御同位被爲 入レ段被仰置レ、少ミ御吃逆之御模様ニ及川被爲 入哉、御虛氣御上逆御一二聲程ツ、被爲 入レニ付、御兼用沈香降氣私名調上仕レ、夜中御相應ニ御快寢、

七日

御脈狀御同位、寒氣相緩ミテ故少ミ御平穩ニ奉診レ、夜中御口中御爛及御快被爲成レ、御痛御咽喉ニ相移り御上り

四日

中御相應御快寢、

五日

御脈狀御復被遊兼、御氣前ニ考隨分御平ニ被爲 入レ得共、此後御吃逆ニカ御發不被遊レ様一統御案申上レ、ハツ半時比野間廣春院殿初カ御見廻御伺被仰付レ、格別之御吳見無之レ得共、全ク御高年御衰弱御胃氣御薄被爲成レ故之御不食ニ御診被成レ段、宗春院殿御藥御同案、別ニ思召及無之段被仰置レ、夜中御相應御快寢、

六日

御用被遊兼ハニ付、御藥驅風解寒湯・桔梗天花粉相加ヘ  
調上仕ハ、夜中御相應ニ御快寢、

八日

御咽痛過半御快被爲成ハ、御脈狀御同位、晝後又ニ御咽  
痛御增被遊ハニ付、清咽利膈湯調上仕ハ、夜中御相應ニ  
御快寢、

九日

御脈狀御同位、御咽痛少ミ御快被爲 入ハ、兔角御多眠ニ

ニカ御脈狀及自然御軟弱被相診候、御食量御減少被爲成ハ  
ハ、晝後宗春院殿・廣春院殿同刻御出、御同様御診被仰  
付、御相談之上木事方本カ七珍散御轉方御調進被成ハ、夜中  
御相應ニ御快寢、

十日

御脈狀御同位被爲 入ハ、熊膽生姜煎汁御心下御痞鞭ニ  
付御用被遊ハ處、御痰御吐被遊直ニ御治り被爲 入ハ、  
追ハ春暖ニカ相成ハハ、御快方可被爲 入ハ得共、右御  
容體申上ハ、以上、

(卷)天保四年  
正月十日

高輪詰  
奧醫師

外ニ御薈麥十二匁  
御三度  
一合六拾六匁五分  
御食量

十六日

一合五拾三匁三分  
同

十七日

一合五拾匁貳分  
同

十八日

一合六拾三匁  
同

十九日

一合五拾五匁壹分  
同

廿日

一合五拾壹匁  
同

廿一日

一合三拾七匁  
同

廿二日

一合四拾壹匁五分  
同

外ニ夜ニ入五ツ半時粥十二匁  
廿三日

同	一合六拾壹匁	廿四日
同	一合三拾六匁五分	廿五日
同	一合四拾八匁	廿六日
同	一合五拾匁	廿七日
同	一合三拾貳匁五分	廿八日
同	一合四拾貳匁五分	廿九日
同	一合五拾八匁	晦日
同	一合三拾貳匁五分	巳正月元日
同	一合四拾五匁	二日
同	一合三拾貳匁	三日
同	一合貳拾五匁五分	
2643		
重豪公御譜中 寫正文在文庫		
高輪詰 奥醫師	(天保四年) 正月十日	
なを／＼御不快御快きかたに御座被成 <small>レ</small> 哉、御返事 ニ委承まいらせ <small>リ</small> 様ニとの御事ニ御座 <small>レ</small> 、めてたく かしく、		
上々様かた御機嫌よく成せられ御めてたさ、度々の雪に		

2644

て一入餘寒もつよくおはしましけへとも、御手前様御障りも御座成れす御めてたき、御不快いかゝの御様子御座被成け哉、雪にて格別の御障りも御座被成すけ哉御尋遊しき、それにつき此行器二荷・添重一組御内々被遣け、何も心得けでよふ申せとの御事こおはしましけ、めてたくかしく、

(卷「天保四年」)

花町

まつ平  
榮翁様  
人々御中

梅溪

全上

なをく何もよろしく申上まいらせけ、めてたくか

しく、

御文被下け、

上々様益御機嫌よく成せられ、御めてたく思召被成けよ

し、さてハ昨日

御臺様方御内々御尋として行器二荷・添重一組被遣け御

事有かたく思召被成けよし、右の御禮御申上被成け御文の様よろしく申上まいらせけ、めてたくかしく、

(卷「天保四年」)

花町

まつ平  
榮翁様  
人々御中

梅溪

全上

なをく幾久しく萬々年祝く入まいらせけ、めて

たくかしく、

上々様かた御機嫌よく被爲成御めてたき、御手前様御老年ニ付、思召を以て御納戸金の内御内々三百兩例年の通り被遣け、御病中ニも御座被成け御事ゆへ、御慰ニも相成け様ニとの思召にて例年よりハ御早ふ被遣け、御めて度御戴き被成け様ニそんしまいらせけ、めてたくかしく、

(卷「天保四年」)

花町

松たいら  
榮翁様  
人々御中

梅溪

全上

なをく何もよろしく申上まいらせけ、めてたくか

しく、

御文被下け、

上々様益御機嫌よく成せられ、御めてたく思召被成けよ

し、さてハ昨日

御臺様方御内々御尋として行器二荷・添重一組被遣け御

事有かたく思召被成けよし、右の御禮御申上被成け御文の様よろしく申上まいらせけ、めてたくかしく、

2645

なをく何もよろしく申上まいらせけ、めてたくか

しく、

御文被下け、

上々様益御機嫌よく成せられ、御めてたく思召被成けよ

し、さてハ昨日

御臺様方御内々御尋として行器二荷・添重一組被遣け御

事有かたく思召被成けよし、右の御禮御申上被成け御文の様よろしく申上まいらせけ、めてたくかしく、

御文下されり、  
上々様益御機嫌よく成せられり、御めてたく思召被成レ  
よし、扱は御手前様御老年ニ付、昨日は

御臺様思召を以御納戸金の内ヲ御内ヲ御金三百兩被遣レ、御事、有かたく御事ニ思召被成レよし、御手前様此

節御病中ニつき、厚き思召にて例年よりも御早ハ被遣レ御事、別ニ有かたき御事と思召被成レよし、右の御禮御申上被成レ御文の様よろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

(卷「大保四年」)

松たいら  
榮翁様  
人ミ御中

花町  
梅溪  
瀧山

2647  
全上

なを／＼御不快の御様子御返事ニ委承まいらせり様

ことの御事ニ御座り、めてたくかしく、

上々様かた御機嫌よく成せられ御めてたき、兎角餘寒去

かねまいらせり、御手前様御障りも御座被成す御めてた

さ、御不快の御様子いかゞて御座被成レ哉、御快方に御

座被成レ哉、餘寒もふかくおはしましうまゝ御尋遊し御尊のミあらせられり、此塗重一組・鰯一おり御あらハ敷御事ながら

御臺様ヲ御内ヲ被遣レ、何もよふ申せとの御事ニ御座レ、

（天保四年）  
めでたくかしく、

松たいら  
榮翁様  
人ミ御中

花町  
梅溪  
瀧山

2648  
重豪公御譜中

重豪公病日漸、心下痞鞭飲食不下、咽、蘿爾服藥終無、有レ驗、實以是年春正月十五日一刻即世江府高輪邸正寢、享年八十九、謚大信院殿榮翁如證大居士、是日留府家老猪飼央尚敏遣急使二人贈書於本國家老、竊報公

之凶信、然有レ故未告

幕府、故國中不發喪焉（舊先公皆善其諱、文為自認之辭、今從其旧是以來擬法名字書某、故而文為史臣之辭矣）

扣正文在文庫  
全上

(島津重義)

三位様御容脉之儀、去ル十日迄未同日飛脚便申越通ニ叶、其後之御容脉漸々御疲勞御食事等及御減少御勝不被遊叶處、昨夜半比より別の御衰弱被爲在、既ニ今朝六時御脈等及診兼叶、御容脉之段別紙之通奥醫師申出何共恐入奉存叶、此段申越叶條 御内證様ニ可被申上叶、以上、

△天保四年正月十五日

猪飼 央

島津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

○三位様御容脉去ル十日申上叶後先御同様ニ被爲 入叶處、御心下御痞鞭被遊叶付、熊姜湯御用被遊叶處、御痰ニ御障り御痰計少々御吐被遊、直ニ御治り被遊、同夜九時比御白湯被召上叶處、御嘔氣被爲 入少々御溜飲御吐被遊、翌十一日杉本宗春院殿御診有之、兎角折々御嘔氣御氣送等被爲 入叶付、御藥本事方七珍散・半夏・丁香加味御調進有之叶、御脈狀未追ニ御軟弱入、

夏・丁香加味御調進有之叶、御脈狀未追ニ御軟弱入、

日ニ御衰弱被爲增候様奉診叶、十二日野間廣春院殿御診有之、去ル九日拜診之節より又ニ御衰弱ニ相診叶

段被仰聞叶、十三日未御同位被爲入叶處、兎角御心下

全上

〔天保四年〕正月十五日

高輪詰  
奥醫師

三位様御不例被爲 入、其段未去ル十日急飛脚を以申越通叶、其後御食事等及御減少ニシテ御疲勞被爲 在叶處、御調進有之叶、御塞被遊、御虛熱被爲 在、御脈御細數ニ被爲成、十四日九時比又ニ御塞被遊、無程御開被遊叶得共、次第ニ御疲勞被爲増、七時比御大便御通叶半ニ又ニ御塞被遊叶付、延齡丹差上ニ應御開被遊叶得共、

今朝御給食ニシテ夜九時比より御脈益御微細ニ被爲成、御藥御針治等色ニ御手當差上候得共、朝六時ニ至次第御陽肫、御足御冷被遊、御脈状及診兼叶御容脉御座候、此段申上叶、以上、

御痞鞭被遊御食事被召上叶兼叶、八時比黒丸子御用被遊、御白湯被召上叶處、御氣送之御氣味被爲 在、不計御塞被遊、御脈狀御微細ニ被爲成、無程御回陽被遊叶、同時杉本宗春院殿御診有之、御藥半附丁香梗米之加味御調進有之叶、御上り今日晝夜ニ御粥五匁五分被 召上叶迄ニ及、夜中迄時ニ御虛熱被爲 在、御脈御細數ニ被爲成、十四日九時比又ニ御塞被遊、無程御開被遊叶得共、次第ニ御疲勞被爲増、七時比御大便御通叶半ニ又ニ御塞被遊叶付、延齡丹差上ニ應御開被遊叶得共、

三位様御不例被爲 入、其段未去ル十日急飛脚を以申越通叶、其後御食事等及御減少ニシテ御疲勞被爲 在叶處、御調進有之叶、御塞被遊、御虛熱被爲 在、御脈御細數ニ被爲成、十四日九時比又ニ御塞被遊、無程御開被遊叶得共、次第ニ御疲勞被爲増、七時比御大便御通叶半ニ又ニ御塞被遊叶付、延齡丹差上ニ應御開被遊叶得共、

今朝御給食ニシテ夜九時比より御脈益御微細ニ被爲成、御藥御針治等色ニ御手當差上候得共、朝六時ニ至次第御陽肫、御足御冷被遊、御脈状及診兼叶御容脉御座候、此段申上叶、以上、

得共、漸々御勝不被遊付御方様御付添、御療養方被

爲盡、御手付得共、今曉七ツ時比より増々御勝不被遊、今

朝六時御内實老被遊御逝去、何共奉絶言語次第御座付、

右付の老早速御届等可被仰上御事付得共、段々御手數之

儀及有之付、今日迄老先ツ御内ニ申諸御手當等取計

付、右付其許江表向老御病氣之筋ニ申越候、此段極

御内用を以御自分方迄申越外條、御内證様江表可被申上

付、尤嶋津市正殿其外格別之御續合有之向老、外江不

相響様被申上付儀共、何分奏御吟味次第可被取計付、以

上

〔天保四年〕正月十五日 猪飼 央

島津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

重豪公御譜中  
扣正文在家老座

扣正文在家老座

三位様御萬歳之後老瑞聖寺に被爲

入筈付段被 仰出置

付得共、

御没後老福昌寺に可被爲 入旨

御隠居様江舊臘

御遺言被遊付段、今朝

御書留之以御寫

〔天保四年〕正月十五日 嶋津丹波殿 猪飼 央

御直ニ承知仕付間、此段爲御心得以御内用申越付、以上、

「天保四年」正月十五日 川田信濃殿 二階堂主計殿

重豪公御譜中  
扣正文在家老座

重豪公御譜中  
扣正文在家老座

公邊江御病氣御届之儀、來ル廿六日夕被差出付様可被

仰付哉、

〔本文御希御拌領之節、至極御大切之御届被差出候付、伺御機縫茂申上、其

一右付御親類様方等江爲御知可被仰進哉、

〔本文御希御拌領之節、至極御大切之御届被差出候付、伺御機縫茂申上、其

外書御同之通被仰付候旨被 仰出候事〕

一右付月次御禮罷出付面江

御三殿様

若殿様江伺御機嫌申上、諸士老御帳ニ相付同斷申上、

大奥江兼る申上來付面江是又申上付様可被仰付哉、

一右付極々急飛脚可被差立哉、

一來ル廿六日被仰付通到今日猶又御勝不被遊との御届

若殿様江伺御機嫌申上、諸士老御帳ニ相付同斷申上、

大奥江兼る申上來付面江是又申上付様可被仰付哉、

一右付極々急飛脚可被差立哉、

一來ル廿六日被仰付通到今日猶又御勝不被遊との御届

來ル廿八日夕被差出外様可被仰付哉、

一公方様

内府様より御尋之

上使來ル廿九日御出被成外ハヽ、御大切之御届來月朔

日夕被差出外様可被仰付哉、

一右 上使付、月次御禮罷出外面々

御三殿様

若殿様ニ御祝儀申上、諸士老御帳ニ相付同斷申上、大

奥ニ兼申上來外面々是又申上外様可被仰付哉、

一右御大切之御届被仰上外付、月次御禮罷出外面々

御三殿様

若殿様ニ伺御機嫌申上、諸士老御帳ニ相付同斷申上、

大奥ニ兼申上來外面々是又申上外様可被仰付哉、

一右兩御廉付御親類様方等ニ御知可被仰進哉、

一來月二日 上使を以御着拜領被爲 在外ハヽ、至極御

大切之御届御先手衆を以右 上使ニ被差出答外、

一右御着御拜領付、月次御禮罷出外面々

御三殿様

若殿様ニ御祝儀申上、諸士老御帳ニ相付同斷申上、大

奥ニ兼申上來外面々是又申上外様可被仰付哉、

一右付御親類様方等ニ爲御知可被仰進哉、

一右御着御拜領付、御親類様方等ニ爲御知可被仰進哉、  
一御逝去之御届來月三日被差出、當朝卯刻御逝去之筋可  
被仰出哉、

一右付御親類様方等ニ爲御知可被仰進哉、

一右付月次御禮罷出外面々

御兩殿様

若殿様ニ伺御機嫌申上、諸士老御帳ニ相付同斷申上、大

奥ニ兼申上來外面々是又申上外様可被仰付哉、

一右付極々急飛脚海陸貳手ニ可被差立哉、

一右之通可被仰付哉、此段奉伺候事、

(天保四年)

重慶公御譜中

正文在琉球國司

從 國王様尊書致拜見外、去々歲

三位様御位階御昇進之爲御祝儀、以豐見城王子御太刀一  
腰・御馬代黃金十兩并目錄之通被差上之、到江府遂披露  
外處御滿悅之御事外、此旨可有洩達外、恐々謹言、

(天保四年) 正月廿五日

二階堂主計 實名判

川田信濃  
實名判

(卷)  
天保四年正月廿六日

松平大隅守

鳴津丹波  
實名判

〔右御書付御日附当日御留守居本田六左衛門を以御用番松平和

三司官

泉守様<sup>江</sup>被差出<sup>レ</sup>外、被成御落手<sup>レ</sup>旨御取次今井彌太夫を以  
被仰聞<sup>レ</sup>」

2654

全上

從前國王様尊書致拜見<sup>レ</sup>、去<sup>ミ</sup>歳

三位様御位階御昇進之爲御祝儀、以豐兒城王子御太刀一  
腰・御馬代黄金十兩并目錄之通被差上之、到江府遂披露  
外處御満悦之御事<sup>レ</sup>、此旨可有洩達<sup>レ</sup>、恐<sup>ミ</sup>謹言、

(卷)  
「天保四年」正月廿五日  
二階堂主計  
實名判

川田信濃  
實名判

鳴津丹波  
實名判

三司官

全上

扣正文在家老座

同氏榮翁事先達<sup>ム</sup>より不快有之<sup>レ</sup>外處<sup>江</sup>到<sup>ル</sup>頃日相勝不申<sup>レ</sup>、  
此段御届申上<sup>レ</sup>、以上、

2655

2656  
全上

三位様御病氣之段考、去ル十五日極<sup>ミ</sup>急飛脚を以申越通  
外、然處漸<sup>ミ</sup>御疲勞御増被遊<sup>レ</sup>付、今日御病氣之御届御  
用番松平和泉守様<sup>江</sup>別紙御案文寫之通之御届書御留守居  
持參差出<sup>レ</sup>處、被成御落手<sup>レ</sup>旨御取次を以被 仰聞<sup>レ</sup>段  
申出<sup>レ</sup>、右付月次御禮罷出<sup>レ</sup>面<sup>ミ</sup>

御三殿様

若殿様<sup>江</sup>奉伺御機嫌、諸士老御帳ニ相付同斷申上、且大  
奥<sup>ミ</sup>及兼<sup>ム</sup>申上來<sup>レ</sup>面<sup>ミ</sup>考每之通申上<sup>レ</sup>、左<sup>レ</sup>御親類  
様方等ニ爲御知被仰進<sup>レ</sup>儀共御使番致取扱<sup>レ</sup>、當分之御  
容躰猶以御草臥強被成御座<sup>レ</sup>故、御容躰書・御食付等不  
差越<sup>レ</sup>、右次第之御容躰何共恐入奉存<sup>レ</sup>、此段申越<sup>レ</sup>條  
御内證様<sup>江</sup>被申上、向<sup>ミ</sup>申渡等之儀共何分<sup>ミ</sup>可被取計<sup>レ</sup>、  
以上、

(天保四年) 正月廿六日

猪飼 央

鳴津但馬殿

鳴津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

全上

三位様御病氣付る者追々申越置通け處、段々御差重別る

御難症之御容躰被爲成、御内實老御極之段者先便申越置

通り、右付

公邊御届被仰出、極々急飛脚差立表向申越通り、御届

一件付る者段々御手數等多有之、其上無御據御故障筋之

御譯合及被爲在候付、御極御届者來月三日被仰出筈ハシ、

左ハシ付

御遺軀御國許ニ御引越、福昌寺ハシ御入寺之筈ハシ間、御

内々老御下國御手當折角之取しらへ等ハシ、來月十日比

迄を限爰許御發棺之積ハシ、御供御家老調所笑左衛門殿ハシ・

御側御用人本田六左衛門・高輪御附御小納戸頭取・御用御

取次見習早川男破魔御側役之場ニモ御側御用人兼御供被仰付筈ハシ、其外奥向表方御供之儀を追々被仰出付、致

内達置ハシ間御弘之上被仰付筈ハシ、其許之儀を御手當向等内々取しらへ被置、表向申越ハシ上素猶又無間違様被取計ハシあ可有之外、此段御内用を以申越ハシ、以上、

(天保四年) 正月廿六日

猪飼 央

鳴津但馬殿

鳴津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

全上

三位様御内實御極ニ付る者、何篇

外々様御例より少々御手厚方ニ取しらへ候様承知仕ハシ、

右付る者、於御當地老御隠居之 御方様御逝去之御例無

御座ハシ間、於御國元

(鳥津總農)

宥邦院様御逝去之御例を以少々御手厚取しらへ、

御下國之儀者

(鳥津重年) 圓德院様御例ニモ是又少々御手厚方ニ取しらへ候様可仕哉之旨奉伺ハシ處、其通被仰出候付可承向迄致内達置、

表向御逝去御發有之ハシ上向ハシノ老申渡筈ハシ、此段御内用を以申越ハシ條、其元向ハシ申渡之儀者御逝去御左右之飛脚

致到着付上可被申渡付、以上、

(卷)天保四年正月廿六日

猪飼 央

(卷)天保四年正月廿六日 猪飼 央

鳴津但馬殿

鳴津但馬殿

鳴津丹波殿

鳴津丹波殿

川田信濃殿

川田信濃殿

二階堂主計殿  
二階堂主計殿

二階堂主計殿

2659  
全上

三位様御逝去ニ付の者 御方々様に

御内證様より御見廻等之御使可被差越哉、

(鳥津井與幸)  
賢章院様御同斷之節及御使被差越付、右之通致吟味奉伺付處、伺通被仰出付、

一圓徳院様御逝去之節、寄合並以上相中使御馬廻、諸士相中使御小姓與被差越付筋相見得、尤御一門方等名者自分使者被差越付不及、書狀を以被申上付筋相見得付付、此節者何様可被仰付哉之旨奉伺付處、

圓徳院様御例通被仰付付被 仰出付、

右之通被仰出付、此段御内用を以申越候條、御逝去御左右飛脚致到着付上、夫々御先例通被取計ニ可有之付、以上、

2660  
全上

三位様御遺骸福昌寺に被爲 入付の者、御位牌何方

に 御安置可被遊哉、且 御廟所場所之儀者不及奉伺、

於御國許吟味次第可被仰付哉之旨奉伺付處、御位牌者御惣靈様御位牌殿御一所ニ 御安置付様、且 御廟所場

所之儀者、

(鳥津井家久)  
中納言様御影堂御後邊又者

(竹崎、継豊後室)  
淨岸院様御廟所左御脇邊に 御安置付様被 仰付付、

取覺之者は空ニ別紙龜繪圖面取仕立させ、張紙を以達賁間付處、右御兩所之間何れニカニ御都合宜方其元吟味次第被仰付付、尤右繪圖面之儀及空取仕立付の者、屹と御取究及被遊兼付御事故、張紙より少々御場所相替ひる及御差支無之との御事付、右之趣被相含御都合能可被取計付、此段御内用を以申越候、以上、

(卷) 天保四年 正月廿六日

猪飼 央

口裏  
正月廿七日  
旧御番所御文書三番箱中

鳴津但馬殿

鳴津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

2661  
全上

御いまの御局へ

右

此節

御遺駕下之關迄大里に御渡之御船、久見崎迄被差廻し筋申越苦し得共、急速成事し得者其内相廻り居し程合難計

付、爰許ニ奥平、重家男御方ニ御留守居を以被及御内談、

彼御方御在合之御船御借受之御内定ニ付間、其御方より

御手當ニ不及シ、荒井御渡船之儀及御手當相濟居シ、爲

御心得此段以御内用申越シ、以上、

(卷) 天保四年

正月廿六日

猪飼 央

鳴津但馬殿

鳴津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

2663  
重豪公御譜中

正月二十八日以ニ 公之疾病一告ニ月直老中松平和泉守乘  
寛一、二十九日

大家遣ニ堀田相摸守正篤御葬者衆高輪邸、尋ニ問ニ公之病ニ  
儲后家慶公亦有ニ懇篤之旨、秋月筑前守種任代ニ公而  
爲ニ送迎之禮ニ、而日既過、申故是日不レ及レ登ニ城、至ニ本  
丸・西丸老中邸ニ謝恩、又遣ニ留守居于田沼玄蕃頭意正  
儲后家慶公及若年寄邸、表方使者于御側衆邸、番頭使者于堀  
田正篤之邸ニ、各謝恩、

さつまの中將より今度昇しんの御禮として黄金百兩・御  
きぬ三十疋進上おハしましけ、ひろう申てナヘはおもし  
ろく思しめしけよし、よくこゝろへて申せとてナヘ、御  
心へてつたへさせられナヘへくナヘ、かしく、

全上

扣正文在家老座

川田信濃殿  
二階堂主計殿

同氏榮翁事病氣段々致養生外得共、草臥相增一昨日御届申上外通、到今朝不相勝不輕容躰外、此段申上外、以上、

(卷「天保四年」)

正月廿八日

松平大隅守

(卷「右御書附御日附当日御留守居本田六左衛門を以、御用番松平和泉守様正被差出外處被成御落手外旨、御取次大山彦左衛門を以

被仰聞外」)

重豪公御譜中  
扣正文在家老座

先月廿九日

上使御出之節、御容躰書等別紙四通之通御坊主組頭を以被差出外付、爲御心得相添此段申越外、以上、

(卷「天保四年」)

二月三日

猪飼 央

嶋津但馬殿

嶋津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

全上

三位様御不例之儀追々申越外通、猶又不被遊御勝御草臥被成御増、何共恐入奉存外、右付の考

御惣方様別々被遊、御心配外得共、於御機嫌考何之御障も不被遊御座外、此段申越外條

御内證様ニ可被申上外、以上、

(卷「天保四年」)

正月廿九日

猪飼 央

容躰書

同氏榮翁病氣不相勝、食事給兼草臥相增申外、以上、

(卷「天保四年」)

正月廿九日

松平大隅守

嶋津但馬殿  
嶋津丹波殿

全上

家來醫師

中川隆玄  
杉本宗春院

御醫師

(卷天保四年)正月廿九日

全上

右容躰爲見申外、

松平大隅守

右同

河村宗瞻

家來醫師

喜多村良宅

多記安叔

右四人藥服用仕外、

杉本忠溫

杉本宗春院  
野間廣春院

右相詰罷居外、以上、

(卷天保四年)正月廿九日

松平大隅守

御醫師

河村宗瞻

喜多村良宅

相詰罷在内一類共

松平(島津齊興)  
大隅守松平(同齊富)  
後守松平(池田齊政)  
守松平(島津齊溥)  
守松平(同齊富)  
守松平(島津齊溥)  
守松平刑部太輔  
守奥平左衛門尉  
守

(卷天保四年)

同年二月二日

大家及 亞相公再訊 重豪公之病、使下内藤大和守頼寧  
者衆來于高輪邸上、蒙懇篤

上旨乃賜御看、秋月筑前守種任代、公奉恩旨、而  
日既過晡時、故不及登城、至本丸・西丸老中各邸、  
謝恩、亦遣留守居若年寄及田沼玄蕃頭意正之邸、表方  
使者于御側衆邸各謝恩、

全上

扣正文在家老座

三位様御病氣段々御差重御大切之御容駄付、別紙御案  
文寫之通、一昨朔日夕御用番松平周防守様に御留守居  
持參差出レ處被成御落手レ旨、御取次を以被仰聞レ段

別紙之通申出レ、然處昨二日  
公方様より 上使御奏者番内藤大和守様を以

三位様御看御拜領有之レ付、

御名代秋月筑前守種正<sup>(種正)</sup>様御引受、高輪御門地(福カ)藩内迄御出迎  
御案内、御客間レ 御着座、

上意之趣且

内府様より及 上意有之御承知、御看御頂戴有る御人、  
上意之趣御家老承知仕、御側役を以申上御頂戴相濟、  
御受之儀又御家老承知仕御名代に申上、再 御出御受  
被仰上、

上使之御方ニ御容駄書等別紙四通之通、御坊主組頭を  
以被差出、御取持之御次第等都あ御先例通相濟レ、左  
外カ

御名代御登 城之筈レ處、七時後相成レ付不被爲及其  
儀、

兩御丸御老中様ニ

太守様より之御禮ニ御兼御廻勤、田沼玄蕃頭様・若御  
年寄様に御留守居、御側衆に老表方御使者を以御禮被  
仰達、

上使之御方ニ老御番頭以御使者御禮被仰達相濟レ、

一御三殿様 大奥御勤之儀、御先例通御文を以被 仰上  
レ、

一月次御禮罷出レ面ニ席ニ謁ニカ

御三殿様 若殿様に御祝儀申上、諸士老御帳ニ相付同  
断申上レ、 大奥ニ兼メ申上來レ面ニ老每之通申上レ、  
一右 上使之御方ニ至極御太切之御届被差出候付、月次

2673

御禮罷出外面レ席シ謁エ

御三殿様 若殿様シ伺御機嫌申上、諸士シ御帳シ相付  
同斷申上、大奥シ兼シ申上來レ面シ考シ每シ之通申上レ、  
一御内輪御吹聽脇シ爲御知等之儀共、御使番致取扱相濟

外

右申越レ條

御内證様シ被申上レ儀共、何分シ被取計シ可有之  
以上、

(天保四年) 二月三日

猪飼 央

嶋津但馬殿  
嶋津丹波殿  
川田信濃殿  
二階堂主計殿

全上

同氏榮翁事病氣段シ差重大切之容躰罷成レ、此段申上レ、  
以上、

(天保四年) 二月朔日

松平大隅守

全上

容躰書

同氏榮翁事病氣差重、昨日申上レ通至極大切罷成レ、以  
上、

(天保四年) 二月二日

松平大隅守

相詰罷在レ一類共

松平大隅守

松平溪山

松平豊後守

松平伊豫守

松平美濃守

奥平左衛門尉

戸田采女正

戸澤能登守

島津又吉郎

御醫師

杉本宗春院

野間廣春院  
中川隆玄  
杉本忠溫

△天保四年▽二月二日

松平大隅守

全上

右四人藥服用仕外、

家來醫師  
多記安叔

△同

喜多村良宅  
河村宗膳

三位様御病氣御勝不被遊、其段追々急飛脚等を以申越  
通ニ外、然處漸々御疲勞御増段々御療養被遊外得共、  
御養生不被爲叶、今朝卯刻被遊御逝去奉絶言語外、依  
之御忌服等之儀御用人御記錄奉行に相しらへ外處、

太守様御忌三十日、御服百五十日、

御隱居様

(重葬男)

左近様

(重葬男)

虎之助様

(重葬女)

淑姫様御忌五十日、御

服十三月ツヽ、

〔天保四年〕二月二日

松平大隅守

若殿様御忌二十日、御服九十日、

(重葬男)

報七郎様御忌三十日、御服百九日、

(重葬女)

幸姫様御忌二十日、御服九十日被爲請筈外旨申出外付、

達貴聞

御方々様に申上可承向内及申渡外、

一右付御逝去之御届并御忌服之儀、今日別紙御案文之通

御用番松平周防守様・西丸御用番松平伯耆守様に被差

出外處御落手相成外、右付脇々爲御知之儀者、御使番

致取扱相濟外、

一右付月次御禮罷出外面々今日席々謁ニ有

御兩殿様 若殿様奉伺御機嫌、 大奥江友兼の申上來

右相詰罷居外、以上、

同

河村宗膳

家來醫師

喜多村良宅

御醫師

野間廣春院

杉本忠温

外面ハ老每之通奉伺御機嫌、諸士老御帳ニ相付同斷申上シ、

一右付御屋敷中慎之儀、普請・鳴物・殺生日數三十日令

停止、高輪・白金御屋敷老五十日同斷、其外御屋敷老

五日相過レバハ、普請老不苦レバ、

一太守様御忌三十日、御服百五十日被遊御請レバ付、御家

中之面ハ月代之儀老日數十五日致間敷レバ、髭老五日相

過スルリ可申レバ、尤御忌内老可相慎レバ、

一若殿様御忌二十日、御服九十日被遊御請レバ付、御附之

面ハ日數十日月代致間敷レバ、髭老五日相過スルリ可申レバ、

尤御忌内老可相慎レバ、御附女中之儀及同斷可相慎レバ、

一左近様 虎之助様 淑姫様御忌五十日、御服十三ヶ月

ツ、被遊御請レバ付、御附女中之面ハ御忌日數可相慎レバ、

一報七郎様御忌三十日、御服百五拾日被遊御請レバ付、御

附女中之面ハ御忌日數可相慎レバ、

一御隱居様御忌内老御家中之面ハ并高輪・白金御附外女

中之儀老心入を以可相慎レバ、

一七日相過家來末ハ迄老可爲致月代レバ、

一御留主居・御留王居附役・御留守居組足輕之儀、

公邊御役場ニ老相勤事外間、月代立ニ不及、家來末ニ

迄ラバ同斷、

一御方ハ様ニ御見廻等之儀老御使番致取扱、其許同役ニ

今日便申越レバ段申出シ、

一郁君様御事御祖父様ニの御忌三十日、御服百五拾日被

音宣女遊御請答レバ得共、

太守様御養女被爲成、御曾祖父様之御續相成候故、御

忌二十日、御服九十日御請可被遊旨申上シ様、京都御

遊御請答レバ得共、

一其許御忌掛之向老御役ニ被相調、何分ラバ被取計ニあ

可有之レバ、

一右付隣國并長崎御奉行・佐土原爲御知、中山王承知等

之儀共、御先例を以可被取計レバ、

一御法名

大信院殿榮翁如證大居士と奉稱レバ旨被仰出シ付、

御法名白木箱入ニあ差越シ、

一右旁申越レバ條

御内證様ニ被申上、其許申渡等之儀共可被取計レバ、

以上、

但京大坂慎沙汰等之儀共今日便申越レバ、尤御續書

等六通差越シ、

(未)「天保四年」二月三日

調所笑左衛門

猪銅央

忌二十日 二月三日より  
二月廿一日迄

服九十九日 二月三日より  
五月三日迄

松平豊後守

右之通御届申上候、以上、

(未)「天保四年」二月三日

松平大隅守

鳴津但馬殿  
鳴津丹波殿  
川田信濃殿  
二階堂主計殿

2678

全上

同氏榮翁事病氣養生不相叶、今三日卯刻致死去り、此段

御届申上り、以上、

(未)「天保四年」二月三日

松平大隅守

全御譜中

以ニ今茲春二月三日ニ告ニ 公之薨去於

大家ニ、是日邸中初發喪、六日

大家遣ニ堀田相摸守正篤者衆高輪邸、哀惜 公之棄世ニ、  
賜ニ香奐銀五十枚一且弔ニ 齊興公及 老君溪山公之喪ニ、

儲后家慶公亦加ニ哀惜之言ニ、秋月筑前守種任爲ニ送迎之

禮ニ、而即日至ニ本丸・西丸老中邸ニ謝恩、又遣ニ留守居于田

沼玄蕃頭意正總后家慶公及若年寄邸、表方使者于御側衆邸、  
番頭使者于 上使堀田正篤之邸各謝恩、七日

御臺様亦哀惜 公之棄世ニ、以ニ奉文ニ賜ニ香奐銀三十枚ニ、

忌五十日 二月三日より  
三月廿二日迄

服十三ヶ月 二月三日より  
午二月迄

松平溪山

2679

全御譜中

以ニ今茲春二月三日ニ告ニ 公之薨去於

大家ニ、是日邸中初發喪、六日

大家遣ニ堀田相摸守正篤者衆高輪邸、哀惜 公之棄世ニ、  
賜ニ香奐銀五十枚一且弔ニ 齊興公及 老君溪山公之喪ニ、

儲后家慶公亦加ニ哀惜之言ニ、秋月筑前守種任爲ニ送迎之

禮ニ、而即日至ニ本丸・西丸老中邸ニ謝恩、又遣ニ留守居于田

沼玄蕃頭意正總后家慶公及若年寄邸、表方使者于御側衆邸、  
番頭使者于 上使堀田正篤之邸各謝恩、七日

御臺様亦哀惜 公之棄世ニ、以ニ奉文ニ賜ニ香奐銀三十枚ニ、

重蒙公御譜中

扣正文在家老座

(未)亡祖父榮翁遣骸之儀、先例之通國元々差越申度御座外、此段御差圖可為勝手次第候被成可被下外、以上、

(未)「天保四年」二月四日

松平大隅守

(未)右御書附御日附当日御留守居半田嘉藤次を以御用番松平周防守様江被差出置外處、同日御留守居御呼出付、嘉藤次罷出付處、御取次吉澤勇右衛門而右之通御付紙を以被仰渡外

仝上

(未)亡祖父榮翁遣骸國元々差越外節、東海道・美濃路通行、城州伏見御付紙驛より西之宮迄老通人馬ニ山崎道差遣申度御座外、此段相伺申外、以上、

(未)「天保四年」二月五日

松平大隅守

(未)右御書附御日付当日御留守居半田嘉藤次を以御用番松平周防守様江被差出外處、即日御留守居御呼出付、右之通御付紙を以被仰渡外、尤西丸江御同案被差出外事」

一繼馬七拾五疋

一繼人足七拾五人

右老大隅守祖父亡榮翁遺骸此度國許江差越申處、遠境之儀ニエ、兼メ大隅守旅行之節すら御定人馬ニエ老不足仕外付、無據奉願、前書之通繼立御免被仰付置儀

二御座外、然處此節之儀老平常之旅行共相替、殊ニ從三位被仰付置外身柄之儀ニエ御座外得老、旁以如何様

(未)書面遣般國許江被差越候付、御定人馬ニエ老不足ニ有之、通人裏道之儀間差略仕外老、迎タマ御定員數ニエ老不足仕外間、何卒

(未)書面遣般國許江被差越候付、御定人馬ニエ老不足ニ有之、通人裏道之儀間合之處、此度之儀若無撫次第付、別格之訛を以東海道并美濃路共人足七

大隅守旅行之節當日御立同様御正賃錢を以、東海道・美濃路前書之通繼立御免被仰付度奉願付、諸家様ニエ

(未)追タマ先崩届之節、何月幾日差國相資候段書可被若出候、及相違、格別遠境旅行之儀ニエ御座外間、別段厚御汲取

(未)被成下、出格之御評議を以顧通御聞濟被成下外様仕度、尤右通申上外儀ニエ老御座外得共、現繼立外處ニ至候老少々増減エ出來可仕哉付、全召仕外高老追ム御居申可申上外、此段申上外、以上、

(未)「天保四年」二月

松平大隅守

(未)西筑右衛門

松平大隅守殿祖父隱居榮翁殿就病死、遺骸棺納從江戸薩

摩國鹿兒嶋菩提所福昌寺迄<sup>箱根</sup>今切關所無相違可被通レバ、大隅

守殿内半田嘉藤次斷付如斯シテ、以上、

天保四年巳二月七日

内匠印

土佐印

信濃印

左近印

甲斐印

箱根  
人改中

一去ル七日

御臺様より及御奉文を以大奥迄御香奐銀三拾枚被遊御

拜領レバ、

重豪公御譜中

扣正文在家老座

三位様御逝去付、去ル六日

上使御奏者番堀田<sup>正徳</sup>相摸守様を以、御香奐銀五拾枚御拜

領且

太守様 御隠居様ニ

公方様 内府様より爲御悔 御懇之被爲蒙

上意、御名代秋月筑前守様御引請シテ、諸事御先例

之通御頂戴等相濟シテ、左レバあ

兩御丸御老中様方ニ御廻勤、田沼玄蕃頭様・若御年寄様

御留守居、御側衆ニ表方御使者を以御禮被仰達、  
上使之御方ニ考御番頭御使者を以御禮被仰達レバ、

一大奥御勤之儀考、御忌明之上被仰上答レバ、

一御内輪御吹聽脇ニ爲御知又考

近衛様 其外様爲御知等之儀共、御使番致取扱相濟レバ、  
於爰許隣國・長崎其外爲御知等之儀考、先例之通被取  
計シム可有之レバ、

一去ル七日

御臺様より及御奉文を以大奥迄御香奐銀三拾枚被遊御

拜領レバ、

一右兩條御香奐銀之儀考、其許シム福昌寺に可被相備儀  
故、追シテ付札可差越シテ間、御銀考其許シム取替被差上

候儀共御先例之通可被取計シテ、尤右銀子考跡ニ御法事  
之節、爰許シム被召仕シテ付、此節及<sup>シテ</sup>其通取計之答レバ、  
右申越シテ條

御内證様ニ可被申上シテ、右通以

上使御香奐銀御給、誠以御懇之御事と奉存シテ、以上、

(天保四年)二月十日 調所笑左衛門

鳴津但馬殿

鳴津丹波殿

全上

比節

(島津重泰)

大信院様御下國ニ付の考、長髪ニ致御供方儀ニ付有  
之間數哉と先例段々相糺け處、御帳留等々全不相見得  
付、御留守居を以聞合爲致け處、松平讚岐守様御方御遣

骸御下國之節、御供方之面々長髪ニ致御忌明相成け  
矢張其儘ニ付御下國相成け段申出け付、御國御着まで長  
髪ニ致御供、家來下々之者考月代すりけ様伺之上申渡  
け、此段爲御心得申越け、以上

(天保四年) 二月十日

猪飼 央

重豪公御譜中

今茲納ニ 大信公木主於江府瑞聖寺ニ、自二月十四日至  
十六日、於瑞聖寺修中陰之法事ニ、太守齊興公附白

銀百枚・米六十俵於寺ニ、以資法事之用ニ、而老君齊宣  
公白銀五枚・儲君齊彬公三枚 英姫君齊彬公夫人二枚亦各附

寺以附祭焉、而使下家老格調所笑左衛門廣郷燒香拜上、  
英姫君者別使廣敷用人代拜上焉、若三十五日・四十九日

法事ニ亦於瑞聖寺修之、齊興公皆附白銀十枚・米十

川田 信濃殿  
(佐與)  
二階堂主計殿

金貳百兩

右考 大信院様御位牌近ニ瑞聖寺ニ御安置之書け付、以  
來爲御詞堂金石之通被 召付け旨被 仰出け付、

大信院様御在世中金三百兩御寺納之節之振合通御物方ニ  
御借入ニシテ、七朱之利金年々七月・十二月二季ニ被相渡  
け旨申渡候、此段爲御心得申越け、以上

(天保四年) 二月十日

猪飼 央

島津但馬殿

川田 信濃殿

二階堂主計殿

(天保四年) 二月十日

猪飼 央

嶋津但馬殿  
嶋津丹波殿  
川田信濃殿  
二階堂主計殿

俵於寺一以資<sub>二</sub>其用<sub>一</sub>、齊宣公、齊彬公及、英姬君各附祭而附銀代拜亦如<sub>二</sub>中陰之儀<sub>一</sub>、四月三日又修<sub>二</sub>百日法事於瑞聖寺<sub>一</sub>、齊興公附<sub>二</sub>白銀三十枚・米二十俵於寺<sub>一</sub>以資<sub>二</sub>祭祀之用<sub>一</sub>、而、齊宣公、齊彬公及、英姬君各附祭而附銀代拜亦同焉、

2688  
重豪公御譜中

二月二十日夜飛報至、自<sub>二</sub>江戸<sub>一</sub>、報<sub>二</sub>公之凶信<sub>一</sub>、即夜家老・若年寄・大目附及家老座書吏等各登<sub>一</sub>城、而明日發<sub>一</sub>喪、國中選<sub>二</sub>密八音<sub>一</sub>、二十四日、齊興公生母<sub>名曰於八百、時稱御内證樣</sub>遣<sub>二</sub>廣敷番之頭田尻小次郎種常江戸<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>一門<sub>一</sub>、一族、家老・若年寄・大目附・一所持・一所持格・寄合・寄合並・諸有司<sub>一</sub>、遣<sub>二</sub>目附裁許掛近藤彦左衛門正爲<sub>一</sub>此行也<sub>坂為馬廻</sub>、自<sub>二</sub>諸士相中<sub>一</sub>遣<sub>二</sub>中小姓廻新藏政備<sub>一</sub>、各弔<sub>二</sub>太守齊興公及、老君溪山公及庶子等之喪<sub>一</sub>焉、

全上

扣正文在家老座

三位様御不例被盡御養生<sub>レ</sub>得共不被爲叶、去ル三日御逝去之段同日極<sub>ム</sub>急飛脚を以委曲被申越趣、一昨廿

日夜到着奉承知奉絶言語<sub>レ</sub>、則御内證様に由上<sub>レ</sub>處、別の御殘情被思召上<sub>レ</sub>得共、於御機嫌考無御差障被遊御座<sub>レ</sub>、右付御方<sub>ミ</sub>様に從

一御逝去付の考、御一門方を初諸大身分・奥表諸御役人一門方以下諸御役人より惣代御馬廻之場ニあ近藤彦左衛門、諸士惣代中小姓廻新藏江被仰付、明後廿四日差立被遣<sub>レ</sub>、

一御逝去付の考、御一門方を初諸大身分・奥表諸御役人其外月次御禮罷出<sub>レ</sub>面<sub>ミ</sub>今日登<sub>一</sub>城、於席<sub>ミ</sub>御逝去之御弘目有之、左<sub>レ</sub>の右面<sub>ミ</sub>則日謁御家老、

太守様

御隠居様

若殿様に伺御機嫌被申上、御女中方之儀<sub>ミ</sub>同斷被申上、大奥<sub>ミ</sub>兼<sub>ム</sub>伺御機嫌被申上來<sub>レ</sub>面<sub>ミ</sub>考每之通被申上、其許<sub>レ</sub>伺御機嫌之儀考右彦左衛門便より被申上<sub>レ</sub>様致通達<sub>レ</sub>、左<sub>レ</sub>の拙者共并大目附以上より考今日便伺御機嫌申上候、

一御當地之寺院着座有之分考同日九ツ時登<sub>一</sub>城、謁御家老伺御機嫌申上、其外之寺社家考寺社奉行於宅伺御機

嫌申上、諸鄉寺院着座之門首考寵越次第登 城、謁御  
家老同斷申上、其外之寺社家考御假屋又考地頭・領主  
於假屋同斷申上外、  
一詰合琉球人同日九ツ時登 城、謁御家老同斷申上外、  
一諸士并諸組與力明廿三日四ツ時登 城、謁御家老同斷  
申上外、  
一移地頭并諸所地頭代・抑之儀、不差支時節寵越、謁御  
家老同斷申上、諸鄉之儀考鄉土年寄・組頭壹人ツ、寵  
越、伺御機嫌御帳ニ相付申上等外、  
一爰許慎之儀御先例を以申談、御直士之儀考日數三十日  
月代仕間敷、殺生并鳴物是又日數三十日、普請作事考  
日數十五日、漁獵并諸商賣且又家職ニ付音高き儀考日  
數七日相止外、足輕・御口之者・壹身者日數三十日月  
代仕間敷、又者并町人・百姓等不及其儀、高輪并白金  
御附之面ミ考日數五十日月代仕間敷申渡、諸鄉・琉球  
諸鳴ニ考相達外曰右相慎外様申渡外、  
右申越外條

太守様 御隱居様 范殿様被達 貴聞、  
其外様ニ  
(天保四年)二月廿二日 誠訪治部

2690

重蒙公御譜中  
扣正文在家老座

大信院様御中陰御法事、去ル十四日右同十六日迄於瑞

調所笑左衛門殿

三位様御法號今日於御家老座寺社奉行ニ相渡、松之間ニ  
あ福昌寺ニ相渡、住持奉守上、御中途御先拂都ニ先例之  
通申渡、寺社奉行御跡より差越福昌寺ニ被遊  
御入、毎朝御佛餉御茶湯差上御回向申上、初御忌日ニ考、  
御先祖様方御忌日御同様御靈膳等法式之通有之等外、右  
付  
御内證様ニ申上、御法號大目附以上御家老座ニニ拜見  
被仰付、御一門方を初御役人限詰衆於席ニ寫拜見被仕、御  
女中方ニ致通達、組中并諸鄉・琉球・諸鳴・佐土原假屋守ニ  
考申渡外、此段申越外條被達 貴聞ニあ川有之外、以上、  
(天保四年)二月廿四日 誠訪治部  
調所笑左衛門殿

重蒙公御譜中  
扣正文在家老座

聖寺御執行被仰付、

御隱居様 若殿様

御前様より御附御法事被仰付レ付、御香奠不及御備、  
御寺納物有之、

御兩殿様 若殿様御代香御廣敷御用人相勤レ、  
若殿様御代香拙者相勤レ、

御前様御代香御廣敷御用人相勤レ、  
御兩殿様 若殿様奉伺御機嫌、諸士レ御帳ニ相付同斷

申上レ、

一右御法事濟之上月次御禮罷出レ面レ、

一米六拾俵

右御中陰御法事料として被相渡レ、

一銀五枚

右之通御法事無御滯被爲濟レ、此段申越レ條、  
御内證様レ可被申上レ、以上、

(未) 天保四年 二月廿九日 調所笑左衛門

御隱居様

鷗津但馬殿  
鷗津丹波殿  
川田信濃殿

一銀三枚

二階堂主計殿

若殿様

重蒙公御譜中

一銀貳枚

扣正文在家老座

御前様

右之通御附御法事料として被相渡レ、

一左近様 虎之助様 報七郎様御代香奥向、

大信院様御入寺御行列且御道具等之儀共被申越趣致承知

淑姫様 隨姫様 幸姫様御代香御廣敷御用人相勤、御  
香奠銀等御寺納有之レ、

一御當地御家考以下御役々其外大奥女中迄御香奠獻納被

仰付、御中陰内拜禮被仰付レ儀共、跡レ之振合を以申  
渡レ、

一御親類様方等より御附使者又レ御代香等御座レ御方様  
爻有之レ付、御挨拶向之儀レ御使番致取扱レ、

中途段々及評儀、就中水上より之御行列者追々多人數

委爲申越け、此段申越け、以上、

(末) 天保四年三月廿日

猪飼  
央

故、御供御役々に爲致吟味處、別紙之通申出置け、然

處其許申渡之儀被申越、何委御先規通之申渡振ニ候得考、

何ぞ御差支考有之間敷等レ間、別紙通御取計有之ト様ニ

と申儀ニム考無之ト得共、適致吟味申出置レ事故、若哉

御吟味之端レ間相成儀ム有之哉と差越レ、且出水より

伊集院迄考、御泊・御休共最前御寺々に御手當有之由被

申越、横井御休所之儀右近邊に御寺等委無之ト付、何れ

御茶屋御庭江、御棺被成御座レ假葺之御場所ニム委御

出來ニ相成居可申哉、此儀考

圓徳院様御例委有之、御手當ニム及居レ半と存レ付得共、

心付レ付申越レ、且水上之儀委暫考御立場無之ト考、

御行列繰立等御都合出來兼候故、客屋庭江、御棺被成御

座レ御場所、苦嘗等ニム及御出來有之度レ、右場所手狹レ

而調兼レハ、何れ彼邊に見計を以御立場被取立置度レ、

尤暫之御事レ故、御幕固等ニム及可然哉ニ被存レ、右彼

是之儀共御手拔考無之儀ト考存レ得共、御都合向第一之

事レ得考、心付レ之儘申越レ間、何分ニム及混雜様折角

御吟味有之度レ、其外鎖細之儀考、御供御側御用人より

2693  
全上

鳴津但馬殿

川田信濃殿

諷訪治部殿

二階堂主計殿

大信院様御入寺之上御遺躰之儀考前以御内葬可被爲在候付、御葬式之節考御官服ニム御式可被爲在、御鬢髮考先年御剃髪之砌、瑞聖寺江御納ニ相成居レ、左レ御式相濟レ上考、右之御官服考直福昌寺江御納ニ相成苦レ、此段申越レ條福昌寺其外可承向江被申渡置儀考何分考可被取計レ、以上、

但御官服考御廣蓋ニ受、御服紗包之儘ニム外間、別紙之寸尺ニム右入箱爲取調被置度レ、

(末) 天保四年三月廿日

鳴津但馬殿

猪飼  
央

鳴津丹波殿

諏訪治部殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

一銀拾枚ツ、

一米拾俵ツ、

右三十五日、四十九日御法事料として被相渡レ、

一銀五枚

御隠居様より

一銀三枚

若殿様より

一銀貳枚

御前様より

右之節ミ御附御法事料として被相渡レ、

一左近様 虎之助様 報七郎様御代香奥向、

淑姫様 隨姫様 幸姫様御代香御廣敷御用入相勤、御

香奠銀等御寺納有リ、

一御親類様方等より御附使者又老御代香等御座候御方様

及有之リ付、御挨拶向之儀老、御使番致取扱レ、

一右御法事濟之節ミ、月次御禮罷出リ面ミ

御兩殿様 若殿様奉伺御機嫌、諸士老御帳ニ相付同斷

申上リ、

右之通御法事無御済被爲濟リ、此段申越リ條

御内證様に可被申上リ、以上、

御前様御代香御廣敷御用入相勤候、

御兩殿様 若殿様御代香拙者相勤、

御前様御代香御廣敷御用入相勤候、

重豪公御譜中  
扣正文在家老座

大信院様三十五日御法事、去ル七日於瑞聖寺寺内僧ニ

る御執行、同廿一日四十九日御法事御執行被仰付、

御隠居様 若殿様 御前様より右之節ミ御附御法事被仰付

付リ付、御香奠不及御備御寺納物有之、

御兩殿様 若殿様御代香拙者相勤、

御前様御代香御廣敷御用入相勤候、

(朱)天保四年三月廿九日

調所笑左衛門

若殿様可被達  
貴聞レ以上、

鳩津但馬殿  
鳩津丹波殿

諫訪治部殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

猪飼央殿

大信院様來ル五日被遊

重豪公御譜中  
扣正文在家老座

大信院様御遺軀明六日夜被爲在  
御内葬之等レ先便

御入棺之御式被爲濟レ上密ニ

御内葬之等レ其節住持

并拙者ニ考勿論、但馬・央ニ表相詰等レ其外寺社奉行

壹人相詰、奥向之面ミ奉守、

御廟所ニ奉納御手當ニ尤表向御葬送之儀ニ別紙御問  
合申越通ニ外、右ニ付考

宥邦院様

圓徳院様御例を以申談レ此段申越レ條

太守様

(朱)天保四年四月二日

調所笑左衛門殿

(朱)天保四年四月二日

諫訪治部

調所笑左衛門殿

重豪公御譜中  
扣正文在家老座

大信院様御遺軀明六日夜被爲在  
御内葬之等レ先便

申越通ニ考、御葬式考御遺髮ニ被爲  
在レ御先例ニ

處、先年御剃髪之砌、御鬢髪考瑞聖寺ニ被遊、御納、

此節考右之代何ニ御手馴被遊レ御品ニ考奉納レ筋ニ可

有之ニ極内ニ以及糺方レ處、内丘殿家ニ御產衣一重御殘

置有之ニ由ニ被差出レ付、表向考御遺髮其許より御手

當爲有之筋ニ以夫ニ法式通、御葬式之賦ニ、尤御石

塔成就之上考、御石塔之内奉納御先例ニ外、此段御内用

を以申越レ條可被達、貴聞レ以上、

(朱)天保四年四月五日

諫訪治部

調所笑左衛門殿

重蒙公御譜中

初 大信公屬家老川上右近久芳・側用人伊集院隼衛兼當<sub>一附</sub>高輪曰、我百歲之後可葬江府瑞聖寺、既而悔之、今茲當病革、召溪山公床下遺言曰、可葬<sub>二</sub>廟所本國福昌寺、以下分註ナリ左ノ如シ

昔日 源大將軍賴朝公以薩隅日三州之地授<sub>一</sub>始祖得佛公、夫薩隅日抑西海僻遠之國而異東南諸道四通五達之郊、是以源平以來戰國割據天命屢改、於吾三

州者無有<sub>一</sub>轉移、故子孫百世無窮之祀至今日<sub>一</sub>綿々

不絕焉、實千年不拔之地也、先君大玄公 圓德公

薨於江府、守邸家老等奉<sub>一</sub>遺骸各歸葬本國福昌寺

矣、蓋一治一亂盛衰變化自然之理而人力之不可及者也、若一至有混亂之世、則武州江戶必爲馬蹄縱橫

之地亦不可計也、當此時若先君遺骸在此地、

道路遼遠雖孝子慈孫無如之何也、故於<sub>一</sub>二公薨之

時<sub>一</sub>守邸家老等深謀遠慮歸葬本國不易之地者也、初

大信公信<sub>一</sub>黃櫟宗<sub>一</sub>豫期以江戶瑞聖寺爲廟所、既而

悔之、命<sub>一</sub>溪山公<sub>一</sub>使<sub>一</sub>歸葬本國福昌寺焉、苟使<sub>一</sub>

公無遺命<sub>一</sub>則於<sub>一</sub>溪山公<sub>一</sub>不能改<sub>一</sub>也、不改則遙遠危亡之地不忍葬焉、孝子仁人實所難斷也、然則

初託家老川上久芳・側用人伊集院兼當後事之時、各當具是非利害、俱諫爭而盡人臣之道矣、若當時知不諫行則宜戒<sub>一</sub>於後、然終官曾無一言不可謂無罪矣、實是事係國家之大義故、臣太史平川常經副史田原笠翁・黒田清直爲後世謹極論而附于此焉、爾後有<sub>一</sub>薨他邦之君<sub>一</sub>而有<sub>一</sub>葬他邦之事<sub>一</sub>、則太史固執節而可<sub>一</sub>上<sub>一</sub>確論<sub>一</sub>也、若不能然者則不職之罪不可<sub>一</sub>遁也、以上分註ナリ

於是二月四日 齊興公上願狀

大家<sub>一</sub>、請歸葬公之遺骸於本國福昌寺、即日浮帖許之、十日大圓寺和尚昌隆・家老猪飼央尚敏・側用人本田

六左衛門親前・小納戸頭取早川男破魔兼敬<sub>一</sub>兼教本職高輪付小納戸頭取<sub>一</sub>此行也假為從行其餘諸司奉<sub>一</sub>大信公之靈輶<sub>一</sub>、發<sub>一</sub>高輪邸<sub>一</sub>、經<sub>一</sub>東海

之驛路<sub>一</sub>、晦日至<sub>一</sub>城州伏見<sub>一</sub>、兩日滯棺、三月三日發<sub>一</sub>伏

見<sub>一</sub>自<sub>一</sub>山崎路<sub>一</sub>經<sub>一</sub>中國之驛路<sub>一</sub>、三月十九日至<sub>一</sub>長州赤間

關<sub>一</sub>、明日經<sub>一</sub>豐前大里<sub>一</sub>、從<sub>一</sub>是過<sub>一</sub>九州路<sub>一</sub>、四月朔日入<sub>一</sub>

封内出水宿<sub>一</sub>別館<sub>一</sub>、二日入<sub>一</sub>阿久根別館<sub>一</sub>、三日至<sub>一</sub>向田

又宿<sub>一</sub>別館<sub>一</sub>、四日入<sub>一</sub>伊集院地頭館<sub>一</sub>、五日午刻還<sub>一</sub>鹿兒

島<sub>一</sub>入<sub>一</sub>福昌寺<sub>一</sub>、一門・一族・家老・若年寄・大目附其餘例月登城獻<sub>一</sub>賀儀<sub>一</sub>之輩、自<sub>一</sub>城下金藏角<sub>一</sub>至<sub>一</sub>小松帶刀清透宅

地側一、諸士・諸組與力自城下升形至千石馬場西田橋一、

拜三跪道路左右一、從三靈櫬而供奉、各至三福昌寺柵門側一

拜而退、一門及家老・若年寄・大目附其餘與事近習等

從三極入三福昌寺一、安三靈棺於御所之間一各拜禮、是日島津

今和泉家忠裔發子忠剛代二、齊興公一、島津安藝忠裔代二、溪山公一、

島津内匠久德代二、齊彬公一、六日島津讚岐貴典代二、齊興

公一、島津石見久統代二、溪山公一、島津圖書久實代二、齊

彬公一各燒香、大信院殿以三入寺一之故也是夜行入棺之式而家老寺社奉行・側役及福

島寺住持及恩燈院三塔司等攝奉遺骸出自西玄喚而葬廟所

大信院殿榮翁如證大居士

德溢四海 威振八紘

嘯月吟花 詩歌縱揮和漢之彩筆

克己復禮 治業偉昭島津之盛名

義氣覆今如月潔忠心

亘古如日明

機變岸裂 號令雷轟

親參濟北禪 脚下神通千變萬化

飽汲湖南派 通身無

礙七縱八橫

此故

建精進幢 退散煩惱賊

被忍辱鎧 追倒魔軍兵

雄名傳天下 仁風鳴群英

八十九年空華長發

二月三日覺果已成

上來是 如證大居士生前受用底之三昧也只如十方薄伽

梵一路涅槃門且道路頭在甚麼處卽今爲君打開見擊棺一

如法誦之、而其祭文今載于此矣、

起龜

南林寺岱鷺

南極光寒鎮本城昆嵐昨夜玉山傾隨機遊戲那邊路逆順縱

橫不涉情恭惟新捐館

踏翻諸佛出身路

推倒東山水上行

諸人來舉金棺移

鎖龕

妙谷寺音充

直放大明光

虛空閉却設靈牀  
鎖龕冥々絕度量  
不奈無心猶作隔  
白雲曳々水茫茫

活卓々觀自在  
白的々如來藏  
這箇是假立化城底方便說也  
室內別有靈臺

舉鎖云

恭惟新捐館

大信院殿榮翁如證大居士

大居士卽今歸家穩坐之那一句作麼生舉揚

無我無人無所住

源氏英傑 武門賢良  
大信大德 德廣位貴

老昇三品

無心當體露堂々

興國寺恕源

榮翁榮花 花聯葉綴

國治無悖亂 道泰有賴祥

鑑中沸々起松風  
銀盞拈提蟹眼濃  
可謂趙州那一味勸君這箇蜜雲龍

恭惟新捐館大信院殿榮翁如證大居士

諸宗檀度 紫府節忠

四海誰人爭德威 源家華族

三國主君全意氣 武門英雄

功名喧塞外 知謀溢胸中

柳溪冷泉堅法身無今古 北苑佳茗真如實性絕變通

丈夫出處雖異 大人境界維同

一碗分萬象之甘 塵々解脫

二百五十戒赤軸文

何有小乘說

一萬八千土白毫相

雙井興百味勝 法々圓融

生民霑恩澤 親戚列仙宮

到這裡

水洒不著精神清淨 風吹不入機智玲瓏 如上說

榮翁如證大居士生前沒後閑絡索更有向上一着子卽今爲

君指窮

龍門橋畔柳含綠 鏡石巖前花自紅

奩湯 日新寺曹受

春風惱轉得清涼上妙醍醐絕色香竺土大仙非別處孝心湯

藥是靈方

恭惟新捐館

大信院殿榮翁如證大居士

藥是靈方

源家正嫡 藤氏猶長

應三品綸言則 咏舜歌開上筵

司十州刺史則 以文武爲憲章

曾恣其譽 千歲涅不縕

正盛其德 萬古磨不磷

加之

夙省悟世榮盡空 創建梵刹

或安置聖像寶殿 永爲金湯

嗚呼赫々微音瞻之堪仰之

正興廢時

何證如幻 日面佛月面佛星飛電卷

況齡上壽 九十減一復上數倍壽量現

成公按非長非短本地風光無知無忘

直得

南北是解脫 東西是本鄉

夜來何故告終焉

石女正悲泣 木人已斷腸

鑿究三戈橫盡十方 瞎

這箇是尊靈生前沒後王三昧卽今永夜餞行一句作孽生乎

提撕去攬出大海酴醿淨味薦點甘露無上蜜漿

○維天保四年癸巳之春

皇考大信院殿故從三位左近衛中將薩隅曰三州主兼領琉

球國源公榮翁如證大居士、寢疾于東武高輪邸、禱爾醫

方無所不竭力、終不興不悟以二月三日卽世於邸之正寢、

越十日發靈輶於江府奉還本國、四月八日戊申恭行殯葬

之禮於福昌精舍、隨梵式設闍維之儀、嗣子源朝臣齊宣

不得疏衰菲杖從靈輶以歸國、海岳緬遠所以增辦踊慟哭

之哀也、乃命族臣久德敬以庶羞之奠、敢昭告

皇考源公之靈、其辭曰、

嗚呼哀哉

英明慈良

哀情誰訴

嗚呼哀哉

瞻仰彼蒼

皇考源公

英明慈良

大訓在耳

手澤不亡

襲封三州

重斯綱常

否德恐忝

孝思不妄

建學設教

維屏維翰

爰六百霜

愛六百霜

南夷率服

恪恭遺芳

格恭遺芳

政績丕顯

求諸陰陽

求諸陰陽

詒謀有歸

布誠儀休

布誠儀休

嗚呼哀哉

戰兢惶惶

餘緒是承

嗚呼哀哉 尚饗

亹々不倦

維毅維剛

爇蕭陳器

尚饗

超老邁耋

加級增光

神其垂鑑

尚饗

無疾無憂

既壽而康

尚饗

如何真宰

不襲休祥

尚饗

奄忽捐館

乃遭通喪

尚饗

水漿不入

心焉皇々

尚饗

輶車千里

吾涕萬行

尚饗

色養歇絕

嗚呼哀哉

尚饗

身不能從

尚饗

尚饗

素帳雲擁

尚饗

尚饗

薤露春冷

尚饗

尚饗

丹旐風颺

尚饗

尚饗

松月輝藏

尚饗

尚饗

2700

重豪公御諸中

同日夜刻靈棺下客殿、出葬場營禮式、葬馬二匹左

梶原平藏景永・梶原平右衛門景福・右梶原喜右衛門景本・

梶原清左衛門景寬蒲生士率之、燈籠者木藤休之進定方・木

藤覺之進定宗・木藤四郎左衛門貞福・木藤彥助定志・幡

者中村早太義堯・中村勘四郎友香・中村東之坊兼養・中

村孫右衛門住據申良・香爐者香合長野彦兵衛祐喬・茶碗者

茶入茶筌高岡士率之、湯椀者湯入長野半兵衛祐次・

茶杓刷之長野覺左衛門祐籌高岡士率之、燭臺者長野助右衛門祐則財部士

士、下炬松明者長野正之進祐之未吉、茶湯提子者長野仲左

士、花瓶者長野助兵衛未吉、燭臺者長野助右衛門祐則財部士

士、茶湯提子者長野仲左未吉、茶湯提子者長野仲左

衛門祐方佐多持之、各薙髮葬衣也、島津内匠久德自八尺

鄉士

恭惟 新捐館

間一棒二持神主、代二 齊宣公列于棺前匝葬場三回、

而授三龜者僧一、坐三發心門右傍茅席

齊宣公在江府不能奉神主、故無御代之太刀焉是先例也

棺之前輶島津至久福、後輶島津石見久統異之、島津山城

忠公・島津又次郎忠教・島津市正忠篤・島津啓之助忠剛

各葬衣從櫃執紼、太刀者本田六右衛門親友持之

葬衣千

頭貌藏季平戸雜髮葬衣持三腰刀高輪附小納戸在左、早川小市郎兼澄

高輪附小納戸

頭取繩持二脇力高輪附小納戸在右、猿渡彦七實勝葬衣棒三天蓋、是皆因三

舊式所、關之諸役也、其餘貴族・家老・若年寄・大目附

及近侍之輩扈從、而安一棺於廚屋、奠茶者長年寺和尚台

嚴、奠湯者津友寺和尚董宗各唱二法語、維那者大翁軒寬

山、導師福昌寺崑山和尚唱二下炬文、此時曹洞・天台・

真言・時衆・濟家・黃檗・法華・淨土之諸宗及本山・當

山之山伏羣聚而勤諷經、且三州之諸士及在館琉球人及

島津筑後守忠徹及嫡子島津萬之進及忠徹女於厚名之弔使

忠徹弔使島津又七郎久典、万之進弔使酒匂仁之助景明於厚名弔使富田麻吉通純、各先期來薩府宿佐土原飯屋

皆拜二伏葬場之墻外

焉、既而葬禮畢出三涅槃門一十三葬廟所、

奠茶  
長年寺台嚴

建溪芳名薦君時習々松風兩腋吹誰識趙州禪味異睡魔驚  
覺擅英奇

其號令也 如電霆轟劈地  
其治世也 似霖雨潤枯萎

大信院殿榮翁如證大居士

高振勇威 廣播仁慈

彈指圓成 等覺何經永劫

胸襟洒落 單傳不掛寸絲

擊石火裡分緇素

明電光中絕思癡

超出現在武門 夢中破夢

遊戲後生法殿 規外立規

穢邦淨邦便是寂光土

有學無學豈非調御師

赤肉眞神

不唯保八十九年壽考

金剛正體

實是受無量恒沙榮照

一毛頭現大千界

三世心歸第一義

加之

建溪芳名薦君時習々松風兩腋吹誰識趙州禪味異睡魔驚

覺擅英奇

轉位則得天祥福

入禪則解民絆羈

上來

迷悟凡聖則二乘之縛  
功勲正偏非一乘之禪

雖然如是

尊靈杞無底椀子不動咽喉唇吻喫茶底一着也更本具之茶

經作麼生下得片皮

無絃琴韻知人少

一箇崑崙笑展眉

冀湯

換骨靈方屋裡傳非甘非苦絕言宣當陽拈出供君處此內何

疑兜率天

恭惟 新捐館

大信院殿榮翁如證大居士

仁勇兩備 德位兼全

識得本來自性脫却生滅塵緣

萬法除繩 泥牛眠海底

一機督轉 木馬嘶山巔

不留白雲鄉裏豈守黃閣簾前

量等虛空包諸有

眼逾日月照幽玄

正與麼時

風吹碧落雲煙散

月上桑天照大千

下火

津友寺董宗

識得本來自性身涅槃二月百花春鏡嚴忽變雙林曉不後瞿

晏示寂辰

恭以新捐館

近衛內族 將軍外姻

系出於清和法王 萬世之貴傑

國頒於鎌倉大將 諸侯之魁倫

不出其戶牖而化三州 任能黜否爲智

不弛其紀綱而教百姓 克己復禮爲仁

手足之於腹心也最篤 幼子之於慈母也猶親

超九々齡 不由喫仙方藥

伴五々士 爲是酌般若醇

己靈猶不重 佛祖是何人

足跨地頭仰天 凜々伎倆

眼見南意在北 轆々機輪

是故 生前保槷門之戒

沒後享洞家之禮 五分發心之香

匪蘭麝而薰翻無生國 萬卷無文之呪

去犧牲而祭祀如在神

直下惺々絕計較 蒼頭了々脫業因

正與麼時

以龜毛牽須彌 巍々山上湧寒水

將兔角攬大海 洋々波底起氛塵

燈籠泣黯々 露柱笑闇々

上來

大信院殿榮翁如證大居士

仁政以移風易俗治國平全之活三昧也

卽今火裏透關底一句如何指陳

數聲羨笛離亭晚

君向浦湘我向秦

喝

福昌寺當住崑山儀病氣付、

公邊御目見難罷成、一代相顧けふ後住御目見付、差支

考有之間敷哉之旨、

三位様より寺社御奉行脇坂中務大輔様に被及御内談くわん處

右 御目見之儀考寺格付の儀けふ考無之、

淨岸院様御由緒之譯を以

公邊御目見被 仰付儀けふ、世代相顧けふ後御差支之儀

考有之間敷との儀、御同席中被仰談けふ様

三位様迄去辰八月極内御書取被進けん付、右御書附渡置おき  
間致格護置、後住 御目見願出けんしゆつ節考右之趣を以取しら  
へ可有けふ之あり、

四月

央

口裏ことぶき二党

薩州鹿兒嶋

福昌寺

右同寺儀病氣けふ繼目之御禮難罷出、此上不致快氣若一

代相顧けふ外ほか考

淨岸院様御由緒之譯を以後住御禮不相止積之事、

右包紙ふくしニ御書取トアリ

白木御文書九番箱中 卅九番

重豪公  
齊宣公自天保四年三月  
齊興公至同六年九月

齊彬公

追舊記雜錄卷百六十一

齊興公御譜中

2702

天保四年癸巳三月十三日以二上使松平和泉守乘寬一賜

告且賜品如例、

内府家慶公以二上使松平伯耆守宗發一賜品如例、十五日  
齊興登一城拜一謝之一蒙一懇命一及見一賜一馬如例、

之、使事畢而兩使各發一本府還國矣、

○自今茲夏四月十三日至二十七日一修二中陰之梵儀福昌

寺一弔祭如法、初日太守齊興公遣一島津安藝忠喬一  
儲君齊彬公遣一島津啓之助唐剛一各使下獻二祭文一燒香  
拜上一而老君齊宣公亦使下家老獻二白銀十枚一拜焉十  
五日夜頓寫一島津讚岐貴典代一齊興公灌三硯水一盲

僧宮崎成市陪一法筵一語平家也、貴族大家從先躅一配  
日各獻二祭文一十六日諸有司十七日諸士及與力各至一  
十俵於寺一以資一法事之用一使一家老調所笑左衛門廣鄉  
福昌寺一拜一 大信公之木主一而是日松平刑部大輔

2703

齊興公御譜中

重豪公御譜中

燒香代拜一又修二三十五日及四十九日法事於瑞聖寺一齊  
興更附二白銀十枚一米十俵一以資其用一四月三日又修二  
百日法事於瑞聖寺一齊興附二白銀三十枚一米二十俵一以  
資用每修代拜如二中陰法事一也、

2704

今茲納一 大父公木主於江府瑞聖寺一自二月十四日一至  
十六日一修二中陰法事於瑞聖寺一齊興附二白銀百枚一米六  
十俵於寺一以資一法事之用一使一家老調所笑左衛門廣鄉  
福昌寺一拜一 大信公之木主一而是日松平刑部大輔

(の1)

定穀附銀十枚以從祀、土岐平太夫政守代定穀燒香  
拜木主矣、

龍山鬱蒼  
嘉蔬薌合

佳城堅剛  
陳于圓方

誠信維致

達于混茫

嗚呼哀哉 尚饗

神其垂光

○維天保四年癸巳夏四月

皇祖考大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三州主兼領

琉球國源公榮翁如證大居士、既還葬于本國福昌寺、不

肖孫源朝臣齊興在東武不堪西眷慘愴之切、是四月十三

日命族臣忠喬以粢盛庶品之奠、敢昭告

皇祖考之靈、其詞曰、

嗚呼哀哉

實國之光

乃德之芳

今向靈牀

幽明異鄉

嗚呼哀哉

赫赫鴻業

金爐留香

精魂昭章

思之无疆

吾涕浪浪

嗚呼哀哉

玉帳虛影  
夜臺溟漠  
命乎有數  
山川悠遠

賦命誰測  
民化國治  
免裘旣營  
哲繼賢傳  
期萬斯年  
二豎夤緣  
一去金屋  
流水東逝  
靈輶西旋

永閉玉泉  
吾涕浪浪  
嗚呼哀哉  
山川悠遠  
命乎有數  
夜臺溟漠  
玉帳虛影

維天保四年癸巳夏四月

皇曾祖考大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三州主兼領

琉球國源公榮翁如證大居士、既還葬于本國玉龍山、

不肖曾孫源朝臣齊彬在東武不任哀慕感切之至、四月十

三日命族臣忠剛陳薄奠、以告

皇曾祖考之靈、其詞曰、

嗚呼哀哉

遺範維仰

令德玄淵

民化國治

金爐留香

精魂昭章

思之无疆

吾涕浪浪

嗚呼哀哉

永閉玉泉  
吾涕浪浪  
嗚呼哀哉  
山川悠遠  
命乎有數  
夜臺溟漠  
玉帳虛影

維天保四年癸巳夏四月

皇曾祖考大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三州主兼領

琉球國源公榮翁如證大居士、既還葬于本國玉龍山、

不肖曾孫源朝臣齊彬在東武不任哀慕感切之至、四月十

三日命族臣忠剛陳薄奠、以告

皇曾祖考之靈、其詞曰、

嗚呼哀哉

遺範維仰

令德玄淵

民化國治

金爐留香

精魂昭章

思之无疆

吾涕浪浪

嗚呼哀哉

永閉玉泉  
吾涕浪浪  
嗚呼哀哉  
山川悠遠  
命乎有數  
夜臺溟漠  
玉帳虛影

芳歇緣茂

寤寐恍惚

吾思綿連

時序推遷

禮讓不亂

厥德愈香

以慈爲力

世稱賢良

靈魄歸地

精魂歸天

樂只君子

善行不隱

幽明雖隔

恩義纏綿

嘉言孔彰

民所瞻望

矧茲哀念

莫不到焉

周旋中矩

至道難量

奠祀惟一

其風肅然

胸襟靄々

氣宇堂々

嗚呼哀哉 尚饗

嗚呼哀哉

俄罹微疾

去歸何鄉

首容在目

使我彷徨

上仰有頂

碧落蒼々

下臨無地

黃泉茫々

吞聲吞氣

隕淚淋浪

感物斷腸

人焉得懷

時去時來

遇此悼傷

天之作孽

斯日何日

奉掩葬於福昌禪刹也

越族越前家、齊宣男臣源忠公不

今臨中陰之日

哀歎之至

恭具山菓野蔌微供

奉致祭於尊靈幃下

其詞曰、噫惟

八十餘年

容貌如在

半熟黃梁

心法無形

月滿屋梁

爲三國守

擅文武道

(103)  
〔島津山城忠公獻之〕

〔未〕

維時天保四年龍次昭陽大荒落春、吾

邦君大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三國主兼領琉

球國源公榮翁如證大居士、不圖嬰微疾起居不穩醫禱無

驗、嗚呼時平命乎、卒以二月初三日逝于東都高輪

邸、於是奉還尊靈於薩府、四月八日癸巳依法儀而

奉掩葬於福昌禪刹也、今臨中陰之日、越族越前家、齊宣男臣源忠公不

斯日何日

嗚呼哀哉

八十餘年

半熟黃梁

通貫十方

尊君

(の4)

快活自勵

返照回光

文武設館

講習以時

鑊湯爐炭

變作清涼

申鄭武戒

攝周且治

三點芳名

一碗水(養分)將

八十九歲

勉矣如斯

色聲香味

不屬陰陽

榆日已落

嗚呼哀哉

降臨寶閣

鑑斯宣揚

練石誰支

揮戈誰支

(宋)  
「島津内匠久徳獻之」

維天保四年癸巳春、吾

隙駒易過

目擊尚遲

邦君大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三州兼領琉球

流水歸海

落化辭枝

國源公榮翁如證大居士、寢疾於東武高輪邸、醫癒無驗、

柳車爰及

挽歌聞岐

卒以三月三日、即世于邸之正寢、越百執事奉靈櫬、

不夢猶夢

此時何時

四月某日此歸葬於薩府玉龍精舍、今臨中陰之日、族  
臣源久徳不勝追慕悲嘆之情、命采邑之僧侶、恭備沼沚頻  
繫之菲薄、敬奉致祭尊靈床下、其辭曰、

嗚呼哀哉

公甫十歲

尚夙緝熙

玉龍寶窟

萬機休罷

可仰可則

翼々威儀

林營色變

草木淒其

希世雄名

寰宇咸知

爐烟飄風

擎香靈惟

位登三品

維德秉彝

經聲駐雲

雨華法墀

「島津讚岐貴典獻之」

維天保四年歲在癸巳

國君大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三州主兼領琉  
球國源公榮翁如證大居士、心身不恒寢食無安、依醫問  
巫療禱雖不怠、聿莫有効驗、嗚呼天乎命乎、龍蛇合讖、  
二月初三日奄然卽世於東武之便殿矣、載不遠千里彌數  
旬而靈柩歸本州也、於是四月初八日依釋門之葬儀、以  
闔維之禮奉窆植福之靈場福昌禪刹矣、族臣藤原貴典(垂木家)  
堪哀勵之情、丁中陰日、命采邑心翁禪寺之僧侶、就玉  
龍寶殿、謹陳清酌之奠、以奉祭尊靈、其文曰、

嗚呼哀哉

帝者之裔  
位至三品  
名震區域  
外執堅貞  
興文演武  
仁教遠及  
齡垂九旬  
且歸佛乘  
謂天錫福

鎌臺之流  
德鎮三州  
威冠列侯  
內守溫柔  
敷政優優  
百祿是道  
克壯其猷  
尚永春秋

吁天難量

嗚呼哀哉

胡奪壽籌

延津龍躍

劍氣安求

虞泉已極

逝水誰留

遠承訃音

中心如抽

追念疇昔

悅如夢遊

甘棠遺愛

將何時休

己乎己乎

報德無由

望拜徒至

匍匐隱憂

嗚呼哀哉

哀挽臨路

卜葬相攸

佛寺之北

城闕之隙

素車就引

永寄一丘

欲邁隨之

泉路阻脩

南柯一夢

今古悠悠

敬慮行潦

臨觴益惆

神其有靈

希享非羞

嗚呼哀哉 尚饗

故從三位左近衛中將薩隅日太守兼領琉球國

蘋蘩庶羞之奠、敬致祭于吾

大信院殿榮翁如證大居士、以今茲天保癸巳之春二月三

日卽世於江戸邸、而以夏四月八日葬藏於鹿府福昌禪寺、

於是經營法筵數日、族臣源<sup>(今和泉家)</sup>忠裔不勝哀痛、今日聊命私

邑光臺寺僧侶陪從其筵、而敬祭之稽首再拜、其詞曰、

嗚呼哀哉

源氏正脈

積善冥々

見應陽々

野消妖災

國多煩祥

芝蘭生殖

樞枱茂長

闕宮千古

遊霧四方

鳥號鶴別

月冷天蒼

餘音尚在

流風無亡

民感遺澤

臣欲報章

菜筆誠薦

何用不減

明明神鑑

照臨靈場

嗚呼哀哉 尚饗

源公

榮翁如證大居士、寢疾於東都之 高輪館、禱藥無驗、

維天保四年歲次癸巳四月朔辛丑越乙卯  
(日體家) 以維時天保四年癸巳之春

(朱)島津但馬久風獻之

太太公故從三位左近衛中將大信公之靈、伏惟

公英明得天精爽絕倫進修業名顯四隣謳歌所歸龜筮從人

皇以享國南面臨民勵精國治政教方新扇仁風號普灑三州

修文德號遠懷琉球好生之德遏私鬪於末流育才之道貽泮

璧於孫謀

公之德量可謂周矣

公之功烈可謂優矣天人相應速於置郵休祥日臻百祿月邁

耄期猶健邦家罕儔孫子方盛芝蘭爭稠嗚呼哀哉天命難保

如薤露浮奄然棄世靈駕不留百身奚贖拚踊悲秋牛眠之野

窀穸何幽肝膽逾摧號天曷瘳臣謐承寵光涓埃未酬愧豺痏

誠斯奉舊典泣血稽首恭陳薄奠於戲 明靈尚其

饗之

(朱)島津遠江久矩獻之

大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三國主兼領琉球國

源公

榮翁如證大居士、寢疾於東都之 高輪館、禱藥無驗、

尊櫬踰月歸于 本府、乃臨玉龍精舍、闍維之梵儀畢矣、

今當中陰之日、臣源(花岡家力)久矩不堪哀悼之至情、恭獻蘋蘩敢

昭奉祭儀、其詞曰、

嗚呼哀哉

率由舊章

盛德無疆

國家觀光

百世流芳

千載受祥

五福全昌

嗚呼哀哉

餘裕寬綽

法雲開廓

高坐寶閣

遠浮慈航

拔衆生苦

無刹不酌

歷劫何落

與醫王藥

諸法如夢

四大歸空

一輪猶洞

紫雲來迎  
蒼生追送  
仙遊不留  
龍乘難控  
仰慕茲恩  
不堪哀憫

敬薦蘋蘩  
嗚呼哀哉  
敢表愚衷  
尚饗

(一) 島津圖書久寶獻之

(二) 島津圖書久寶獻之

天保四年癸巳二月三日故從三位左近衛中將薩隅日太守兼領琉球國

大信院殿榮翁如證大居士、以其天年而捐館於武江、於是歸葬於本府玉龍山、乃設水陸法會爲修其冥福、臣藤原(吉之城家)久實亦辱葭莩之末屬、因敬戒私邑彙秀寺僧徒使登山陪筵、而恭祭之、蓋敢竭鄙誠云、實本年四月十五日也、其辭曰、

嗚呼哀哉

主三州府  
管百邑城

境内之治  
海表之清

厚德是種  
廣譽時成

則天之平  
象地之平

狂風忽驚  
氣色宜靜

嗚呼哀哉

位陞光祿

葱嶺梵唄

靡言不達

坐享尊榮

扶桑章程

莫物不明

僧道率服

共祈延壽

哲人終萎

鄉士孰爭

特恐害盈

眞宰無情

嗚呼哀哉

奈鶴駕迎

有扁鵲術

梁苑烟橫

夕荷露點

曉鶴淚生

斜月易沒

愁霧難晴

殘燈少焰

遺策垂名

臣子追慕

聊薦芦羹

嗚呼哀哉 尚饗

(失)島津丹波久長獻之

維天保四年四月八日

故左近衛中將大信公靈柩歸葬于本府城北玉龍山、(豐州家)臣久

長備員國老闔家飽暖罔極之恩、不知所以報之、終天之

恨謂之何、爰值中陰之日恭奉荼菓庶羞之菲奠、敢昭告于神靈碑下曰、嗚呼

公

清和貴胄海內令望遠撫異域國封疆其澤春雨其威秋霜  
右文左武其名益彰憂國恤民至老不忘孫謀百世垂裕愈長  
芝蘭奕葉濟美彌芳宦升三位邦之大慶壽垂九秩天之寵光  
遽辭世遊冥漠之鄉悲風蕭々靈旗揚々佳城何幽纍崇岡英

魂忍招哀々短章幽明永隔儀刑渺茫百身曷贖千行淚滂羞  
奠雖薄鑒臣哀腸

嗚呼哀哉尚饗

(失)島津主殿久輔獻之

維

天保四年歲次癸巳四月朔辛丑越十六日、世臣永吉邑主

藤原久輔謹奉蘋蘩庶羞之奠、敬祭吾

大太公故從三位左近衛中將大信公之靈、伏惟

公之在世

英氣敏才

垂髫南面

擢用賢材

新作宗廟

創建泮宮

設演武場

昭々勲績

洋々恩波

冠仁服儀

兇慈克愛

自虞滿盈

於山於水

訖々益斯

維孝維敬

德輝一世

年殆九十

聞彼二豎

號天祈神

昊天不弔

訃音至日

迤邐山川

哀哀素車

執绋相送

生芻一束

明靈有知

振醫學風

邦人庇庥

施及琉球

以對王休

永貽嘉猷

經營兔裘

且樂且遊

十妃五侯

天下何憂

恩賜屢享

志完神清

忽入膏肓

竭犬馬誠

景命摧頤

慟哭失聲

路四千程

泣血云迎

藏于佳城

冕章寫情

尚其 繼之

(參)  
島津李久福獻之

維天保四年癸巳二月三日我

邦君大信院殿故從三位左近衛中將薩隅曰三州主兼領琉  
球國源公

榮翁如證大居士、卽世於東武高輪邸、於是百執事奉靈  
輶歸本府、以四月戊申日葬于福昌寺、臣藤原久福世辱佐多家

公族得從事殯葬之禮、聊獻薄儀謹告

邦君源公之靈、其辭曰、

於戲先公 維命壯雄

藩屏西土 政績其洪

此建學校 教化四通

濟々多士 育禮讓中

美俗日成 上下協同

致孝鬼神 宗廟增崇

享國悠久 德聲隆々

一朝聞訃 我悲何窮

嗚呼悲哉

三品之榮

九十之壽

由斯誠德

連婚幕府

及其疾病

群后列辟

終聞捐館

奄然啓手

山崩木顛

靈輶廻軌

淚濕杯土

風拂殯階

玉容不見

茲貽孫謀

奉之戴之

汲彼行潦

以獻以奠

嗚呼悲哉

尚饗

天錫休明

親爲舅甥

恩加平生

弔以惄誠

莫不傷情

邈遊蓬瀛

花恨鳥驚

嗚呼悲哉

空就九原

神歸天闕

月照素軒

索莫傷魂

遺範猶存

庶幾酬恩

采此蘋蘩

哀慟陳言

嗚呼悲哉

尚饗

邦君源姓薩隅日三州太守兼領琉球國故從三位左近衛中

將逝於東都高輪之第法諡大信院殿榮翁如證大居士奉

護葬靈輶于本國玉龍精舍當其中陰之日世臣藤原久統

虔備頻繁使邑僧長城山主供諸金蓮寶位其詞曰

嗚呼天哉

錄臺尊裔

維薩隅日

二十五葉

八十九齡

三品位貴

山河共護

嗚呼哀哉

造士興治

演武備憂

政令明肅

俗化溫柔

天眷未極

人爵并收

多生龍鳳

名顯東海

奈何厭世

嗚呼哀哉

忽爾天遊

瞻彼逝水

不暫停流

(卷161  
〔島津石見久統獻之〕

維時天保四年癸巳二月三日甲辰辰晉

北總家  
久統

萬年祝壽

身護靈車

繡花色減

世邑是忝

唯供蘋藻

一生猶滙

意如冷秋

綺月光愁

國恩未酬

歛饗斯求

安寺主仙長等、就寺謹具薄奠加以法施奉祭  
尊靈、以辭曰、

嗚呼哀哉

源家棟梁

武威外彰

三國賢主

行仁政則

運兵道則

過於子房

使萬民安

今群臣穩

可謂生德

維天維地

四海勇將

頻降不祥

異日罹病

維天維地

四海勇將

頻降不祥

異日罹病

維天維地

四海勇將

(の14) ○島津筑後守忠徳代香大安寺和尚仙長佐上原藩主亦來宿得水軒  
福昌寺四月十六日於福昌寺中陰之法筵、忠徳弔使島津  
又七郎久典進忠徳女獻香奠銀三枚、燒香忠徳男上祭文一拜二神  
主、仙長從舊例在側勤諷經、島津萬之進弔使酒忠徳女勺  
仁之助景明、於厚弔使富田藤吉通純亦各獻香奠銀忠徳女一枚  
拜焉、

(の15)

〔末〕島津筑後守忠徳獻之」

欽白稽 大信院殿故從三位左近衛中將薩隅日三國主兼  
領琉球國 源公 榮翁如證大居士、淹罹疾疫起居不安  
禱藥不驗、時天保四年癸巳二月三日即世於東武高輪邸、  
四月八日奉歸葬於本藩玉龍精舍矣、粵源朝臣忠徳雖世  
襲別封、本公室餘裔承恩維渥、是以四月十六日遣大

計達東武  
大命既盡  
去何處往  
嗚呼哀哉  
雲水茫茫  
赴駄都場  
二醫侵傷  
良醫拱手  
茲歲何歲  
大命既盡  
去何處往  
嗚呼哀哉  
痛徹赤腸  
慟聞喪亡  
諱景焚香  
恩澤深海

空懸梵侶

恭伸卑章

雖膳其薄

備尊靈傍

神夫不昧

願垂明光

嗚呼哀哉 尚饗

2705  
齊興公御譜中

四月十五日齊興發江府、六月三日着鹿兒島、

2706

重蒙公御譜中

扣正文在家老座

大信院様御逝去付、奥平左衛門尉様より御代香使者、奏者  
 番黒瀬市兵衛上下三拾人ニシテ先月廿二日御當地に着、松  
 平美濃守様より同断御使者、御番頭山内仁太夫上下三拾

一同日

四人去ル四日致着付、上町并下町會所に旅宿申付、諸

事御會釋向等之儀共先例之通申渡付、右付同八日御葬送

之節、左衛門尉様より御香奠銀二枚、九八郎様より同壹  
 枚、美濃守様より同拾枚被進、夫々御代香相濟付、

太守様より被仰付越付趣を以、御馬廻御使者ニシテ、右

之御使者銘ニシテ白銀十枚ツ、其外宰領、足輕等迄及、  
 先例を以金子等被成下付、尤仁太夫ニシテ去ル九日、市兵衛

2707  
扣正文在家老座

大信院様御中陰御法事社奉行相しらへ申出付、先  
 便申越付通、去ル十三日より昨十七日迄日數五日御法

事御執行有之、初日

太守様より御祭文之(忠翁)御名代島津安藝殿(翁老)若殿様より御祭文之(忠剛)

御名代鳴津啓之助殿被相勤付、

一同日

御隠居様より御家老 御代參を以、白銀拾枚被遊御寺  
 納付、

一御前様より白銀五枚、

淑姫様より白銀貳枚(重慶女)隨姫様 幸姫様より金子貳百疋(翁宣之)

御内證様より白銀貳枚、御廣敷御用人 御代參を以被

遊御寺納付、

〔天保四年〕四月十八日 調所笑左衛門殿 謹訪治部(武兼)

ニ孝翌十日致出立付、右付御挨拶向等之儀考御使番より、  
 御中途ニ奉伺付様申渡付間、追め使取計向之儀考可申越  
 付、御使番より申出付書附相添此段申越付、以上、

一左近様 (虎之助男) 虎之助様より白銀貳枚、

(曾重男) 報七郎様より金子貳百疋、奥向 御代参を以被遊御寺

納レ、

一同十五日中日付、從

太守様御家老 御代参、同夜頓寫付、硯水次之 御名

代島津讚岐殿、同十七日満散御施俄鬼・御半齋付、從

太守様

御隠居様

若殿様御家老 御代参、御寄合之 御名代島津内丘殿

被相勤、諸事無御滞御法事相濟レ、

一御一門方・家名方之間壹人、御家老・大目附其外役

、御法事中毎日相詰レ、左候の御一門方并家名方島津

(久良) 丹波・鳴津主殿 (久連) 島津李家格之通祭文獻納有之、御一

門方隠居・部屋栖并同内、家名方妻・同隠居・部屋栖

大目附以上御香奠獻納、且又一所持・一所持格・寄合・

寄合並・大番頭以下諸御役人、諸士・諸組與力等迄レ

御香奠獻納ニの拜禮被仰付レ、

一中山王・前中山王・詰合之親方より、獻納物先例之通

相濟レ、

一門首之寺院諷經又考御經獻納爲仕、大圓寺儀及門首之

寺院同様諷經并御經獻納有之レ、

一御法事中、鹿兒嶋中漁獵差留レ、家職付音高き儀可相

止レ、殺生并鳴物之儀考先達の申渡レ旨申渡レ、

一右付月次御禮罷出レ面ミ、今十八日席ミニおひて相調、

太守様

御隠居様

若殿様奉伺御機嫌、諸士并諸組與力考御帳ニ相付同斷

申上レ、

右申越候條

御隠居様

若殿様被達 御聽、其外様ニ考可被申上レ、以上、

四月十八日 諷訪治部

調所笑左衛門殿

重蒙公御譜中

長州萩東光寺代僧泰法院惠雲・防州三田尻醍醐寺使僧一  
華來三薩府於福昌寺中陰之法筵、各獻二香奠銀、燒二香拜

禮焉、蓋 大信公以歸三依黃檗宗之故也、

相濟レ、

大信院様御入寺、翌六日

御靈前に

太守様より島津讚岐殿、

御隱居様より鳴津石見、

若殿様より島津圖書 御代參被仰付被相勸り、此段申越

外條

御隱居様

若殿様可被達 貴聞り、以上、

(天保四年)

四月十八日

諏訪治部

調所笑左衛門殿

全上

大信院様御遺體、去ル六日夜

御行水御入棺之御式有之、拙者并寺社奉行壹人・御側役

兩人相詰、住持法式之通勤行相濟、則夜密ニ西玄喚より

御出、但馬・央・拙者・御側役・御側廻・住持・惠燈院

三塔司等御供相勸、

御廟所に

御遺躰奉納、住持御回向申上、何及無御滯

御内葬相濟り、此段申越外條

御隱居様

若殿様被達 御聽、其外様江戻可被申上り、以上、

(天保四年) 四月十八日

調所笑左衛門殿

諏訪治部

全上

大信院様御入寺之儀考先便申越通ニシム、翌六日夜

御入棺、去ル八日夜

御葬送無御滞被爲濟り、右ニ付考

御隱居様より御代繼御祭文・御焼香之 御名代并

送之節、

御位牌守 御名代島津内匠殿、

太守様御燒香 御名代島津啓之助殿、

若殿様同斷 御名代島津遠江、

御前様 淑姫様 隨姫様 幸姫様

御内證様より御廣敷御用人、

左近様 虎之助様 報七郎様より奥向 御代香相濟、左

候あ御一門方御燒香、島津遠江一列・大目附以上拜禮有

之、勤行相濟、御一門方を初、一所持・一所持格・寄合、

寄合並・御側役以上御葬場迄御供仕、御留守居以上諸御

役人・諸士・諸組興力御葬場に致伺公、諸郷郷士年寄壹人ツヽ、與頭壹人ツヽ、是又同斷罷出、福昌寺住持御引導

ニ及、門首以上之諸寺院諷經申上、諸事

〔總釋  
邦院様

圓徳院様御例を以向ニ申渡、法式之通都可相濟リ、此

段申越外條

御隱居様

若殿様被達 御聽、其外様ニ及可被申上リ、以上、

(悉天保四年) 四月十八日 諷訪治部

調所笑左衛門殿

大信公實以ニ是年正月十五日薨焉、然有故而至ニ三月三

日發喪、故初以ニ是日爲忌日、至夏四月又改爲正月三十日ニ矣、

重豪公御譜中

重豪公御譜中

嶋津但馬殿 嶋津丹波殿 川田信濃殿 二階堂主計殿

(悉天保四年) 四月十九日

調所笑左衛門

御内證様ニ被申上、其許申渡之儀考何分々可被取計外、以上、

〔重年  
邦院様

圓徳院様御例を以向ニ申渡、法式之通都可相濟リ、此

段申越外條

御隱居様

若殿様被達 御聽、其外様ニ及可被申上リ、以上、

(悉天保四年) 四月十八日 諷訪治部

調所笑左衛門殿

自今茲五月九日至十九日併修 大信公三十五日及

四十九日及百日法事於福昌寺、初日

太守齊興公使下家

老島津但馬久風代拜上、是日 老君齊宣公 儀君齊彬公

亦使下久風各獻白銀五枚拜焉、十一日 齊興公又使下若

年寄菱刈木工之介隆觀代拜上、是夜頓寫、島津啓之助忠剛

代 齊興公灌硯水、十二日島津筑後守忠徹及於厚使者伊集院新右衛門久昵獻各之香奠銀燒香代拜焉、十三

日施餓鬼及半齋、齊興公 齊宣公 齊彬公使下家老諷訪

相替候旨被 仰出外付、

御方様達 御聽、向ニ申渡外、此段申越外條

2713

2712

2714

大信院様御忌日二月三日ニ外得共、御内外共正月廿日被

相替候旨被 仰出外付、

格・寄合・寄合並・番頭以下至一側役格・各獻ニ香饗銀一矣、

全上

扣正文在家老座

大信院様三拾五日・四拾九日・百ヶ日御法事被相混、  
去ル九日より昨十三日迄、於福昌寺日數五日御執行被  
仰付度旨、寺社奉行相しらへ申出付、其通申渡、初  
日從

太守様御家老 御代參相濟叶、

一同日從

御隱居様

若殿様御家老 御代參を以、白銀五枚ツ、被遊御寺納

叶、

一御前様より白銀三枚、

淑姫様より白銀壹枚、

隨姫様 幸姫様より金子百疋ツ、、

御内證様より白銀壹枚、御廣敷御用人 御代參を以被

遊御寺納叶、

一左近様 虎之助様より白銀壹枚、

一同十一日中日付、從

太守様御家老 御代參、同夜頓寫付、硯水次之 御名  
代嶋津啓之助殿、昨十三日御施餓鬼并御半齋付、從

太守様 御隱居様

若殿様 御代參、御寄合之 御名代島津讚岐殿被相勤、  
諸事無御滯相濟、

一御一門方・家名方之間壹人、御家老・大目附其外御役  
々御法事毎日相詰申脱カ、左叶御一門方・家名方・大目  
附・一所持・一所持格・寄合・寄合並・大番頭以下、  
御側役格以上御香饗獻納被仰付叶、

一島津筑後守殿・お厚殿より使者を以御香饗獻納有之、  
使者叶者於御寺先例之通御料理被下叶、

一中山王・前中山王・詰合之親方より獻納、先例之通相

叶、

一御法事中、鹿兒島中漁獵差留叶旨申渡叶、

一右付月次御禮罷出叶面叶、今十四日於席叶相謁、

太守様

御隱居様

若殿様奉伺御機嫌、諸士并諸組與力叶御帳ニ相附同斷

申上叶、

右申越叶條

御隱居様

若殿様被達 御聽、其外様江添可被申上外、以上、

(末)「天保四年」五月十四日

諏訪治部

猪 飼 央 殿

調所笑左衛門殿

重豪公御譜中

高野山蓮金院代僧花王院來薩府、五月二十二日至福

昌寺、獻經文於大信廟、燒香拜禮焉、

○南都龍松院贈大乘妙典一部、獻大信公靈前、於

是官命寺社奉行、遣尺素于龍松院、贈白銀三枚

謝之焉、

白木御文書九番箱中三拾審

知行目錄

高五百斛

山野山野村之内

小林眞方村之内

樋脇市比野村之内

指宿西方村之内

加世田益山村之内

末吉南之郷村之内

大崎横瀬村之内

財部南俣村之内

右同所同村之内

串木野上名村之内

踊中津川村之内

鹿兒島原良村之内

敷根麓村之内

構邊崎森村之内

曰當山西光寺村之内

福山佳例川村之内、

飯野末永村出水門之内

右同所原田村作職浮免之内

右同所池島村鬼川門之内

野尻江平村萬歲門之内

勝岡餅原村東之前門之内

諸縣郡高城穗滿坊村脇屋敷之内

吉松禰丸村馬場門之内

大村上手村田上門之内

市來大里村下之門之内

國分府中村鍛治屋蘭門之内

鹿兒嶋武村萬浮免之内

日當山西光寺村東門之内

河邊郡山田下山田村原田門之内

日當山西光寺村滿留門之内

鹿兒嶋川上村西原屋敷之内

川邊田部田村藏屋敷之内

伊集院下神殿村北蘭門之内

郡山郡山村福元門之内

鹿兒嶋郡吉田東佐多浦村松林屋敷之内

鹿兒嶋中村丸山門之内

郡山郡山村大浦門之内

市來長里村德重門之内

伊集院下谷口村町浮免之内

谷山下福元村森蘭門之内

大崎持留村柴立屋敷之内

諸縣郡吉田岡松村之内

松山泰野村之内

加久藤栗下村之内

右者

御臺様御由縁ニあ、

三位様ニ無御餘儀

御内沙汰被爲 在外付、別段之 恩召を以、去々年三月  
右之通拜領被 仰付候條、全可有所務リ、仍如併、

天保四年六月十六日

川田信濃  
佐模判

諏訪治部

武敬判

鳴津丹波  
織田判  
久長判

鳴津但馬  
久風判

市田長門殿

2718 重蒙公御譜中此書白木御文書九番第三十一番ニ有之

扣正文在文庫

大信院様御遺髪 思召之譯被爲 在、高野 御登山ニ不  
被爲及冒被 仰出外條、此旨可承向ニ可申渡外、

(天保四年) 六月 治部

重豪公御譜中

大信公之凶信經月至琉球國、中山王尚育・前中山王尚瀨不堪悲哀之情、今茲夏使圓覺寺白翁及大淳僧文弔使金武按司渡楫于薩府、秋九月四日至福昌寺、上祭文

祭文

大信公靈前、而中山王法花經一部釋写・大官香十把・白銀三十枚、前中山王法華經一部釋写・大官香五把・白銀十五枚各獻下之、公之靈前焉、而祭文記于後矣、

維時天保四年癸巳二月三日

故薩隅日三州牧兼領琉球國大信院殿榮翁如證大居士、逝于東武高輪邸、訃信踰月至矣、於是中山國尚育不禁哀悼思慕之至、恭遵舊典、六月特遣緇白二員、航海詣薩之廳府、就于福昌上刹、謹備書寫七軸妙典全部并菲薄之祭儀、敢昭告于尊靈、其詞曰、嗚呼哀哉

百世賢主

九州大梁

位登三品

德高四方

仁恕海潤

義情天長

美政所播

社稷彌康

維文維武

誰敢近傍

提智惠劍

撥荊棘殃

確乎雄略

逼人堂々

沛然慈澤

撫民茫々

威振海外

名動扶桑

仰之彌峻

老而益昌

言々獻壽

永々莫忘

豈圖一疾

鸞駕旣裝

泰山忽崩

梁木已僵

山川變色

日月沒光

等觀宇宙

何質有常

寒暑交謝

春陽秋霜

逝者如此

奈我愁腸

謝閭浮域

游大寂鄉

妙體恒在

千載流芳

不干生滅

寧有存亡

恭備鄙奠

冀垂昭亮

嗚呼哀哉

尚享

近衛内大臣忠熙卿香奠銀三枚、(近衛忠熙室)圓臺院宮一枚、尾張中納言齊溫卿七枚、尾張前中納言齊朝卿三枚、水戸宰相齊昭卿三枚、甘露寺一位國長卿二枚、松平備前守齊

清一枚、(由雲松江滿主)松平出羽守齊貴一枚、鎌倉相承院一枚、各愛惜大信公之棄世、贈之薩府、秋九月於福昌寺

○京都卽宗院廳二 大信公之凶信一、今茲秋九月贈法華經一部一、因大龍寺獻二 公之靈前焉、官命寺社奉行遣二尺素卽宗院贈銀五枚二謝レ之矣、

重蒙公御譜中

先レ是文化二年 大信公豫納木主於千眼寺千眼寺石西  
田村屏風追而命側役黒田嘉右衛門清躬一曰、我百歲之後宜記二年

月一加法母則文化一年、君浦和尚著之 清躬告之寺主一、於是天保四年寺主

請三之官一、書三忘日及階一、冬十一月二十八日行點眼供養之式一、崇爲神主一、是日 齊興公使下家老島津但馬久風獻二大官香一把拜上、

使水水無忘懈一、在邸物奉行重田鄉左衛門正武附以證書一

白木御文書九番箱中三十七番

寫

太守様御位階御昇進ニ付御達振之儀、別紙御書取之通被遊

御承知レ付、御役人中レ申渡レ此段申越レ條、御役人中レ被申渡置レ儀共レ考一、何分ニ考可レ被取計レ此段申越レ以上、

組御記録奉行江考別段相達置レ、御役人中レ考前之ヶ

條迄申渡レ此段考爲御心得レ

閏十一月三日

猪飼 央

島津丹波殿

川田信濃殿

二階堂主計殿

○今茲春納二 大信公木主於江府瑞聖寺一、寄附祠堂金二

百兩一、冬十二月與瑞聖寺相謀、而藏二之於薩府官庫一爲法事費用之本一、歲出三七部之子錢一以資法事之用一

右ノ包内ニアリ  
御口達左之通

琉球國近年凶歲等打續難澁之折柄、厚扶助致し、今度代

替之使者無 召連參府候段、御機嫌被 惠召外、依之加

階

正四位下被

仰付之、

御書付被相渡

松平大隅守

今度加階被

仰出外儀者、別段之

思召外條、以後之例二考相心得間敷外、

白木御文書九番箱中

二十五番

吉書

一神社佛閣修造興行事、

一可專勸農事、

一可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

天保五年正月十一日 齊興御判

重蒙公御譜中

天保五年爲二 大信公遺物、獻一堆錦料紙箱子 近衛内

大臣忠熙、文臺一脚 御臺様、贈玉掛床子 郁君主、中

央一脚于甘露寺一位國長卿、手爐一千于堤前中納言廣長卿、

香道具一揃于圓臺院宮、料紙箱一組朱塗于

近衛基前室

維覺心院宮、

青貝中央一脚于 德川民部卿齊位、料紙硯箱一千于水戸宰

相齊昭卿、宇治橋机花入一箇于松平備前守齊清、三十六

歌仙手鑑一折齊清夫人、南紀製寄木刀掛一千于同養子松平

美濃守齊溥、染附筒花入一箇于齊溥夫人、硯屏一千于松平

伊豫守齊敏、嵐山花入一箇于齊敏夫人、短刀一口于松平

越中守定永、青貝花臺一脚于定永夫人、食籠一組于同嫡

子松平近江守定和、納戸硯箱二于定和夫人孝姫、中央一

脚于奥平九八郎昌猷、色紙手鑑一折于昌猷養母芳蓮院、

料紙硯箱一千于奥平左衛門尉昌高、董其昌石擢一折于奥平

吉之丞、獅子置物一千于奥平七五郎、唐金獅子置物一千奥

平鍼吉、壽星置物一千于奥平銀次郎

以上四人昌、雞置物一千于暢、

大理石盆一面于機、納戸硯箱一於繆、錦手角鉢一千於

鉢、花入一箇于定、東方朔置物一千於鏡

以上二人、料子

硯箱一千于松平對馬守豐熙松平士佐守、紙臺一脚

菊貝千豊熙夫人

音義文女候姫、花臺一脚于松平甲斐守保泰、青貝中央一脚于保泰

嫡子松平造酒正保興、紙臺一脚于保興夫人淑姫、花入一

箇子戸田采女正氏庸、南京染付手桶一于氏庸夫人、花臺  
 一脚于同嫡子戸田伊賀守氏正、丸硯一面于氏正嫡子戸田  
 新二郎、紙臺一脚于氏正夫人<sub>(重慶女)</sub>親姫、硯箱一于本多下總守  
 唐禎、紙臺一脚于唐禎夫人<sub>(重慶女)</sub>操姫、料紙硯箱一于同嫡子本  
 多隼人正康融、花入一于康融夫人順姫、唐金砂物鉢一康  
 穎<sub>(奥白洞)</sub>二男本多彦次郎、唐焼花入一箇于阿部飛彈守正篤、紙  
 臺<sub>(子脇カ)</sub>正篤夫人<sub>(音貴女)</sub>聰姫、朱塗堆錦中央一脚于松平周防守康  
 任、錫花入一箇于貞鏡院<sub>(音麗女)</sub>近姫<sub>(音麗女)</sub>守忠<sub>(音麗女)</sub>守忠  
 平刑部大輔定穀<sub>(音宣男)</sub>定穀<sub>(音宣男)</sub>守忠<sub>(音麗女)</sub>守忠<sub>(音麗女)</sub>守忠<sub>(音麗女)</sub>  
 納戸硯箱一于島津萬之進、南紀製硯箱一于島津俊二郎、  
 堆朱刀掛一于島津徳二郎、蠟石鷹置物一于島津保之丞<sub>以上</sub>  
 四人忠、錫半月釣花入一于於厚、白銅菓子皿一于於鏡、花入  
 徹<sub>(子脇カ)</sub>男子、玉簾手提一組于淺、唐物食籠一組于美、  
 一箇於勵、玉簾手提一組于於淺、唐物食籠一組于於美、  
 東道益一脚于有馬玄蕃頭頬徳、中央一脚于脇坂中務大輔  
 安董、料紙硯箱一于水野壹岐守忠實、朱塗中央一脚于戸  
 澤大和守正胤、南京染付鉢一于正胤夫人、鐵花入一箇于  
 同嫡子戸澤能登守正令、花臺一脚<sub>(貝持縫)</sub>于正令夫人貢姫<sub>(重慶女)</sub>  
 朱塗花入一箇于同嫡子戸澤千代鶴、大理石盆一于生駒鉢  
 三郎<sub>(交代)</sub>寄合、中央一脚于幕府士島津又吉郎、朱塗料紙箱一組  
 于小野桃仙院、黒塗料紙箱一組于杉本宗春院、朱塗料紙箱一組

重慶公御譜中  
寫正文在家老座

御文のやう拜しまいらせり、左様ニ御座レ得ハ、  
 大信院様かねて御所持の御品のよしこも、御内々  
 御臺様レ大隅守様レ御上ヶ遊し、扱レかよふの御品御  
 上ヶ遊しレ御事、思召かけもなき御事と、一入レ色ミ  
 思召出されレ御事共ニ御座レ、去なから御年來も御めて  
 度ミ、幾久しく御大切ニ御ひそう遊しレ御事ニ御座レ、  
 何もあつうレ、このよし申入レやうにとの御事に御事ニ  
 やレ、早シかしく、

(卷)  
「天保五年」

鳴山さま

梅をさま  
御ことへ

992

右考此節二男致出生付、家號御見合を以拜領被仰付被下度旨願被申出、以來二男以下右之通家號拜領被仰付五問、此旨帳面可記置レ、

二月

但馬

右包紙二

天保五年午二月六日丹波殿ムロ坂元金十郎五被成御渡、白木御文書九番箱ムロ納置レ事

名前之者とも一統よろしく申上度さ申出レ、かしく、  
御文のやう左様レ御座レへハ、

大信院様御所持成レよしこ、此おほへ書之通り花町殿

初、大隅守様より御送りまし成御廻し被下、存もよらぬ  
御品レ、何れも悉なかりまいらせレ、右之段有難かり  
まいらせレ段、御國許ニ御序之節、よろしく御申入成レ  
様ニ御頼申されレ、かしく、

(末)  
「天保五年」

佐川

白木御文書九番箱中三十八番

2728

京大坂居付者之内勉万無之者考、以來御國許ニ罷下レ様  
被仰付レ、左レ幼少者別段御吟味被仰付儀も可有之レ、  
此旨申渡レ様ニ兩御留守居ニ申越、可承向ニ収可申渡レ、

四月

但馬

2729

太守齊興公 老君齊宣公 儿君齊彬公獻ニ石燈籠三對・  
盤盤一福昌寺

大信公之廟前ニ、松平美濃守齊溥・松平伊豫守齊敏・奥  
平左衛門尉昌高・松平刑部太輔定毅亦獻ニ石燈籠於  
公之廟前ニ各一基、而至孝子・孝孫及一門・一族・家  
老・若年寄・大目附・寺社奉行・用人及近侍之輩及大

白木御文書九番箱中三十六番

鳴山さま  
梅をさま

博多

鳴津藏人

御記錄奉行ニ

奧女中等、亦名獻<sup>ニ</sup>石燈籠於廟前<sup>一</sup>矣、

○去年冬<sup>齊興公納<sup>于</sup></sup>大信院殿<sup>齊音後室</sup>蓮亭院殿各木主於大

圓寺<sup>一</sup>、今茲天保五年春出<sup>ニ</sup>大信院殿祠堂銀壹貫二百九十四日、蓮亭院殿祠堂銀四百三十日、以爲<sup>ニ</sup>法事費用之本<sup>一</sup>、而歲遣<sup>ニ</sup>七部之子錢<sup>一</sup>以資<sup>ニ</sup>法事之用<sup>一</sup>、使<sup>ニ</sup>無永永怠懈<sup>一</sup>、在邸物奉行重田鄉左衛門正武附以<sup>ニ</sup>證書<sup>一</sup>、今具證書在<sup>ニ</sup>大圓寺<sup>一</sup>、

○齊宣公 齊興公思<sup>ニ</sup>大信公之有<sup>ニ</sup>功<sup>ニ</sup>於國<sup>一</sup>、乃建<sup>ニ</sup>廟於高輪邸<sup>一</sup>、崇<sup>ニ</sup>神而欲<sup>ニ</sup>祭<sup>ニ</sup>之、今茲夏六月告<sup>ニ</sup>之<sup>一</sup>

大家<sup>一</sup>、新作<sup>ニ</sup>廟高輪福壽亭<sup>一</sup>、起<sup>ニ</sup>工於八月十五日<sup>一</sup>而落<sup>ニ</sup>成於明年四月十五日<sup>一</sup>、六月朔日納<sup>ニ</sup>神像于廟<sup>一</sup>、戴燕尾帽<sup>一</sup>、神体木像而頭白系有藤丸絵紋<sup>一</sup>、仏匠尾田光連彫刻之<sup>一</sup>、光連<sup>ニ</sup>云松葉色也<sup>一</sup>、下衣<sup>ニ</sup>有絹紋<sup>一</sup>、市人有江戸出雲町作<sup>一</sup>

稱<sup>ニ</sup>護國權現<sup>一</sup>、而以<sup>ニ</sup>井上志摩守祐良<sup>一</sup>爲<sup>ニ</sup>廟官<sup>一</sup>焉、是

曰 老君齊宣公 儲君齊彬公至<sup>ニ</sup>福壽亭<sup>一</sup>拜<sup>ニ</sup>神像<sup>一</sup>

奧平左衛門尉昌高<sup>一</sup>、島津虎之助久命<sup>一</sup>、島津報七郎亦各拜禮焉、而樂人入<sup>ニ</sup>廟內<sup>一</sup>奏<sup>ニ</sup>樂、畢供奉人皆入拜禮、而在邸城代<sup>一</sup>、家老<sup>一</sup>、大目附及諸有司獻<sup>ニ</sup>金或銀<sup>一</sup>、各有<sup>ニ</sup>差矣、而納<sup>ニ</sup>棟札於廟內<sup>一</sup>載<sup>ニ</sup>之左<sup>一</sup>、

正文在江戸高輪福壽亭

天保四年癸巳八月十五日起功 至同五年甲午四月十五日畢功

側用人格 福壽亭神殿別當

上棟 武藏國佐原郡高輪福壽亭神 殿 監事 猪飼中央尚敏

家老

從四位上前左近衛權中將兼薩摩守源齊宣朝臣

正四位下前左近衛權中將兼大隅守源齊興朝臣

當番頭領側用人動

新納四郎右衛門常善

當番頭領側用人動

近久昵・古代鉢一口・短刀一口・作近 越中守定永唐銅香爐一・脇坂中務大輔安董木鶴鷺一脚、 <small>(重豪男)</small> 島津久昵・ <small>(重豪男)</small> 島津久命・ <small>(重豪女)</small> 島津報七郎及孝姫・親姫・淑姫・ <small>(重豪女)</small> ・ <small>(重豪女)</small> ・ <small>(重豪女)</small> ・ <small>(重豪女)</small> ・ <small>(重豪女)</small> ・ <small>(重豪女)</small> ・ <small>(重豪女)</small> 於八百 <small>(音興公牛牛)</small> 御内體様石鳥居一基、奥平昌高・松平美濃守齊 溥・松平刑部太輔定毅・松平伊豫守齊敏石獅子一對、 島津飛彈守忠徹 <small>(忠徹男)</small> ・島津又四郎忠施榦一本皆置之廟前、 而平一門・一族・城代・家老・若年寄・大目附・側用人・側役及在邸近侍之輩及奥女中・御城坊主 <small>由入邸之輩</small> ・ 大坂銀主等一、獻石燈籠・盥盤等一、各有差矣、
作事奉行
作事奉行見留
田中仲一郎國傳
作事才下目兩
福崎助五郎季脩
石塚次郎左衛門胤次
模目
高崎四郎右衛門有當
餅原平右衛門惟中
石塚尚介胤香
作事才方吾役
與唐書改家老處書役勤
舉茶道格松師兼務
谷口月忍世達
築地筑右衛門正辰
大工頭
大迫源七元容
與唐書役寄老處書役勤
與唐書役寄老處書役勤
○御臺様獻額一面・銀鷹一置之高輪福壽亭 大信公廟
殿前、太守齊興公 老君齊宣公 儀君齊彬公 英姫
君主音公獻三石燈籠八基、又 齊宣公額一面自御臺様益宣 前、音樂大鼓及羯鼓、郁君主簾一掛・戸帳一掛、島津左

重豪公御謹中
正文丸福昌寺
一白銀五拾枚
一伽羅一箱
右表
大信院様御一周忌御法事一付、從
御臺様爲御供養料、於江戸大奥迄御内・御拜領一付、
御廟所ニ御備相成、
太守様御參詣之節、

御臺様爲御名代被遊  
御燒香、餘者被納置、時々住持  
より差上レ様被仰付レ條、後年住替之節堅固ニ可次度  
外、

但御銀五拾枚之儀考御祠堂銀同前取扱可有之外、

一御祥月御菓子六盆御上供六味  
但書同斷、

金六兩貳歩

天保五年  
三月晦日

寺社奉行所印

福昌寺

重豪公御譜中

扣正文在家老座

瑞聖寺レ御寺納御詞堂金取扱向左之通

一御詞堂金貳百兩

但利足月七分ニシテ金拾六兩三歩ト三匁、

右内譯

金六兩

一大信院様年中御祭料

但御祭方之儀考每朝御洒水・御茶湯・御佛レ、御靈

屋僧日ミ御回向手向、

一御忌日御菓子四盆御上供六味

但住持燒香、大衆諷經有之、

金壹步

一年ニ直様御屋敷に預り積金致置レ、御靈ニ様御年  
回之節、御法事料等之内レ込相渡レ様可取計レ、  
一御先靈様并

大信院様毎年七月十一日御施餓鬼料

但享和三年金貳百兩御寺納之節、

右内譯之五兩を以

御先靈様御祭有之、右考日ミ御洒水・御茶湯・御佛

餓日ミ御回向、且御施餓鬼之節考、御靈前御菓子拾

盆御上供八味、御施餓鬼引續、御靈前ニ住持燒香、

大衆諷經手當之筋ニ相究居レ處、文化十三年七月

金七兩貳歩ツ、相渡、前文内譯之五兩を相加へ御施

餓鬼執行有之、右之貳株取束拾貳兩貳歩ツ、本行貳

兩貳歩又相加へ都合拾五兩ニモ

御惣靈様大施餓鬼料として相渡レ様可取計レ、

金壹步

一大信院様御佛前年中御花香料

金壹兩貳步三匁

一御靈屋附年中僧料

惣合金拾六兩三步ト三匁

此内金六兩貳步者、御年回御法事料爲御手當御屋敷

江積置、外拾兩壹步ト三匁之儀者益暮兩度ニ相渡け

様可取計レ、

右者去年二月御寺納相成レ金子取扱向之儀、取しらへ  
申出レ様瑞聖寺ニ相達置レ處、此節申出趣有之、猶又

享和三亥年御寺納之節之振合ニ寄り及吟味、瑞聖寺ニ  
爲致内談レ處、御請申出レ付、右之通取計レ様向  
江渡レ、

右付の者奉伺筈レ得共、既ニ御施餓鬼等ニ差掛レ付、  
申將様達 御聽右之通取計レ、此段申越候條可被達  
貴聞候、以上、

(卷天保五年) 午八月二日

猪飼 央

市田 美作殿

鳴津 但馬殿

諒訪治部殿

調所笑左衛門殿

白木御文書拾番箱中 六十三番

2734

左近様御卒去涯、御跡可被召建哉ニ

中將様被思召上、家格連名之次第極内相良甚太夫江調  
被仰渡、同人差上レ内調書留、

右一冊ノ蓋紙也

(の1) 先般 左近様御凶變江府ニ相達、

中將様別ニ被遊御哀痛、是迄御子様迎及不被成御座レ  
付、御卒去後之事ながら、御存生中諸太夫御敍任及被  
爲有、外ニ御末子様と考御身柄被爲替レ付、御跡を被  
建進レ考、責考者御追遠之御情愛相立、永年御祭祀之  
爲ニ考可然被爲思召附、於其儀者、御家格一所持ニ  
お現地考不被宛行、家等を其通被成進度被思召上レ  
故、御知行等考追の御吟味可有之レ間、弥右之御運ひ  
ニ考成立レ考、連名何れ之場ニ可被成御立哉、極々以  
内分吟味可申上旨被仰渡、左條ニ申上候、

大信院様御子様御順

一中將様

(奥平昌高)  
左衛門尉様

青林院様

御誕生不日之御天亡付、御產名無御座外、  
市正殿  
今和泉家、忠厚

準御二男家  
(卷一) 嶋津久馬

龜五郎様

感之介様

御七男  
左近様

御八男  
爲次郎様

右御以下省略仕外、

一一所持、一所持格家筋連名、以前ニ考不同之儀カ有之

外處、

大玄院様御在世中、御支族を初諸士一統家筋之御吟味  
被遊御發起外處、未御治定無之内被遊 御逝去外付、

吉備淨國院様御家督以後、正徳之初年より至末年、追ミ家

筋連名家格進上物等被相定、其中御直別之家ミ左之通  
被定置外、

御一門方四家差次

御一男家(日置家)

鳴津但馬殿

御二男家(佐間家)

鳴津遠江

他腹之御長男家  
川上東馬

準御三男家  
(卷一) 嶋津助之丞

右久馬家之元祖大藏久明事參、

實陽院様御十男ニニ御座外處、貞享二年御高千石并宅  
地拜領、家被召建外筋相見外、其以前カ地頭職又素段  
々御役カ被仰付置外處、元祿十四年十月十一日御

家老御役被仰付、同十四日從

大玄院様(貴)

實陽院様被準御二男外旨被仰出外、久明事御舍兄八  
人諸家養子又カ被成御天亡外付、右通御取計之様相見  
外得共、委細之御譯合相知不申外、

御三男家(宮之城家)  
鳴津圖書

御三男家(豐州家)  
鳴津主計

御三男家(永吉家)  
鳴津主殿

御二男家(佐多家)  
鳴津右門

準御三男家(佐司家)  
鳴津縫殿

準御三男家  
(卷一) 嶋津助之丞

御四男家

新納浪江

御五男家

樺山權左衛門

御六男家

鳴津播磨

御四男家

桂宇右衛門

準御四男家

〔宋〕「鳴津賴母」

準御五男家

〔宋〕「鳴津求馬」

御七男家

喜入多門

右以下連名略仕、

末條二申上介、

鳴津賴母

右高祖父鳴津賴母久記事、

寛陽院様御妾腹之御十三男ニシテ、七歳之春寛文十一年  
亥二月、

大玄院様御部屋柄中、御直元服并御脇差拜領被爲仰

付、天和元年酉二月

寛陽院様御參勤供被爲仰付、其節御鎧・御大小・

御手槍等御拜領付、其後貞享三年寅六月

大玄院様 御參勤之節、御番頭當分之御役御役ニカ御供被召  
列、翌年卯八月 御家督之御禮被仰上付節、

將軍家 御目見被仰付付、夫迄ハ伺篇

御丸内御取計相見付處、同五年辰二月

寛陽院様より御高千石御分地家財迄參御給、

御城近邊立野江宅地拜領、無程組頭當分之御役姓組番頭御役被仰

付、地頭職被下置付處、元祿十四年巳十一月十四日

大玄院様より久記事御四男ニ被準付段被仰渡付、右考  
其年之十月十四日久記御舍兄大藏久明前条鳥津  
久馬先祖全躰御十  
男乃御二男ニ被準付御例を以、右通被仰付旨被仰渡

付、其以後

淨國院様御代相成、追々地頭所繰替等被仰付付中、無  
程所帶被及困窮、左之御書付適當座江相見付、

御米百五拾俵

右勝手被差迫付、居屋敷貰入被仰付被下度旨訴申  
出置付得共、當時表方別の被差迫御不自由之砌付、  
願之筋考難被取揚付間、屋敷之儀考勝手次第片付可申  
付、右之次第故拾付年御暇被下、忽ち勤方御免被仰付  
付、左付の其身ニ付の御取分を以、御養料右之通拾付  
年御暇之内年ニ被下置付間、其内隨分身帶取細メ家屋

しき等相拂、先キ様相續ケ様ニ可被仕旨、享保十一年  
午十二月被仰渡置、無程被致隱居、同十八年丑四月被  
致病死リ、曾祖父鳴津賴母事、實ハ肝付典膳家之二男  
肝付郷十郎事久記養子被仰付、賴母と致改名、組頭・  
御勘定奉行御役等被相勤、地頭職被下置、祖父鳴津賴  
母事考入來院平次家之二男ニカシ養子被仰付、是亦賴母  
と致改名、御番頭・與頭御役・地頭職被下置、父鳴津相  
馬當番頭・御小姓組番頭・御勘定奉行・若年寄御役ニ  
エ諸所地頭職被仰付リ、當賴母事當分御小姓組番頭御  
役・地頭職被下置リ、尤嫡子代々、

御直元服、家督繼目御禮之節考御太刀三種二荷進上被  
仰付、家格一所持格被仰付置、年頭八朔ニ考於御書  
院、持參太刀着座、御盃頂戴被仰付來、元祖久記より  
五代之連續御座リ、

### 鳴津求馬

右高祖父鳴津求馬久房事考、  
寛陽院様御姿腹之御男子御十七男ニカシ、延寶七年未十  
二月

大玄院様御部屋栖中、御直元服被仰付、貞享四年卯七

月

寛陽院様御隱居後、御下屋敷ニ被遊、御移候節、御一  
所ニ御屋敷内江被成御引移レ處、元祿八年亥二月從  
大玄院様御城内岩崎江宅地拜領、家作迄後御道立被  
下、同月九日御高三百五拾石拜領、同十三年辰正月一

番組頭御役被仰付、同月十一日前文三百五十石之御高

被召上、新地千石拜領被仰付、同十四年巳十一月

綱貴公以御意、前文御舍兄大藏久明・賴母久記之例を  
以、求馬家御五男家の列被仰付、同十二月久房家年頭  
御禮於内御座御書院、賴母久記之次ニカシ持參太刀着座

御盃頂戴可被仰付旨被仰渡、正徳元年卯九月毎年八朔

ニカシ御太刀進上可被仰付旨被仰渡、同十月朔日家格一  
所持格と被仰付リ、然處當座帳留左之通相見リ、

一求馬殿事身帶被差迫レ付、御番并御組方被成御免、十  
ヶ年御暇被下度旨願被申出、願之通被成御免レ旨、正  
徳元年卯十二月廿二日帶刀殿名被仰渡リ、右之通レ處、  
八ヶ年目享保三年戌二月御番頭御役被仰付、同年三月  
東郷地頭被仰付置レ處、同七年寅十二月又ニ左之通被  
仰渡リ、

一先年爲御心付、山之口地頭職被仰付、御役料高貳百石  
被下置レ得共、物入有之御心付之詮無之、別ニ被差迫

外間移地頭職被成御免、先々相續外程之御敷被仰付被

下度旨、段々被申出趣有之、依之願之通山之口移地

頭被成御免、御番頭御役被仰付、御役料高此内之通直

被下付由、享保七年寅十二月十六日内記殿被仰渡外、

一此節依願山之口移地頭被成御免、於御當地御番頭御役

被仰付 御代參被相勤苦外間、享保七年寅十二月十六

日內記殿より被仰渡外旨、當座帳留相見外、

一曾祖父求馬久教御番頭・組頭・御勘定奉行・若年寄等

之御役被相勤、諸所地頭職被下置、祖父求馬事實考喜

入多門家之三男御座外處、久教男子無之養子龍成、段

々御役被相勤、若年寄・御家老御役・諸所地頭職被仰

付外、求馬嫡子鳴津幸之進儀考部屋柄中被致病死外付、

當求馬事承祖被仰付、當分大番頭御役ニシテ、寺社奉行

勤被仰付置、地頭職被下置外、尤嫡子代々、御直元服

被仰付、家督繼目等御禮之節考、御太刀三種二荷進上

被仰付來外、

喜入多門

右家之元祖若狭守忠弘事考、九代之

太守忠國公御七男ニシテ、始より家被相立、當多門迄十七

代無中絶致連續、先祖代ニ考軍功等考有之、八代之祖

安房久亮事考、

寛陽院様御十四男ニ考養子被爲入外儀及御座外、尤嫡

子代々、御直元服被仰付、家督繼目御禮等之節考、御

太刀三種二荷進上被仰付、年頭八朔御規式之節考、於

御對面所持參太刀着座久要、御盃頂戴被仰付來外、

一多門家之次町田監物ニ考御座外得共、監物家御直別ニ

考無之、其以下考都考御龜流御座外間省略仕外、

右之通御座外、

寛陽院様

大玄院様御代迄考諸御格式當分通全備不仕、

淨國院様御家督以來何篇追々御治定、近來

大信院様御在世中猶又萬端被遊、御損益、就中

御子様方

公邊御屆振天倫之儘被仰出筋相成、當時御領國中諸

士一統其通之御格被仰渡置外、然考此節前文

左近様御跡一所持一列ニ考家被建進事御座外考、

御系圖面之通天倫之御七男御順を以、御七男家喜人

多門次御支流町田監物頭御連名可有御座儀と吟味仕

外、此段申上外、以上、

御記録奉行

(の2)

午九月廿日

篠原善助

相良甚太夫

惟新様(家久)  
中納言様段(家久)被爲及御相談、其砌

惟新様御女千鶴様(泰孙)最初伊集院源次郎忠實(家久)御縁

左近様御卒去付、

中將様被爲有、御至情、御家を被建進度被思召上、  
未御内分之御事ながら、弥其通御治定候(家久)、家格一所  
列之、思召御座(家久)付、連名之次第何れ之場可被成御加  
哉、相調可申上旨承知仕、去ル廿日吟味書差上、其節  
私共より別段

寛陽院様

淨國院様御子様之中一所持之家々被遊御取建(家久)發起よ  
り後年之至、只今精察仕(家久)趣存付之譯申上、右付島津

縫殿家

寛陽院様御代御取立之次第被及御尋問、大略御答申上  
不得共、書付を以可申上旨承知仕、左之通御座(家久)、  
縫殿六代之祖鳴津又六久寧事、實考

島津家久  
むつののかミ殿より御つかひさしのほせられ(家久)間、一筆  
とりむかひ申け、さていく度申けても、このたひ  
は御家の御奉公に御のほり、さりとてハ比類なきと申  
計に(家久)、以下略ス

御自筆御つかひ

寛陽院様御四男ニ(家久)被成御卒去(家久)、然處右以前慶長十  
八年從

慶長十八年也

八月三日

島津能生(家久)  
たかさきおほいのすけ

むすめのかたへ  
等

將軍家諸侯に人質可被差出旨御達有之、

(当家) (實) たうけのしちとしてくわんとうへ、以下略

慶長十八年六月廿三日 いゑ久御判

いもと  
まいらせり

御下様御事、庄内騒亂之砌其場無和理被成御遁、無間  
々又々山河を隔、敵地同前之關東迄爲人質七ヶ年之難  
難を被經り次第、

惟新様

さても／＼そこもとのすまる、以下略

慶長十九年也

八月廿八日

いゑ久御判

前文

千つるとの  
まいらせり

慶長十九年八月廿八日、高二千二百四拾石千つるとの  
へ進せられけ、御文略ス

右原文ハ雜錄中年間ニ有之、末紙ニ左之通

右御文并御知行目錄之通御拜領有之、江戸に七ヶ年被  
成御座、元和五年之冬首尾克御下向レ處、

中納言様御文ニ及、御親子の事行未無沙汰なく心を添  
へ候ハんとの御事迄未被書進置レ、御下向後下野守久  
元ニ御縁組、又五郎久近出生ニ付シ考、右之三千石考  
如何様追シ考久近別家立、御下様御遺領相續之心  
宛考爲有之哉、舊記之中其意味未相見レ得共、久近事  
十五歳ニ及被致早世、前條申上レ通、

寛陽院様御四男又六久岑事幼名虎松と申上、總七歳之  
節右之三千石餘を、伊佐郡佐志之内より被成御給レ、  
御下様も御跡之思召之様相見レ得共、此時迄考委敷相  
知不申、御若年より諸所地頭職迄未被爲仰付置レ處、  
十九歳之節被成御卒去レ、左レ縫殿高祖父將監久當  
事考、

右之通御座レ、朝鮮・關ヶ原以來世上未不隱、  
將軍家及人質を以諸侯を被取固時勢御座レ處、

右三千石及被成御領知レ、然處延寶七年未三月十一日、  
被致病死レ、

寛陽院様より久岑・久當以來

至永年

御下之御遺領被給置レバ得共、女子之跡タマ不相立御法例故、

惟新様御五男久四郎忠清を以元祖とし、二代を又五郎久近、三代又六久岑、四代將監久當と連續之筋被相究、被準御三男家ハセ段被仰渡スル、右通被仰付スル儀付スル考、及數度御評儀ハシメ爲有之段、舊記之中相見スル得共、委細考省略仕スル、去廿日一所持御席順内吟味書差上候節、私共存付之一條申上スル儀考、一所持之一列考御一族・他家共、古來軍功之戰死又考治世相成候スル考、無據御連枝方又考爲抽勲勞重キ御由緒柄等之外考無御座、誠不容易御取持御座スル、今般

午九月廿五日

篠原善助

右一冊終レリ

相良甚太夫

中將様思召之程、御兄弟様御友愛之御厚情乍恐拜伏

齊興公御譜中

仕、微塵スミ否可奉存様考無御座スル得共、左近様御事御一世中何ぞ御家ハセ付、格別御勲功迹考不被成御座、大信院様御逝去無御間ハシメ御生所を御離、御自國と考乍申上、遙ハシメ御國に被爲成御下向、纏之中御凶事と御成、實ハシメ難被默止御愛情之餘より右通之御儀と奉存スル付、御卒去後ながら御別立之意味合相成、御家格相當御高資財等迄可被付進儀スル考、別紙久馬・賴母・求馬同様、

2735  
我國家財政之極ハシメ困難ハシメ也、如前屢記述、然而今謀之恢復スル也、唯以一封内產物輸スル之大坂、而其融通積ハシメ便益スル以爲スル至要スル矣、於是從前家老等雖ハシメ強スル從事于茲、動致スル損失スル、至文政之末ハシメ則益追困乏スル、而至乎家屋之破壞スル可スル以修理之焉、調所笑左衛門廣鄉時爲齊興側役、大父公及齊興委以財政改革之事、廣鄉受任以來年々三都來往晝夜不安寢食、焦スル思勞スル心致スル身于茲焉、於

是乎漸次奏其効、竟得資財稍殖、實可謂廣鄉之功  
績矣、故追次進其職、天保三年十二月以家老格奉  
側詰職、四年升爲家老、茲賞譽與祿如左、

白木御文書九番箱中 三十九番

### 知行目錄

高五百斛

- 伊集院春山村之内  
右同所麥生田村之内  
蒲生白男村之内  
始羅郡山田大山村之内  
市來養母村之内  
右同所長里村室之蘆門之内  
右同所神之川村之内  
飯野大明司村之内  
加久藤榎田村之内  
大村上手村之内  
志布志帖村之内  
加久藤西鄉村之内  
山之口山之口村之内
- 山崎二渡村折小野門之内  
樋脇市比野村之内  
吉松中津川村之内  
勝岡樺山村西村屋敷之内  
阿多新山村之内  
小林眞方村之内  
串良岡崎村之内  
右同所上小原村之内  
阿多宮崎村本地川原門之内  
右同所中津野村平山屋敷之内  
志布志月野村之内  
右同所同村之内  
出水下大河内村之内  
飯野杉水流村小浮免之内  
東郷田海村竹之中屋敷之内  
蒲生米丸村之内  
右同所白男村坂元門之内  
帖佐住吉村四月田門之内

右者御改革一件初發より致取扱い處、拔群之功業相見得

名寄帳在別冊

御褒美被 恩召上、去年三月於江戸右之通拜領被 候條、全可有所務外、仍如件、仰付

諸縣郡高城穂溝坊村之内  
勝岡蓼池村之内

天保五年十一月六日

諫訪治部  
武敬判

菱刈安房

降觀判

嶋津但馬  
久風判

市田美作  
轄印印判

義宣判

調所笑左衛門殿

阿多宮崎村之内  
志布志月野村之内  
右同所同村之内  
樋脇市比野村之内  
齋田柏原村之内

山崎久富木村之内

束郷田海村之内

飯野今西村之内

白木御文書九番箱中  
四十番

知行目錄

高五百削

蒲生漆村之内

帖佐豐留村之内

市來大里村之内

鹿兒嶋郡吉田本城村之内

右同所同村之内

志布志原田村之内

山之口山之口村之内

薩摩郡山田山田村之内  
伊集院春山村之内  
水引五代村藏治門之内  
河多浦之名村浮免之内  
串良細山田村庄屋浮免之内  
阿多白川村作職浮免之内  
龜田柏原村庄屋浮免之内  
飯野池嶋村野間門之内  
右同所原田村上原田門之内  
小林細野村庄屋浮免之内

伊集院麥生田村浮免之内

右同所同村庄屋浮免之内

郡山郡山村五浮免之内

高原水流村庄屋浮免之内

谷山山村鳩宿門之内

名寄帳在別冊

右考

御臺様御由縁ニ又厚

御内沙汰被爲 在、御城代被仰付シテ、依之御役料高被下  
置管シテ得共、別段之 息召を以、去年四月右之通拜領被  
仰付シテ條、全可有所務シテ、仍如件、

天保五年十一月廿八日 諷訪治部 武敬判

菱刈安房 隆觀判

鳴津但馬鶴印判 久風判

市田美作殿

宣任左近衛權少將

藏人權右中辨兼右衛門權佐皇太后官大進藤原  
愛長奉

齊興公御譜中

天保五年十二月二日

大家以上使松平周防守康任間ニ齊興參府一、有ニ 獨命一、

十五日齊興登 城述參府之禮、更蒙ニ 獨命一如例、

近秘野岬中 齊彬公

天保五年甲午十二月十六日轉任少將、因

御臺君有所厚請、特有是命、初

家久慈眼公之拜官始自少將、其他世子所未有也、

齊彬公御系図中

天保五年甲午十二月十六日任左近衛少將位階如故

旧御番所御文書三番箱中

上卿 説法輪大納言

天保五年十二月十六日 宣旨

侍從源齊彬朝臣

宣任左近衛權少將

2741の1

2740

2739

右通

口裏ニ  
宣案

侍從源朝臣齊彬

正二位行權大納言兼皇太后宮權大夫藤原朝臣實尚宣、奉  
敕、伴人宣令任左近衛權少將者、

上萬御局

銀子貳枚

天保五年十二月十六日大外記兼掃部頭造酒正助教中原

長橋御局

右同斷

上卿

大御乳人

右同斷

右一通

執次

銀子壹枚

朝臣師德奉

仙洞

御太刀折紙黃金二枚

新大納言御局

新大納言御局

銀子貳枚

右一通

橋中納言御局

右同斷

薩摩少將

別當御局

右同斷

上卿

執次

銀子五兩

職事

大宮

銀子五兩

右一通

萬里小路御局

銀子貳枚

轉法輪大納言

梅小路御局

右同斷

日露寺權右中辨

御乳人

右同斷

松平豊後守

准后

右同斷

御臺様より厚御願も有之ニ付ム、格別之

黄金一枚

右同斷

思召を以此度少將昇進被仰付ナシ事ニナシ間、其趣可被心

銀子五兩

右同斷

得ナシ

お千萬御方

右同斷

右一通

お登志御方

右同斷

松平豊後守源齊彬朝臣

黄金一枚

右同斷

少將成御官物之事

銀子五兩

右同斷

御太刀折紙黃金三枚

内侍所

右同斷

禁裏

御太刀代銀子五文目

右同斷

上卿 銀子六拾目

職事 右同斷

宣旨 銀子五枚

兩傳奏 銀子三枚宛

宣旨副使 銀子貳拾目

雜掌四人 銀子壹枚宛

右之通請取差上、銘々相渡申<sup>レ</sup>、以上、

德大寺大納言殿家

天保六未年正月 滋賀右馬大允

淡川伊勢守

甘露寺一位殿家

稻波主膳

藤木玄蕃

土持平左衛門殿

先是五年甲午正月城代市田美作義宜守邸在江府、  
御臺所密諭<sup>レ</sup>之以使<sup>ニ</sup>初之承君爲<sup>ニ</sup>齊彬嗣子<sup>一</sup>、義宜辭<sup>レ</sup>  
之、初之承君  
内府家慶公第五子也、凡

御臺所有<sup>レ</sup>報<sup>ニ</sup>密事於我<sup>一</sup>也、自<sup>ニ</sup>侍女島澤<sup>一</sup>而傳<sup>ニ</sup>之於其家  
森山某者室<sup>ニ</sup>、而室以傳<sup>ニ</sup>報<sup>ニ</sup>之於我<sup>一</sup>以爲<sup>レ</sup>恒矣、此月八日  
室請<sup>ニ</sup>義宜<sup>ニ</sup>詣<sup>ニ</sup>其家<sup>一</sup>、義宜往則室密語<sup>ニ</sup>

御臺所諭旨<sup>ニ</sup>曰、方今

大家孫子男女振蟄故、男求<sup>ニ</sup>之家<sup>一</sup>女求<sup>ニ</sup>之婿<sup>一</sup>、今

一神社佛閣修造興業事、  
一可專勸農事、  
一可徵納國<sup>ニ</sup>年貢事、  
一可徵納國<sup>ニ</sup>年貢事、

2742  
白木御文書九番箱中 四十一番

吉書

齊興公御譜中

天保六年乙未春正月二十七日

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、  
天保六年正月十一日 齊興御判

2743

大家以<sup>ニ</sup>上使安藤治右衛門<sup>一</sup>賜御屬之鶴於齊興、

齊興公御譜中

2744

先是五年甲午正月城代市田美作義宜守邸在江府、

御臺所密諭<sup>レ</sup>之以使<sup>ニ</sup>初之承君爲<sup>ニ</sup>齊彬嗣子<sup>一</sup>、義宜辭<sup>レ</sup>

之、初之承君

内府家慶公第五子也、凡

御臺所有<sup>レ</sup>報<sup>ニ</sup>密事於我<sup>一</sup>也、自<sup>ニ</sup>侍女島澤<sup>一</sup>而傳<sup>ニ</sup>之於其家

森山某者室<sup>ニ</sup>、而室以傳<sup>ニ</sup>報<sup>ニ</sup>之於我<sup>一</sup>以爲<sup>レ</sup>恒矣、此月八日

室請<sup>ニ</sup>義宜<sup>ニ</sup>詣<sup>ニ</sup>其家<sup>一</sup>、義宜往則室密語<sup>ニ</sup>

御臺所諭旨<sup>ニ</sup>曰、方今

大家孫子男女振蟄故、男求<sup>ニ</sup>之家<sup>一</sup>女求<sup>ニ</sup>之婿<sup>一</sup>、今

世子家慶公男子 初之承君甫九歲、穎悟爲<sup>ニ</sup>人所<sup>ニ</sup>稱、今  
子主家豐後守未<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>嗣子<sup>一</sup>、若以<sup>ニ</sup>初之承君<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>嗣子<sup>一</sup>、  
則於<sup>ニ</sup>

御臺所姻緣更加厚、蓋主家慶益長久焉、請子爲善謀之、義宜對曰、

御臺所念慮及我生家之懶到一至乎如此、以不勝感

佩、敬了其旨、且奉謝焉、不肖蒙此重命乃不敢吐露

情實耶、此命也於義宜有所以不以可肯受託者焉、

曰在昔島津家老有伊勢貞昌者、主人家久無嗣子、因

與貞昌謀而欲下

(秀忠)大樹台德公二男

(忠長)國若君爲嗣子上請之於

(家慶)東照公與

台德公、

東照公不允之見諭以

源將軍賴朝卿以來血統斷絕焉、至今國中仰

東照公德、而尤貞昌謬事、今縱使主人齊興苟奉旨

亦如國中人氣、何義宜不肖蒙

御臺所殊遇雖宜維命之奉、然今日義宜則昔日貞昌也、豈可敢襲貞昌蹤而使國中至乎弗得安穩耶、義宜憂懼兼至君恕之裁之爲義宜善辭之、室大感義宜言

以具報之於島澤、鳴澤以告之於

御臺所、御臺所亦大感義宜言、且嘉其適大臣之

職、而深謝已慮不及於此云、義宜著記顛末、依

家老猪飼央尚敏以告余、余今茲六年乙未三月命史官考貞昌事蹟、併作之議以備他日云、  
2745 旧御番所御文書三番箱中 斎彬公少將御任官女房奉書ト箱蓋ニアリ  
口裏ニ

仰天保十五年六月

さつまの少將より今度昇しんの御禮として、黄金百兩・

御きぬ三十疋進上おハしましけ、ひろう申てけへ考、おもろく思しめしけよし、よくこころえけて申せとてけ、

御心得てつたゑさせられけへくけ、かしく、

御いまの御局へ

申給へ

重豪公御譜中

天保六年乙未夏四月

御臺様竊獻造花一箇・唐金花建一箇・黒塗花臺一脚於福昌寺 大信公之廟前矣、

重豪公御譜中

正文在福昌寺

白銀五拾枚

右者當正月

大信院様御三回忌御法事ニ付、爲御供養料從  
御臺様御内ニ被遊御拜領、此節被差越付、

御廟所ニ御備相成付條、御銀五拾枚之儀者御詞堂同様  
取扱、後年住替之節堅固ニ可被次渡付、

天保六  
九月三日

寺社奉行所印

福昌寺

花

押

集

## 例　　言

一本巻所収文書に用いられている花押全部を収載したが、同一人の同一花押と判断できるものは、その典型的なものを採つた。

一原則として底本から摸写したが、島津氏花押涉覽・花押藪（ともに東京大学史料編纂所所蔵本）を参照した。

一収載した花押と、本巻所収文書との関連を示すために、花押集に付した通し番号を所収文書の花押の位置に付した。  
一二種以上の花押が用いられているものは、番号を別にして、これを収載した。

一通し番号は、文書の配列（おおむね編年順）に従い、初出の花押にこれを付した。

一花押は、その大きさは適宜縮小・拡大して収載した。

1 島津齊宣



4 島津齊興



2 近衛經熙



5 島津重豪



3 德川家齊



文書・記事目録

## 例　　言

一この目録は、本巻に収められた文書・記事の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収載したものである。  
一文書は、番号のほか、年月日、文書題を記載し、記事は年月日の欄に（記事）と記し、かつ記事題を付した。

一文書の年月日のうち、追筆（朱書きまたは朱カキの注あり）の年紀は（）、原文書記載の年紀はそのままとし、追  
筆年紀で疑義のあるものは「」、島津氏世録正統系図より補ったものは△▽で囲んで区別した。

一年紀を欠くもののうち、明らかに推定しうるものは〔〕で囲んだ。

一孟春（正月）、林鐘（六月）、暮秋（九月）、孟冬（十月）、霜月（十一月）、大呂（十二月）などの月の異称な  
らびに、念（二十日）はすべて数字に、また、鳥、糞は日に改めたが、朔日、晦日はそのまま残した。

番号	年	月	日	文書・記事題
一	(寛政二年)	一月	七日	松平信明書状
二				(記事)
三	寛政二年	一月	十一日	島津齊宣吉書
四	(寛政二年)	一月	十一日	松平信明書状
五				(記事)
六				刀工奥伊地知正幸平任官ス
七				重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
八	(寛政二年)	二月	廿日	齊宣御符ニ臨ミ又犬追物ヲ觀ル
九	(寛政二年)	三月	六日	(記事)
一〇				島津齊宣公辺記事
一一	(寛政二年)	四月		松平定信書状
一二	(寛政二年)	四月		斎宣太刀進献ノ礼式ヲ定ム
一三	(寛政二年)	四月		菱刈実祐返書
一四				島津齊宣内意書
一五	(寛政二年)	五月		斎宣太刀進献ノ礼式ヲ定ム
一六	(寛政二年)	五月		島津久邦申渡書
一七	(寛政二年)	五月		島津重豪内意書
一八		八月	朔日	島津久邦申渡書
一九				八朔進上太刀并中紙進上次第
二〇	(寛政二年)			島津重豪書状
二一	(寛政二年)	五月	二日	徳川家齊御内書
二二				重豪、將軍家齊ニ馬ヲ献ズ
二三	(寛政二年)			島津重豪覺書(獻上馬具目録)

番号	年	月	日	文書・記事題
二四	(寛政二年)	五月		馬獻上首尾書
二五	寛政二年	五月	七日	島津久邦外五名老家連署申渡書
二六		六月	朔日	嶋岡俊在証書
二七	(寛政二年)	六月	十九日	松平乘完書状
二八	(寛政二年)	六月	廿四日	松平信明書状
二九				(記事)
三〇	(寛政二年)	七月	六日	斎宣、有栖川宮ニ染筆ヲ請フ
三一				(記事)
三二	(寛政二年)	八月		重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
三三				(記事)
三四	(寛政二年)	九月		島津久金申渡書
三五				(記事)
三六	(寛政二年)	九月	七日	斎宣諸役へ施政ヲ嚴命ス
三七	(寛政二年)	九月	廿八日	(記事)
三八	(寛政二年)	十月	十八日	島津重豪覺書
三九	(寛政二年)	十月	廿三日	高はし外四名連署消息
四〇	(寛政二年)	十月	廿日	島居忠意書状
四一	(寛政二年)	十月	廿三日	島津重豪書状
四二	(寛政二年)	十一月	九日	島津久昶書状
四三	(寛政二年)	十一月	九日	島津久昶書状
四五	(寛政二年)	十一月	九日	島津久昶書状
四六	(寛政二年)	十一月	九日	島津久昶書状
四七	(寛政二年)	十一月	九日	島津久昶書状

四七	(寛政二年)十一月九日	島津久和書状	七一(寛政三年)四月六日	島津重豪扁書
四八	(寛政二年)	島津重豪書状	七三(寛政三年)	島津重豪書状
四九	(寛政二年)	島津重豪書状	七四	(記事)島津齊宣寛政三年公辺記事
五〇	(寛政二年)	島津重豪書状	七五	(記事)島津齊宣寛政三年公辺記事
五一	(記事)	島津重豪書状	七六	(寛政三年)五月二日
五二	(記事)	島津重豪書状	七七	(寛政三年)六月廿三日
五三	(寛政二年)十二月朔日	島津重豪御礼献上物次第 とみた外二名連署口上書	七八	(寛政三年)六月廿四日
五四	(寛政二年)	島津重豪書状	七九	(寛政三年)七月六日
五五	(寛政二年)	島津重豪書状	八〇	(寛政三年)七月六日
五六	(寛政二年)十二月十五日	松平乘完書状	八一	(寛政三年)七月六日
五七	(寛政二年)十二月廿一日	島津為次郎(男)重豪系譜抄	八二	(寛政三年)九月七日
五八	(寛政二年)	島津為次郎(男)重豪系譜抄	八三	(寛政三年)十月廿日
五九	(寛政二年)十二月廿七日	徳川家齊御内書	八四	(記事)重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
六〇	(寛政三年)一月七日	松平信明書状	八五	(記事)重豪御助ノ雲雀ヲ拝領ス
六一	(寛政三年)一月十一日	島津齊宣吉書	八六	(記事)憲之助(男)宣誕生ス
六二	(寛政三年)一月廿六日	松平信明書状	八七	(寛政三年)五月十六日
六三	(寛政三年)一月十一日	松平信明書状	八八	(記事)齊興助(男)宣誕生ス
六四	(記事)	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	八九	(寛政三年)十一月十六日
六五	(寛政三年)一月廿六日	松平定信書状	九〇	(寛政三年)十一月六日
六六	(記事)	重豪、齊宣ノ婚姻ヲ謝ス とみた外二名連署消息	九一	(寛政三年)十二月四日
六七	(寛政三年)	齊宣、佐竹義和妹ト婚儀整フ	九二	(寛政三年)十二月四日
六八	(記事)	齊宣婚儀成ルヲ幕府ニ謝ス	九三	(寛政三年)十二月四日
六九	(記事)	島津久和書状	九四	(寛政三年)十二月四日
七〇	(寛政三年)三月廿八日	島津久和書状	九五	(記事)島津久和書状
七一	(寛政三年)四月六日	島津齊宣忌服届書		

九六	(寛政三年)	島津重豪書状
九七	(寛政三年)	十二月十九日 松平信明書状
九八	(寛政四年)	十二月廿七日 徳川家齊御内書
九九	(寛政四年)	一月 七日 松平乗完書状
一〇〇	(寛政四年)	一月十一日 松平乗完書状
一〇一	(寛政四年)	一月十一日 (記事) 重豪、齊宣ノ參動延期ヲ謝ス
一〇二	(寛政四年)	一月十一日 島津重豪覺書
一〇三	(寛政四年)	一月十一日 島津齊宣吉書
一〇四	(寛政四年)	二月十五日 島津久和外四名家連署証状
一〇五	(寛政四年)	二月廿日 松平信明書状
一〇六	(寛政四年)	五月 二日 徳川家齊御内書
一〇七	(寛政四年)	五月 二日 島津齊宣諭達
一〇八	(寛政四年)	五月 二日 鎌田政詮覺書
一〇九	(寛政四年)	六月 (記事) 齊宣參勤ス 齊宣都元・官ヲ修補ス
一一〇	(寛政四年)	六月 鳥居忠意書状
一一一	(寛政四年)	六月 四日 (記事) 齊宣、重豪居館ノ二丸ヲ建築ス
一一二	(寛政四年)	六月廿四日 (記事) 齊宣、重豪ノ政務介助ヲ請フ 島津久和外三名家連署申渡書
一一三	(寛政四年)	六月廿四日 鳥居忠意書状
一一四	(寛政四年)	七月 六日 (記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
一一五	(寛政四年)	七月 六日 (記事) 戸田氏教書状
一一六	(寛政四年)	七月 六日 重豪、重豪ノ帰国療養ヲ願フ
一一七	(寛政四年)	七月十九日 (記事) 戸田氏教書状
一一八	(寛政四年)	七月十九日 (記事) 戸田氏教書状
一一九	(記事)	重豪帰国ス
一二〇	(記事)	重宣、重豪ノ帰国療養ヲ願フ
一二一	(寛政四年)	八月 五日 島津齊宣願書
一二二	(寛政四年)	八月廿三日 幕府指図書
一二三	(寛政四年)	九月 朔日 菱刈実祐・山岡久容老連署書状
一二四	(寛政四年)	十月 十日 島津久和外三名家老連署返書
一二五	[寛政四年]	十月 十日 徳川家齊御内書
一二六	(寛政四年)	九月 二日 島津忠厚恩礼使ヲ終ヘ帰府ス
一二七	(寛政四年)	九月 二日 (記事) 島津久和外三名家老連署返書
一二八	(寛政四年)	九月 二日 (記事) 重豪、浚明院家治ノ七回忌ニ献銀
一二九	(寛政四年)	九月十八日 戸田氏教書状
一三〇	(寛政四年)	十月 七日 (記事) 重豪、宥邦院島津豊ノ三十三回忌ニ 獻銀ス
一三一	(寛政四年)	十月 八日 松平乗完書状
一三二	(寛政四年)	十月 八日 本多忠篤書状
一三三	(寛政四年)	十一月 三日 島津久和書状
一三四	(寛政四年)	十一月 三日 島津久和書状
一三五	(寛政四年)	十一月十三日 島津久和書状
一三六	(寛政四年)	十一月十三日 島津久和書状
一三七	(寛政四年)	十一月十三日 島津久和書状
一三八	(寛政四年)	十一月十三日 (記事) 重豪、竹千代ノ色直ヲ賀ス
一三九	(寛政四年)	十一月十五日 (記事) 戸田氏教書状
一四〇	(寛政四年)	十一月十五日 (記事) 戸田氏教書状
一四一	(記事)	幕府、齊宣ノ皇居新營ノ助勢ヲ賞ス
ス	(記事)	幕府、齊宣ノ皇居新營ノ助勢ヲ賞ス

一四二	(寛政四年)	十二月	五日	本多忠鸞書状	一六七	(寛政五年)	二月廿一日	戸田氏教書状
一四三	(寛政四年)	十二月	五日	戸田氏教書状	一六八	(寛政五年)	二月廿三日	松平乗完書状
一四四	(寛政四年)	十二月	六日	松平定信外三名 <sup>幕府老中連署状</sup>	一六九	(寛政五年)	二月廿三日	戸田氏教書状
一四五	(寛政四年)				一七〇	(寛政五年)	二月廿三日	松平乘完書状
一四六	(寛政四年)		十二月十五日	戸田氏教書状	一七一	(寛政五年)	二月廿三日	戸田氏教書状
一四七	(寛政四年)		十二月十五日	戸田氏教書状	一七二	(寛政五年)	三月	七日
一四八	(寛政四年)		十二月十七日	島津齊宣上物伺書并首尾書	一七三	(寛政五年)	三月	七日
一四九				重豪、竹千代色直ノ智品ヲ拝戴ス (記事)	一七四	(寛政五年)	三月	七日
一五〇	(寛政四年)	十二月廿四日		島津齊宣上物伺書并首尾書	一七五	(寛政五年)	三月	七日
一五一	(寛政四年)	十二月廿七日		徳川家齊御内書	一七六	(寛政五年)	三月	廿五日
一五二	(寛政四年)	十二月廿八日		戸田氏教書状	一七七	(寛政五年)	四月	十八日
一五三				斎宣若菜ノ朝賀ヲ命ゼラル (記事)	一七八	(寛政五年)	四月	廿八日
一五四	(寛政五年)	一月	五日	松平信明書状	一七九	(寛政五年)	島津齊宣居書	戸田氏教書状
一五六	(寛政五年)	一月	七日	松平信明書状	一八〇	(寛政五年)	島津齊宣上物例書	重豪、竹千代髮置ニ賀品ヲ献ズ (記事)
一五七	(寛政五年)	一月	七日	松平信明書状	一八一	(寛政五年)	五月	二日
一五八	(寛政五年)	一月十一日		松平定信外四名 <sup>老中連署状</sup>	一八二	(寛政五年)	五月	廿八日
一五九	(寛政五年)	一月十一日		松平信明書状	一八三	(寛政五年)	松平信明書状	斎宣帰国ス (記事)
一六〇	(寛政五年)	一月十一日		島津齊宣吉書	一八四	(寛政五年)	五月	二日
一六一	(寛政五年)	一月十五日		松平信明書状	一八五	(寛政五年)	五月十六日	太田資愛書状
一六二	(寛政五年)	一月廿一日		松平信明書状	一八六	(寛政五年)	五月十六日	戸田氏教書状
一六三	(寛政五年)	一月廿一日		松平信明書状	一八七	(寛政五年)	五月十六日	太田資愛書状
一六四	(寛政五年)	一月		島津久金外四名 <sup>老中連署申渡書</sup>	一八八	(寛政五年)	五月十六日	戸田氏教書状
一六五	(寛政五年)	二月		松平乘完書状	一八九	(寛政五年)	五月十八日	松平信明書状
一六六	(寛政五年)	二月	六日	島津重豪書状	一九〇	(寛政五年)	五月十八日	松平信明書状

一九一	五月廿一日	前田左兵衛書状	二〇七 (寛政五年)	七月十七日	太田資愛書状
一九二	(寛政五年)	六月 朔日 戸田氏教書状	二〇八 (寛政五年)	七月十八日	戸田氏教書状
一九三	(寛政五年)	六月 翌日 松平信明書状	二〇九	(記事)	重豪、淑姫家子ノ結納ヲ賀ス
一九四	(寛政五年)	(記事)	二一〇	(記事)	重豪參府ス
一九五	(寛政五年)	六月 四日 太田資愛書状	二一一	(寛政五年)	重豪演武館ニ觀ル
一九六	(寛政五年)	(記事)	二一二	(寛政五年)	斎宣演武館ニ大迫物ヲ講ズ
一九七	(寛政五年)	六月 四日 (記事)	二二三	(寛政五年)	重豪參府ス
一九八	(寛政五年)	六月十五日 松平乗完書状	二二四	(寛政五年)	松平信明書状
一九九	(寛政五年)	六月十五日 松平信明書状	二二五	(寛政五年)	松平信明書状
二〇〇	(寛政五年)	四月 晦日 菱刈実祐書状	二二六	(寛政五年)	松平信明書状
の一	(寛政五年)	四月廿四日 橋口与三次首尾書	二二七	(寛政五年)	重豪參府ス
の二	(寛政五年)	五月 日 中根正房届書案文	二二八	(寛政五年)	九月 七日 德川家齊御内書
の三	(寛政五年)	月 日 中根正房届書例書	二二九	(寛政五年)	九月十五日 太田資愛書状
の四	(寛政五年)	四月十一日 中根正房書状	二二三〇	(寛政五年)	(記事)
の五	(寛政五年)	四月十六日 中根正房首尾書	二二三	(寛政五年)	重豪、敏次郎慶ノ立儲后ヲ賀ス
の六	(寛政五年)	四月廿二日 中根正房首尾書	二二四	(寛政五年)	十月 三日 戸田氏教書状
の七	(寛政五年)	四月 晦日 使番某首尾書	二二五	(寛政五年)	島津重豪書状
の八	(寛政五年)	六月十九日 松平乗完書状	二二六	(寛政五年)	(記事)
二〇一	(寛政五年)	七月 二日 戸田氏教書状	二二七	(寛政五年)	斎宣、祖先年忌祭ノ法ヲ定ム
二〇二	(寛政五年)	七月 六日 松平定信外四名老中連署状	二二八	(寛政五年)	十月 九日 戸田氏教書状
二〇三	(寛政五年)	(記事)	二二九	(寛政五年)	戸田氏教書状
二〇四	(寛政五年)	重豪、中古ノ諸夫人ニ追謚ス	二三〇	(寛政五年)	島津重豪書状
二〇五	(寛政五年)	七月十二日 太田資愛書状	二三一	(寛政五年)	松平信明外三名老中連署状
二〇六	(寛政五年)	(記事)	二三二	(寛政五年)	松平信明外四名老中連署状
		重豪 参府指図書	二三三	(寛政五年)	松平信明外三名老中連署状
		とみ岡外三名連署口上書	二三四	(寛政五年)	松平信明外三名老中連署状

一三三	(寛政五年)	十一月十五日	川上久致外四名老連署書状	二五三	(寛政六年)	五月	二日	徳川家齊御内書
一三三	(寛政五年)	十一月十五日	川上久致外四名老連署書状	二五四	(寛政六年)	五月	二日	戸田氏教書状
一三四	(寛政五年)	十一月十五日	川上久致外四名老連署書状	二五五	(寛政六年)	六月廿四日	戸田氏教書状	
一三五	(寛政五年)	十一月十五日	川上久致外四名老連署書状	二五六	(寛政六年)	六月廿七日	戸田氏教書状	
一三六	(記事)		重豪、寛陽公(島津光久)百年忌法事 ヲ修ス	二五七	(寛政六年)	六月廿七日	戸田氏教書状	
一五一	(寛政六年)	十二月廿七日	安藤信成書状	二五八	(寛政六年)	七月 六日	安藤信成書状	
一五二	(寛政六年)	一月 七日	戸田氏教書状	二五九	(寛政六年)	七月 六日	安藤信成書状	
一五一	(記事)	一月 七日	戸田氏教書状	二六〇	(記事)	重豪御鴈ノ雲雀ヲ拝領ス		
一五三	(寛政六年)	一月廿八日	戸田氏教書状	二六一	(記事)	(齊宣、若君家慶)ノ官參ヲ賀ス 齊宣拝借金ヲ詔ヒ幕府コレヲ許ス		
一五四	(寛政六年)	一月廿八日	戸田氏教書状	二六二	(寛政六年)	九月 七月	徳川家齊御内書	
一四五	(寛政六年)	一月廿八日	戸田氏教書状	二六三	(寛政六年)	九月 七月	太田資愛書状	
一四六	(寛政六年)	一月廿八日	戸田氏教書状	二六四	(寛政六年)	九月	伊勢貞矩申渡書	
一四七	(寛政六年)	一月 噩日	名越恒中外四名老連署申渡書 并拝領物目録	二六五	(寛政六年)	十月 朔日	太田資愛書状	
一四八	(記事)	一月 噩日	名越恒中外四名老連署申渡書 并拝領物目録	二六六	(寛政六年)	十月 朔日	戸田氏教書状	
一四九	(記事)	一月 噩日	市田盛常申渡書	二六七	(寛政六年)	せかわ外四名連署消息		
一五〇	(寛政六年)	二月 廿日	斎宣参府シ将軍ニ謁ス	二六八	(寛政六年)	せかわ外四名連署消息		
一五一	(記事)	二月 廿日	安藤信成書状	二六九	(寛政六年)	十月 廿日	太田資愛書状	
一五一	(寛政六年)	四月廿八日	重豪御鴈ノ鶴ヲ拝領ス	二七〇	(寛政六年)	せかわ外四名連署消息		
一五二	(寛政六年)	四月廿八日	松平信明書状	二七一	(寛政六年)	閏十一月	島津久親申渡書	

一五三	(寛政六年)	五月	二日	徳川家齊御内書
一五四	(寛政六年)	五月	二日	戸田氏教書状
一五五	(寛政六年)	六月廿四日	戸田氏教書状	
一五六	(寛政六年)	六月廿七日	戸田氏教書状	
一五七	(寛政六年)	六月廿七日	戸田氏教書状	
一五八	(寛政六年)	七月 六日	安藤信成書状	
一五九	(寛政六年)	七月 六日	太田資愛書状	
一六〇	(寛政六年)	九月 七月	徳川家齊御内書	
一六一	(記事)	九月 七月	太田資愛書状	
一六二	(寛政六年)	九月 七月	伊勢貞矩申渡書	
一六三	(寛政六年)	九月 七月	太田資愛書状	
一六四	(寛政六年)	九月	伊勢貞矩申渡書	
一六五	(寛政六年)	十月 朔日	太田資愛書状	
一六六	(寛政六年)	十月 朔日	戸田氏教書状	
一六七	(寛政六年)	せかわ外四名連署消息		
一六八	(寛政六年)	せかわ外四名連署消息		
一六九	(寛政六年)	十月 廿日	太田資愛書状	
一七〇	(寛政六年)	せかわ外四名連署消息		
一七一	(寛政六年)	十月 廿日	島津久親申渡書	
一七二	(記事)	十月 廿日	島津久親申渡書	
一七三	(寛政六年閏十一月)	島津資宣拝借金請取状并老中裏書		
一七四	(寛政六年閏十一月)	島津資宣拝借金請取状并老中裏書		
一七五	(寛政六年)	島津資宣拝借米請取状并老中裏書		
一七六	(寛政六年)	島津資宣拝借米請取状并老中裏書		
一七七	(寛政六年)	島津資宣拝借米請取状并老中裏書		

二七八	(寛政六年)	十二月廿七日	徳川家齊御内書	三〇一	(寛政七年)	六月廿四日	安藤信成書状
二七九	(寛政六年)	十二月廿七日	松平信明書状	三〇二	(寛政七年)	六月廿四日	乘之助 <small>重豪</small> 系譜抄
二八〇	(寛政六年)	十二月廿八日	太田資愛書状	三〇三	(寛政七年)	七月 六日	ノ雲雀ヲ下賜セズ
二八一	寛政七年	一月十一日	島津斉宣吉書	三〇四	(寛政七年)	七月 六日	松平信明書状
二八二	(寛政七年)	一月十一日	安藤信成書状	三〇五	(寛政七年)	七月 六日	松平信明書状
二八三	(寛政七年)	一月十一日	せかわ外四名連署消息	三〇六	(寛政七年)	七月 六日	松平信明書状
二八四		(記事)	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	三〇七		(記事)	幕府、徳川重好ノ喪ニヨリ御鷹
二八五	(寛政七年)	二月廿六日	とみ田外三名連署消息	三〇八	(寛政七年)	九月 七日	戸田氏教書状
二八六	(寛政七年)	二月廿六日	富田外三名連署消息	三〇九	(寛政七年)	九月 七日	戸田氏教書状
二八七	(寛政七年)	二月廿六日	操姫 <small>齊宣</small> 系譜抄	三一〇	(寛政七年)	九月 七日	徳川家齊御内書
二八八		(記事)	操姫 <small>齊宣</small> 系譜抄	三一一	(寛政七年)	九月 七日	瀬かわ外四名連署消息
二八九		(記事)	操姫 <small>齊宣</small> 系譜抄	三一二	(寛政七年)	十月 廿日	せかわ外四名連署消息
二九〇	(寛政七年)	三月	島津重豪書状	三二二	(寛政七年)	十月 廿日	戸田氏教書状
二九一	(寛政七年)	三月	とみ田外三名連署消息	三二三	(寛政七年)	十月廿七日	川上久致外六名 <small>老</small> 連署書状
二九二	寛政七年	三月	島津重豪書状并老中裏	三二四	(寛政七年)	(記事)	重豪、敏次郎 <small>家慶</small> ノ髮置ヲ祝ス
二九三		(記事)	虎寿丸 <small>齊宣</small> 佐竹氏養子トナル	三二五	(寛政七年)	十一月 二日	松平信明書状
二九四		(記事)	齊宣、虎寿丸ヲ薩府ニ居ラシム	三二六	(寛政七年)	十一月 二日	松平信明書状
二九五		(記事)	虎寿丸 <small>齊宣</small> 名書	三二七	(寛政七年)	十一月 二日	瀬川外四名連署消息
二九六	(寛政七年)	四月廿八日	太田資愛書状	三二八	(寛政七年)	十一月 二日	松平信明書状
二九七	(寛政七年)	五月 二日	徳川家齊御内書	三二九	(寛政七年)	十一月 二日	瀬川外四名連署消息
二九八	(寛政七年)	五月 二日	安藤信成書状	三三〇	(寛政七年)	(記事)	松平信明書状
二九九	寛政七年	五月 四日	浦添朝央起請文前書	三三一	(寛政七年)	(記事)	瀬川外四名連署消息
三〇〇	(寛政七年)	六月 六日	安藤信成書状	三三二	(寛政七年)	十一月十三日	せかわ外四名連署消息
三〇一	(寛政七年)	六月 六日	安藤信成書状	三三三	(寛政七年)	十一月十三日	虎寿丸 <small>齊宣</small> 福箇近謙訪朴ニ詣ズ
				三三四	(寛政七年)	十一月十三日	松平信明書状
				三四五	(寛政七年)	十一月十三日	虎寿丸 <small>齊宣</small> 福箇迫諭訪社ニ初詣ス
				三五五	(寛政七年)	(記事)	島津重豪書状
							重豪、御台所ノ着常ヲ祝賀ス
							富田外三名連署消息

三二六	(寛政七年)	十一月十六日	富田外三名連署消息
三二七	(寛政七年)	十一月十六日	安藤信成書状
三二八	(寛政七年)	十一月十六日	安藤信成書状
三二九	(寛政七年)	十一月十六日	せ川外四名連署消息
三三〇	(寛政七年)	十一月廿日	せかわ外四名連署消息
三三一	(寛政七年)	十一月廿日	菱刈実祐首尾書
三三二	(寛政七年)	十一月十七日	川上久致外六名家老連署返書
三三三	(寛政七年)	十一月廿五日	戸田氏教書状
三三四	(寛政七年)	十一月廿五日	戸田氏教書状
三三五	(寛政七年)	十一月廿七日	徳川家齊御内書
三三六	(寛政七年)	十一月廿七日	松平信明書状
三三七	(寛政七年)	十一月廿八日	戸田氏教書状
三三八	(寛政八年)	一月七日	太田資愛書状
三三九	(寛政八年)	一月七日	太田資愛書状
三四〇	(寛政八年)	一月十一日	島津齐宣吉書
三四一	(寛政八年)	一月十一日	太田資愛書状
三四二	(寛政八年)	一月十一日	太田資愛書状
三四三	(寛政八年)	一月十八日	近衛經熙書状
三四四	(記事)	八百賀宣身上由繕取糺一件届書	斎宣側室八百、鈴木氏二改姓
三四五	(記事)	島津齐宣内意書	八百賀宣身上由繕取糺一件届書
の一	十一月廿六日	川上久致外六名家老連署申渡書	島津齐宣内意書
の二	二月	市田盛常添書	八百統書
の三	一月	桑山甚助届書	八百統書
の四	寛政八年		
の五	十一月廿六日		
十六	十一月廿六日		
の六	寛政四年	十月廿日	家主吉兵衛願書
の七		十一月廿六日	橋口与三次届書
の八	寛政三年	十一月	佐野善次郎約状
の九			
の一〇	寛政五年	一月廿三日	桑山甚助届書
の一一		一月廿三日	橋口与三次届書
の一二	寛政五年	一月廿一日	鈴木清七願書
の一三		一月廿一日	小野半次届書
の一四	寛政五年	一月廿一日	桑山甚助届書
の一五		一月廿一日	鈴木清七願書
の一六	寛政五年	一月廿九日	桑山甚助届書
の一七		一月廿九日	橋口与三次届書
の一八	寛政五年	五月	二階堂行智申渡書
の一九		五月	二階堂行智申渡書
の二〇	寛政八年	七月廿三日	桑山甚助届書
の二一		七月廿三日	桑山甚助届書
の二二	寛政八年	一月廿七日	市田盛常書状
の二三		一月廿七日	市田盛常書状
の二四	寛政八年	二月九日	菱刈実祐・島津久泰老連署返書
の二五		二月九日	菱刈実祐・島津久泰老連署返書
の二六	寛政八年	(記事)	斎宣除臣ノ綱流馬ヲ張行ス
の二七		(記事)	重豪御廳ノ鶴ヲ拝領ス
の二八	寛政八年	(記事)	瀬川外四名連署消息
の二九		(記事)	瀬川外四名連署消息
の三〇	寛政八年	二月九日	山田明遠申渡書
の三一		二月九日	菱刈実祐書状
の三二	寛政八年	(記事)	松平信明書状
の三三		(記事)	松平信明書状
の三四	寛政八年	二月廿日	松平信明書状
の三五		二月廿日	松平信明書状
の三六	寛政八年	三月三日	島津齐宣届書

三五七	(寛政八年)	三月 三日	島津斉宣届書	池田治道統書
三五八		(記事)	齊宣御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	銀之進池田治道嫡子統書
三五九		(記事)	重豪隱居シ高輪邸ニ移ル	相模守精進日書
三六〇	(寛政八年)	三月十三日	西郷八郎次届書	瀬川外四名連署消息
三六一	(寛政八年)	三月十三日	西郷八郎次届書	せ川外四名連署消息
三六二		(記事)	重豪、將軍家男子降誕ヲ祝ス	瀬川外四名連署消息
三六三	(寛政八年)	三月廿五日	松平信明書状	せ川外四名連署消息
三六四	(寛政八年)	三月廿五日	松平信明書状	瀬川外四名連署消息
三六五	(寛政八年)	三月廿八日	市田盛常書状	瀬川外四名連署消息
三六六		五月十三日	川上久致外四名老連署返書	瀬川外四名連署消息
三六七	(寛政八年)	五月十三日	富田外三名連署消息	瀬川外四名連署消息
三六八	(寛政八年)	四月 朔日	太田資愛書状	瀬川外四名連署消息
三六九	(寛政八年)	四月 朔日	太田資愛書状	瀬川外四名連署消息
三七〇		(記事)	重豪生母ノ斎料ヲ長年寺ニ献ズ	瀬川外四名連署消息
三七一	(寛政八年)	四月	川上久致申渡書	瀬川外四名連署消息
三七二	(寛政八年)	四月	川上久致申渡書	瀬川外四名連署消息
三七三	寛政八年	四月 九日	寺社奉行所達書	瀬川外四名連署消息
三七四		(記事)	重豪、御台所ノ三七夜ヲ慶賀ス	瀬川外四名連署消息
三七五	(寛政八年)	とみ田外三名連署消息	瀬川外四名連署消息	瀬川外四名連署消息
三七六	(寛政八年)	富田外三名連署消息	瀬川外四名連署消息	瀬川外四名連署消息
三七七	(寛政八年)	瀬かわ外四名連署消息	瀬川外四名連署消息	瀬川外四名連署消息
三七八	(寛政八年)	戸田氏教書状	安藤信成書状	安藤信成書状
三七九	(寛政八年)	九月廿八日	川上久致外二名老連署書状	川上久致外二名老連署書状
三八〇	(寛政八年)	九月廿八日	川上久致外二名老連署書状	川上久致外二名老連署書状
三八一		五月 二日	徳川家齊御内書	徳川家齊御内書
		五月 二日	太田資愛書状	太田資愛書状
		記録所覚書	記録所覚書	記録所覚書
		十月廿二日	安藤信成書状	安藤信成書状

四〇四	(記事)	重豪、淑妃君家齊 結納ヲ賀ス	四二九	(記事)	重豪御鷹ノ鶴ヲ持領ス
四〇五	(寛政八年)	十一月十六日	四三〇	(寛政九年)	二月廿日
四〇六	(寛政八年)	十一月十六日	四三一	(記事)	戸田氏教書状
四〇七	(寛政八年)		四三二	(寛政九年)	とみ田外三名連署消息
四〇八	(寛政八年)		四三三	(寛政九年)	富田外三名連署消息
四一〇	(記事)	瀬川外四名連署消息	四三四	(寛政九年)	重豪、家慶ノ元服任官ヲ賀ス
四一一	(記事)	斎宣琉球謝恩使ヲ率ヒ參勤ス	四三五	(寛政九年)	とみ田外三名連署消息
四一二	(寛政八年)	十一月十五日	四三六	(寛政九年)	せ川外四名連署消息
四二三	(寛政八年)	十一月十五日	四三七	(寛政九年)	瀬川外四名連署消息
四二四	(寛政八年)	十一月廿七日	四三八	(寛政九年)	水野忠友書状
四二五	(寛政八年)	十一月廿七日	四三九	(寛政九年)	富田外三名連署消息
四二六	(寛政八年)	十一月廿七日	四四〇	(記事)	於隣女(齊異)系譜抄
四二七	(寛政九年)	一月七日	四四一	(記事)	斎宣、御台所(島津)ノ叙位ヲ賀ス
四二八	(寛政九年)	一月七日	四四二	(記事)	重豪、御台所(島津)ノ叙位ヲ賀ス
四二九	(寛政九年)	一月十一日	四四三	(記事)	太田資愛書状
四三〇	(寛政九年)	一月十一日	四四四	(寛政九年)	水野忠友書状
四三一	(寛政九年)	一月十一日	四四五	(寛政九年)	とみた外三名連署消息
四三二	(寛政九年)	水野忠友書状	四四六	(寛政九年)	市田盛常書状
四三三	(記事)	重豪、家慶ノ着袴初メヲ賀ス	四四七	(寛政九年)	とみた外三名連署消息
四三四	(記事)	虎寿丸(齊)大追物ヲ観覽ス	四四八	(寛政九年)	水野忠友書状
四四一	(寛政九年)	一月廿一日	四四九	(寛政九年)	市田盛常書状
四四五	(寛政九年)	水野忠友書状	四五〇	(寛政九年)	水野忠友書状
四四六	(寛政九年)	一月廿一日	四五一	(寛政九年)	重豪、斎宣ノ成婚ヲ謝ス
四四七	(寛政九年)	水野忠友書状	四五二	(寛政九年)	斎宣、丹羽長祥妹ト婚姻ス
四五八	(寛政九年)	一月廿一日	四五三	(寛政九年)	島津重豪・同斎宣明細書
四五九	(寛政九年)				市田盛常申渡書
四五一	(記事)	虎寿丸(齊)参府ス			
四五二	(記事)	虎寿丸(齊)江府ニ着ス			
四五三	(記事)	齊興江戸芝邸ニ着ス			
四五四	(記事)				
四五五	(記事)				
四五六	(記事)				
四五七	(記事)				
四五八	(記事)				

四五四	(記事)	齊宣帰国ス	四七九 (寛政十年)	一月 七日 水野忠友書状
四五五	(寛政九年)	四月廿八日 水野忠友書状	四八〇 寛政十年	一月十一日 島津斉宣吉書
四五六	(寛政九年)	五月 二日 徳川家齊御内書	四八一 (寛政十年)	一月十一日 安藤信成書状
四五七	(寛政九年)	五月十二日 水野忠友書状	四八二 (寛政十年)	一月十一日 水野忠友書状
四五八	寛政九年	五月	四八三 (寛政十年)	(記事) 齊宣焼失ノ日新寺ヲ再建セシム
四五九		菱刈実祐中渡書	四八四 (寛政十年)	(記事) 齊宣参勤ス
四六〇	(寛政九年)	六月廿四日 太田資愛書状	四八五 (寛政十年)	(記事) 齊宣燒失ノ日新寺ヲ再建セシム
四六一	(寛政九年)	六月廿七日 安藤信成書状	四八六 (寛政十年)	(記事) 齊宣焼失ノ日新寺ヲ再建セシム
四六二	(寛政九年)	六月廿七日 水野忠友書状	四八七 (寛政十年)	(記事) 齊宣焼失ノ日新寺ヲ再建セシム
四六三	(寛政九年)	七月 前田左兵衛書状	四八八 (寛政十年)	(記事) 齊宣焼失ノ日新寺ヲ再建セシム
四六四	(寛政九年)	七月 六日 松平信明書状	四八九 (寛政十年)	(記事) 齊宣焼失ノ日新寺ヲ再建セシム
四六五	(寛政九年)	七月 六日 水野忠友書状	四九〇 (寛政十年)	(記事) 齊宣焼失ノ日新寺ヲ再建セシム
四六六		(記事) 重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス	四九一 (寛政十年)	(記事) 齊宣焼失ノ日新寺ヲ再建セシム
四六七	(寛政九年)	九月 七日 徳川家齊御内書	四九二 (寛政十年)	一月 七日 水野忠友書状
四六八	(寛政九年)	九月 七日 水野忠友書状	四九三 (寛政十年)	一月 七日 水野忠友書状
四六九	(寛政九年)	十月 廿日 松平信明書状	四九四 (寛政十年)	一月 七日 水野忠友書状
四七〇	(寛政九年)	十月 六日 太田資愛書状	四九五 (寛政十年)	一月 七日 水野忠友書状
四七一	(寛政九年)	十一月 六日 水野忠友書状	四九六 (寛政十年)	六月十五日 松平信明書状
四七二		(記事) 齊宣靖厄ノ大追物ヲ張行ス	四九七 (寛政十年)	六月廿四日 水野忠友書状
四七三		(記事) 重豪齊宣・頼朝六百年忌ヲ修ス	四九八 (寛政十年)	七月 六日 戸田氏教書状
四七四		(記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	四九九 (寛政十年)	七月 六日 蓬之進重豪系譜抄
四七五	(寛政九年)	十一月廿七日 徳川家齊御内書	五〇〇 (寛政十年)	七月 六日 水野忠友書状
四七六	(寛政九年)	十二月廿七日 水野忠友書状	五〇一 (寛政十年)	九月 三日 徳川家齊御内書
四七七	(寛政九年)	十二月廿八日 水野忠友書状	五〇二 (寛政十年)	九月 三日 水野忠友書状
四七八	(寛政十年)	一月 七日 安藤信成書状	十月 廿日 松平信明書状	

五〇三	(寛政十年)	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五六六	(記事)	重豪御廢ノ鶴ヲ拝領ス
五〇四	(寛政十年)	十一月廿八日	川上久致外三名家老連署書状	五七七	(寛政十一年)	二月廿六日
五〇五	(寛政十年)	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五七八	(記事)	太田資愛書状
五〇六	(寛政十年)	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五九	(記事)	齊宣參勤ノ期ヲ請問ス
五〇七	(寛政十年)	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五三〇	(忠公音宣・英姫同系譜抄)	忠公男系譜抄
五〇八	(寛政十年)	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五三一	(忠公系譜抄)	齊宣帰国ス
五〇九	(寛政十年)	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五三二	(文書所在書上)	
五一〇	(寛文九年)	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五三三	(寛政十一年)	四月廿八日
五一一	(寛政十年)	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五四四	(五月)	水野忠友書状
五一二	(寛政十年)	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五三五	(寛政十一年)	島津斉宣子女母書付
五一三	(寛政十年)	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五一四	(寛政十一年)	島津重豪男子出生届振一件
五一四	(寛政十年)	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五一五	(の一)	男子出生届振問合書并答書
五一五	(寛政十年)	十一月廿八日	太田資愛書状	五一六	(の二)	島津重豪男子届順書
五一六	(寛政十年)	十一月廿八日	水野忠友書状	五一七	(の三)	市田盛常申渡書
五一七	(寛政十年)	十一月廿八日	徳川家齊御内書	五一八	(の四)	市田盛常申渡書
五一八	(寛政十年)	十一月廿七日	水野忠友書状	五一九	(の五)	市田盛常申渡書
五一九	(寛政十年)	十一月廿八日	水野忠友書状	五二〇	(の六)	島津重豪男子届書
五二一	(寛政十一年)	十一月廿七日	安藤信成書状	五二二	(の七)	市田盛常申渡書
五二三	(寛政十一年)	十一月廿八日	水野忠友書状	五二三	(の八)	市田盛常申渡書
五二四	(寛政十一年)	十一月廿九日	圓徳院・淨信院忌日改一件	五二四	(の九)	島津重豪男子届書
五二五	(寛政十一年)	十一月廿九日	伊勢貞矩申渡書	五二五	(の一)	市田盛常申渡書
		十一月廿九日	市田盛常首尾書		(の二)	徳川家齊御内書
		十一月十一日	安藤信成書状			水野忠友書状
		十一月十一日	水野忠友書状			義村朝宜起請文前書
		十一月十一日	島津齊宣吉書			松平信明書状
		十一月十一日				水野忠友書状
		十一月十一日				太田資愛書状
		十一月十一日				水野忠友書状

五四四		（記事）	重豪御鴈ノ雲雀ヲ持領ス	五月	二日	徳川家齊御内書
五四五				五月	二日	水野忠友書状
五四六				五月	八日	嵩原安執起請文前書
五四七	（寛政三年）	九月	伊勢貞矩申渡書	五月	八日	与那原良頭起請文前書略文
五四八	（寛政三年）	九月	徳川家齊御内書	五月	八日	高屋武朝祐起請文前書
五四九	（寛政三年）	十月	水野忠友書状	五月	廿八日	嵩原安執起請文前書
五五〇	（寛政三年）	十一月十六日	戸田氏教書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五五一	（寛政三年）	十一月廿八日	松平信明書状	五月	廿八日	松平信明書状
五五二	（寛政三年）	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五五三	（寛政三年）	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五四四	（寛政三年）	十一月廿八日	川上久致外四名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五四五	（寛政三年）	十一月十八日	松平信明書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五四六	（寛政三年）	十一月十八日	松平信明書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五四七	（寛政三年）	十一月廿七日	徳川家齊御内書	五月	廿八日	戸田氏教書状
五四八	（寛政三年）	十一月廿七日	水野忠友書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五四九	（寛政三年）	十一月廿八日	水野忠友書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六〇	（寛政三年）	一月	戸田氏教書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六一	（寛政三年）	一月	水野忠友書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六二	（寛政三年）	一月	戸田氏教書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六三	（寛政三年）	一月十一日	水野忠友書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六四	（寛政三年）	一月十一日	水野忠友書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六五	（寛政三年）	二月廿二日	重豪御鴈ノ鶴ヲ持領ス	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六六	（記事）	二月廿二日	松平信明書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六七	（記事）	二月廿二日	重豪、家光ノ遠忌ニ献銀ス	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六八	寛政三年	四月十五日	清臣封使趙文楷・李鼎元来琉ス	五月	廿八日	戸田氏教書状
五五九	（寛政三年）	十月四日	川上久致外三名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六〇	（寛政三年）	十月四日	川上久致外三名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六一	（寛政三年）	十月四日	川上久致外三名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六二	（寛政三年）	十月四日	川上久致外三名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六三	（寛政三年）	十月四日	川上久致外三名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六四	（寛政三年）	十月四日	川上久致外三名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六五	（寛政三年）	十月四日	川上久致外三名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六六	（寔事）	十月四日	川上久致外三名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六七	（記事）	十月四日	川上久致外三名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状
五六八	寛政三年	十月四日	川上久致外三名家老連署書状	五月	廿八日	戸田氏教書状

五九四	(寛政二年)	十月	四日	川上久致外三名老連署書状	立姫重豪系譜抄
五九五	(寛政二年)	十月	四日	川上久致外三名老連署書状	齊宣大追物ノ故事ヲ幕府ニ呈ス
五九六	(寛政二年)	十月	廿日	安藤信成書状	(記事)
五九七				重豪縊髮シ榮翁ト号ス	文書所在書上
五九八	(寛政二年)	十一月	十四日	島津斉宣願書	(記事)
五九九	(寛政二年)	十二月	九日	戸田氏教書状	犬追物上覽旧記大概
六〇〇	(寛政二年)	十二月	九日	水野忠友書状	五月十九日
六〇一				島津重豪明細書	萩原竜右衛門留守首尾書
六〇二				重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	平田次郎八添書
六〇三	△寛政二年▽十二月廿七日	十一月	朔日	徳川家齊御内書	五月十九日
六〇四	(寛政二年)	十一月廿七日		水野忠友書状	菱刈美祐申渡書
六〇五				於弥道女 <sup>鳥取藩主池</sup> 親族統書	記録奉行覺書
の一				松平信明書状	七月廿九日
の二				弥姫 <sup>鳥取藩主池</sup> 親族統書	七月廿九日
六〇六	(寛政二年)	一月	七日	市田盛常書状	五月二日
六〇七	(寛政二年)	一月	七日	水野忠友書状	五月二日
六〇八	(寛政二年)	一月	十一日	島津斉宣吉書	六月廿四日
六〇九	(寛政二年)	一月	十一日	松平信明書状	六月十五日
六一〇	(寛政二年)	一月	十一日	水野忠友書状	水野忠友書状
六一一				六二五(享和元年)	水野忠友書状
六一二				六二六(享和元年)	水野忠友書状
六一三				六二七(享和元年)	水野忠友書状
六一四	(享和元年)	十月	廿日	六二八(享和元年)	松平信明書状
六一五				六二九	七月六日
六一六				六三〇	水野忠友書状
二月	廿日			六三一	隨姫 <sup>齊宣</sup> 系譜抄
					重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
(記事)					
齊興、弥姫ト許婚ス					
(記事)					
享和改元					
立姫重豪系譜抄					

六三七	(享和元年)	十月	晦日	幕府指図書
六三八		十一月		
六三九	(享和元年)	十二月	九日	山田有儀申渡書
六四〇	(享和元年)	十二月	九日	菱刈実祐外三名老連署書状
六四一	(享和元年)	十二月	九日	菱刈実祐外三名家老連署書状
六四二	(享和元年)	十二月	十六日	戸田氏教書状
六四三	(享和元年)	十二月	十六日	水野忠友書状
六四四	(享和元年)	十二月	廿七日	徳川家齊御内書
六四五	(享和元年)	十二月	廿七日	水野忠友書状
六四六	(享和二年)	一月	七日	松平信明書状
六四七	(享和二年)	一月	七日	水野忠友書状
六四八	(享和二年)	一月	十一日	松平信明書状
六四九	(享和二年)	一月	十一日	水野忠友書状
六五〇		(記事)		
六五一		一月		
六五二		(記事)		
六五三	(享和二年)	一月廿五日		齊宣財政窮乏ニ付諸事節僉ス
六五四	(享和二年)	一月廿五日		島津齊宣口達覚
六五五	(享和二年)	五月		
六五六	(享和二年)	二月廿八日		菱刈実祐外四名老連署書状
六五七	(享和二年)	五月		菱刈隆邑外四名老連署証狀
六五八	(享和二年)	五月		重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
六五九	(享和二年)	五月		戸田氏教書状
六六〇	(享和二年)	五月		菱刈隆邑外四名老連署証狀
六六一	(享和二年)	五月		赤松則決申渡書
				徳川家齊御内書
				齊宣子女系譜抄
六六二	(享和二年)	六月	四日	聯德院女官系譜抄
六六三	(享和二年)	六月	四日	島津齊宣同書
六六四		(記事)		齊宣、芳蓮院前夫 七回忌ヲ修ス
六六五	(享和二年)	六月廿三日		安藤信成書状
六六六	(享和二年)	六月廿三日		水野忠友書状
六六七	(享和二年)	六月廿四日		牧野忠精書状
六六八	(享和二年)	七月	六日	戸田氏教書状
六六九	(享和二年)	七月	六日	水野忠友書状
六七〇		(記事)		幕府鷹揚損ジ放懸無キ旨ヲ伝フ
六七一	(享和二年)	九月	吉日	島津忠溫齊實名勘考
六七二	(享和二年)	九月	三日	徳川家齊御内書
六七三	(享和二年)	九月	三日	戸田氏教書状
六七四		(記事)		重豪、家治十七年忌ニ獻銀ス
六七五	(享和二年)	十月	廿日	松平信明書状
六七六	(享和二年)	十月廿一日		菱刈隆邑申渡書
六七七		(記事)		齊興元服ス
六七八		(の一)		
六七九	(享和二年)	十一月	十日	島津齊興元服式次第一卷
六八〇		(の二)		
六八一		(記事)		島津齊興元服作法書
六八二	(享和二年)	十一月	十六日	豹次郎重豪系譜抄
六八三	(享和二年)	十一月	十六日	戸田氏教書状
六八四	(享和二年)	十一月	廿七日	徳川家齊御内書

六八五	(享和二年)	十一月廿七日	安藤信成書状	八月十五日	本田孫九郎記録達書
六八六	(享和三年)	一月 七日	戸田氏教書状	八月十六日	広敷用人返書
六八七	(享和三年)	一月 七日	安藤信成書状	九月 六日	広敷用人連署返書
六八八	享和三年	一月 七日	島津齊宣吉書	九月 八日	岡元定好首尾書
六八九	(享和三年)	一月十一日	戸田氏教書状	九月 七日	徳川家齊御内書
六九〇	(享和三年)	一月十一日	安藤信成書状	九月 七日	安藤信成書状
六九一			(記事) 重豪御應ノ鶴ヲ拜領ス	九月 七日	重豪、吉貴百年忌ニ獻銀ス
六九二	(享和三年)	二月廿六日	戸田氏教書状	九月 七日	齊宣薩摩守ニ転任ス
六九三	(享和三年)	四月 十日	島津齊宣伺書	九月 七日	牧野忠精書状
六九四			(記事) 重豪、頼朝廟及ビ弁天ニ參詣ス	九月 七日	重豪祖先鬼簿・先考神主ヲ瑞聖
六九五	(享和三年)	五月 二日	徳川家齊御内書	九月 七日	寺ニ納ム
六九六	(享和三年)	五月 二日	安藤信成書状	九月 七日	伊集院兼当・愛甲藏記連署証状
六九七	(享和三年)	六月 六日	松平信明書状	九月 七日	頼庭久喬申渡書
六九八	(享和三年)	六月 六日	安藤信成書状	九月 七日	幕府老中達書并添書
六九九	(享和三年)	六月廿四日	土井利厚書状	九月 七日	戸田氏教書状
七〇〇	(享和三年)	七月 六日	土井利厚書状	九月 七日	七一三 享和三年 十一月 七日
七〇一	(享和三年)	七月 六日	安藤信成書状	九月 七日	島津重豪祖先鬼簿・先考神主安
七〇二			(記事) 重豪御應ノ雲雀ヲ拜領ス	九月 七日	置状
七〇三			(記事) 斉宣 赤崎貞幹二禄ヲ給ス	九月 七日	菱刈寛祐外四名家連署書状
七〇四	享和三年	七月十九日	頼庭久喬外四名家老連署知行目錄 赤松則決申渡書	九月 七日	頼庭久喬外四名家老連署書状
七〇五			島津重豪・齊宣子女母書一件	九月 七日	七二〇 (享和三年) 十二月十五日
七〇六			側用人届書	九月 七日	菱刈寛祐外四名家老連署書状
の二		五月 九日		九月 七日	七二一 (享和三年) 十二月十五日
の三				九月 七日	頼庭久喬外四名家老連署書状
八月	晦日		島津齐宣子女実母書付	九月 七日	七二二 (享和三年) 十二月十五日
			本田孫九郎記録外六名連署首尾書	九月 七日	頼庭久喬外四名家老連署書状

七二六	(享和三年)	十二月十五日	（記事）	齊興、重年五十年忌法事ヲ修ス
七二七	(享和三年)	十二月十五日	（記事）	齊興、將軍家齊ニ初日見ス
七二八	(享和三年)	十二月十五日	（家老連署）	穎娃久喬外四名家老連署書状
七二九	(享和三年)	十二月廿七日	（内書）	穎娃久喬御内書
七三〇	(享和四年)	一月七日	（内書）	安藤信成書状
七三一	(享和四年)	一月七日	（内書）	牧野忠精書状
七三二	(享和四年)	一月十一日	（内書）	牧野忠精書状
七三三	(享和四年)	一月十一日	（内書）	安藤信成書状
七三四			（記事）	重豪祖先鬼簿 父母神上ヲ万福
			（内書）	寺ニ納ム
七三五	享和四年	二月十一日	（内書）	島津重豪過去帳・位牌安置状
七三六	享和四年	二月十一日	（内書）	伊集院兼当・愛甲藏記連署証狀
七三七			（内書）	文化改元
七三八	(文化元年)	二月廿日	（内書）	戸田氏教書状
七三九			（記事）	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
七四〇	(文化元年)	五月一日	（内書）	徳川家齊御内書
七四一	(文化元年)	五月二日	（内書）	安藤信成書状
七四二	(文化元年)	五月二日	（内書）	重豪剃髪ス
七四三	(文化元年)	五月二日	（内書）	島津齐宣願書
七四四	(文化元年)	五月十四日	（内書）	佐渡山安春起請文前書
七四五	(文化元年)	五月十四日	（内書）	読谷山朝英起請文前書
七四六	(文化元年)	五月十八日	（内書）	島津齐宣同書
七四七	(文化元年)	五月廿七日	（内書）	島津齐宣同書
七四八	(文化元年)	五月廿七日	（内書）	島津齐宣同書
七四九			（記事）	重豪、齊興ノ初日見恩ヲ謝ス
			（内書）	島津齐宣同書
七五〇			（記事）	齊興、重年五十年忌法事ヲ修ス
七五一			（記事）	齊興、將軍家齊ニ初日見ス
七五二	(文化元年)	六月十六日	（内書）	青山忠裕書状
七五三	(文化元年)	六月十六日	（内書）	安藤信成書状
七五四	(文化元年)	六月廿四日	（内書）	土井利厚書状
七五五	(文化元年)	七月六日	（内書）	戸田氏教書状
七五六	(文化元年)	七月六日	（内書）	安藤信成書状
七五七	(文化元年)	七月六日	（内書）	島津齐宣諭達
七五八	文化元年	七月	（内書）	島津重豪証狀
七五九	(文化元年)	七月廿九日	（内書）	穎娃久喬申渡書
七六〇	(文化元年)	九月七日	（内書）	島津齐宣同書
七六一			（内書）	重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
七六二	(文化元年)	九月九日	（内書）	徳川家齊御内書
七六三	(文化元年)	九月廿五日	（内書）	安藤信成書状
七六四	(文化元年)	九月廿五日	（内書）	島津齐宣同書
七六五	文化元年	九月	（内書）	献上物例書
七六六	文化元年	九月吉日	（内書）	齊宣薩摩守ト改称ス
七六七	文化元年	十月四日	（内書）	飛鳥井雅威蹴鞠紫組冠懸免許状
七六八	文化元年	十月四日	（内書）	重豪、齊興加冠ヲ礼謝ス
七六九			（内書）	齊宣、齊興ノ元服ヲ礼謝ス
七七〇			（内書）	齊興元服シ将軍ノ加冠ヲ謝ス
七七一	文化元年	九月吉日	（内書）	齊興元服シ将軍ノ加冠ヲ謝ス
七七二		九月廿五日	（内書）	島津齐宣届書

七九三	七月廿九日	頬姫久齋外四名家老連署返書						
七九二	七月廿五日	市田盛常書狀						
七九一	(文化二年) 一月十一日	安藤信成書狀						
七九〇	(文化二年) 一月十一日	土井利厚書狀						
七八九	(文化二年) 一月七日	安藤信成書狀						
七八八	(文化二年) 一月七日	安藤信成書狀						
七八七	(文化二年) 一月七日	土井利厚書狀						
七八六	(文化元年) 十二月廿七日	安藤信成書狀						
七八五	(文化元年) 十二月廿七日	徳川家齊御内書						
七八四	(文化元年) 十二月十六日	安藤信成書狀						
七八三	(文化元年) 十二月十六日	重豪、竹姫(後室)ノ法事ニ獻銀ス 牧野忠精書狀						
七八二	(文化元年) 十二月廿一日	(記事) 重豪隠居料ヲ節シテ表方ニ与フ 重豪、竹姫(後室)ノ法事ニ獻銀ス						
七八一	(文化元年) 十二月廿一日	島津重豪論達						
七八〇	(文化元年) 十二月廿一日	十月廿八日 (記事)						
七七九	(文化元年)	十月廿八日 青山忠裕書狀						
七七八	(文化元年)	十月四日 徳川家齊二字狀						
七七七	(文化元年)	十月三日 島津斎宣請書						
七七六	(文化元年)	十月三日 島津斎宣請書						
七七五	(文化元年)	十月三日 戸田氏教外三名(幕府老中連署)物并贈物書上						
七九四	九月廿五日	島津斎宣請書并例書						
七九五	九月廿五日	島津斎宣請書并例書						
七九六	(文化二年)	九月廿五日 島津斎宣請書并例書						
七九七	(文化二年)	九月廿五日 島津斎宣請書并例書						
七九八	(文化二年)	九月廿五日 幕府指図書						
七九九	(文化二年)	九月廿五日 献上物并贈物書上						
八〇〇	(文化二年)	十月廿四日 (記事)						
八〇一	(文化二年)	五月二日 安藤信成書狀						
八〇二	文化二年	五月九日 琉球王尚瀨起請文前書						
八〇三	(文化二年)	六月廿四日 青山忠裕書狀						
八〇四	(文化二年)	六月廿七日 青山忠裕書狀						
八〇五	(文化二年)	六月廿七日 安藤信成書狀						
八〇六	(文化二年)	七月六日 牧野忠精書狀						
八〇七	(文化二年)	七月六日 安藤信成書狀						
八〇八	(文化二年)	七月 (記事)						
八〇九	(文化二年)	七月 西郷八郎次伺書						
八一〇	(文化二年)	八月 島津重豪内急書						
八一一	(文化二年)	八月 島津齊宣論達						
八一二	(文化二年)	九月 頬姫久齋外三名(幕府老中連署)申渡書						
八一三	(文化二年)	九月 徳川家齊御内書						
八一四	(文化二年)	九月 安藤信成書狀						
八一五	(文化二年)	九月 (記事) 重豪千眼守ヲ再興セシム						
八一六	(文化二年)	十月五日 赤松則英百尼書						
八一七	(文化二年)	十月廿九日 市田盛常返書						
八一八	(文化二年)	十一月 島津久齋荷書						

八一九	十月	九日	島津斉宣達書	(記事)	島津斉宣子女系譜抄
八二〇	十月	廿五日	土井利厚書状	赤松則決申渡書	文書所在書上
八二一	(文化二年)	十月廿五日	頬娃久喬外三名家連署書状	高輪車町失火、芝三郎二延焼ス	江府下三延焼失ス
八二二	(文化二年)	十月廿五日	頬娃久喬外三名家連署書状	江戸芝屋敷類焼一件	齊宣御まゝ鶴ヲ押領ス
八二三	(文化二年)	十月廿五日	頬娃久喬外三名家連署書状	幕府指図書	
八二四	(文化二年)	十月廿五日	頬娃久喬外三名家連署書状	島津斉宣同書	
八二五	(文化二年)	十月廿五日	頬娃久喬外三名家連署書状	安藤信成書状	
八二六	(文化二年)	十月廿五日	頬娃久喬外三名家連署書状	赤松則決申渡書	
八二七	(文化二年)	十一月	四日	伊集院兼当・黒田清厚連署書状	赤松則決申渡書
八二八	(文化二年)	十一月	吉日	黄檗山万福寺僧証票	登城令書
八二九	(文化二年)	十一月		赤松則決申渡書	江戸芝屋敷類焼一件
八三〇	(文化二年)	十二月	十五日	牧野忠精書状	赤松則決申渡書
八三一	(文化二年)	十二月	十五日	安藤信成書状	赤松則決申渡書
八三二	(文化三年)	一月	七日	青山忠裕書状	赤松則決申渡書
八三三	(文化三年)	一月	七日	安藤信成書状	赤松則決申渡書
八三四	(文化三年)	一月	十一日	島津斉宣吉書	赤松則決申渡書
八三五	(文化三年)	一月	十一日	青山忠裕書状	赤松則決申渡書
八三六	(文化三年)	一月	十一日	安藤信成書状	赤松則決申渡書
八三七	一月			島津斉宣諭達	赤松則決申渡書
八三八	(記事)			重豪御鷹ノ鶴ヲ打領ス	赤松則決申渡書
八三九	(文化三年)	二月		重豪御鷹ノ鶴ヲ打領ス	赤松則決申渡書
八四〇	二月	九日		赤松則決申渡書	赤松則決申渡書
八四一	三月	三日		頬娃久喬申渡書	島津久泰申渡書
八四二					徳川家齊御内書
八四三					
島津斉宣子女系譜抄					

八六六	(文化三年)	九月	二日	安藤信成書状	八九一	(記事)	齊宣病ニヨリ帰国延期ヲ許サル
八六七	文化三年	九月	四日	西覚兵衛覺書	八九二	三月十五日	島津久泰申渡書
八六八	(文化三年)	十月	廿日	松平信明書状	八九三	三月	島津久泰申渡書
八六九	(文化三年)	十一月	四日	頴姫久喬書状	八九四	四月	二日
八七〇	(文化三年)	十一月	四日	頴姫久喬書状	八九五	五月	二日
八七一	(文化三年)	十一月	四日	頴姫久喬書状	八九六	五月	二日
八七二	(文化三年)	十一月	四日	頴姫久喬書状	八九七	五月	二日
八七三	(文化三年)	十一月	四日	頴姫久喬書状	八九八	(文化四年)	五月
八七四	(文化三年)	十一月	四日	頴姫久喬書状	八九九	(文化四年)	五月廿四日
八七五	(文化三年)	十一月	四日	頴姫久喬書状	九〇〇	(文化四年)	六月廿九日
八七六	(文化三年)	十一月	八日	島津齐宣届書	九〇一	(文化四年)	六月十九日
八七七	(記事)			重豪御鷹ノ鶴ヲ打領ス	九〇二	(文化四年)	六月十九日
八七八	(文化三年)	十二月十六日		牧野忠精書状	九〇三	(文化四年)	六月廿四日
八七九	(文化三年)	十二月廿七日		安藤信成書状	九〇四	(文化四年)	七月六日
八八〇	(文化三年)	十二月廿七日		徳川家齊御内書	九〇五	(文化四年)	七月六日
八八一	(文化三年)	十二月廿七日		安藤信成書状	九〇六	(文化四年)	七月廿五日
八八二	(文化四年)	一月	七日	青山忠裕書状	の一		市田盛常書状
八八三	(文化四年)	一月	七日	安藤信成書状	の二		頴姫久喬外四名 <small>老連署返書</small>
八八四	文化四年	一月	十一日	島津齐宣吉書	の三		二月三日
八八五	(文化四年)	一月	十一日	青山忠裕書状	の四		市田盛常返書
八八六	(文化四年)	一月	十一日	安藤信成書状	の五		十月十六日
八八七	(記事)	二月	廿日	土井利厚書状	(文化四年)		記録奉行調書
八八八	(文化四年)	二月	廿日	重豪、忠昌ノ三百年忌ニ獻銀ス	の一		七月十七日
八八九	(文化四年)	二月	廿日	於郁女 <small>音宣</small> 系譜抄	の二		市田教國申渡書
八九〇	(文化四年)	三月	七日	市田盛常書状	九〇七		蘭房女 <small>中風正</small> 御暇一件
		五月			中根正房・同伝七郎連署頒書		

の三	の四	の五	六月	五月	中根正房・同伝七郎連署請書
九〇八	九〇九	九一〇	九一〇	九一〇	中根正房・同伝七郎連署願書
九一一	九一二	九一三	九一三	九一三	蘭外一名連署契約状
九一五	九一六〔文化四年〕	九一六〔文化四年〕	九一六〔文化四年〕	九一六〔文化四年〕	重豪御鷹ノ雲雀ヲ押領ス
九一七	九一八〔文化四年〕	九一九〔文化四年〕	九二〇〔文化四年〕	九二一〔文化四年〕	齊宣母氏江戸ニ赴ク
九二二〔文化四年〕	九二三〔文化四年〕	九二四〔文化四年〕	九二五〔文化四年〕	九二六〔文化四年〕	（記事）
九二七〔文化五年〕	一月	十一月	十月	七月	（記事）
青山忠裕書状	廿三の三	十二月廿日	牧野忠精書状	九月廿一日	（記事）
德川家齊御内書	廿三の三	十一月廿一日	安藤信成書状	九月廿一日	（記事）
松平信明書状	廿三の三	十一月十八日	牧野忠精書状	九月廿六日	（記事）
安藤信成書状	廿三の三	十一月廿七日	松平信明書状	三月廿九日	（記事）
青山忠裕書状	廿三の三	十二月廿七日	德川家齊御内書	三月廿一日	（記事）
九四〇〔文化五年〕	九四一〔文化五年〕	九四二〔文化五年〕	九四三〔文化五年〕	九四四〔文化五年〕	（記事）
九四五〔文化五年〕	九四六〔文化五年〕	九四七〔文化五年〕	九四八〔文化五年〕	九四九〔文化五年〕	（記事）
九四七〔文化五年〕	一月	七月	六月	五月	（記事）
青山忠裕書状	廿三の三	十一月廿七日	安藤信成書状	五月二日	（記事）
德川家齊御内書	廿三の三	十二月廿八日	松平信明書状	二月二日	（記事）
安藤信成書状	廿三の三	十一月廿九日	牧野忠精書状	三月廿三日	（記事）
青山忠裕書状	廿三の三	十一月三十日	安藤信成書状	桑山仲太夫首尾書	（記事）
九四七〔文化五年〕	九四八〔文化五年〕	九四九〔文化五年〕	九五〇〔文化五年〕	九五一〔文化五年〕	（記事）
九四七〔文化五年〕	一月	七月	六月	五月	（記事）
青山忠裕書状	廿三の三	十一月廿九日	安藤信成書状	五月二日	（記事）
德川家齊御内書	廿三の三	十二月廿九日	松平信明書状	三月廿三日	（記事）
安藤信成書状	廿三の三	十一月三十日	牧野忠精書状	桑山仲太夫首尾書	（記事）
青山忠裕書状	廿三の三	十二月三十日	安藤信成書状	桑山仲太夫首尾書	（記事）

九四三		六月廿六日	島津久泰・鎌田政興老連署返書
九四四	(文化五年)	六月	(記事) 重豪退老以後モ国政ヲ聴ク
九四五	(文化五年)	六月	島津重豪諭達
九四六	(文化五年)	六月	島津重豪達書
九四七	(文化五年)	閏六月	島津久泰外二名家連署過書
九四八	(文化五年)	六月廿四日	土井利厚書状
九四九	(文化五年)	六月廿七日	土井利厚書状
九五〇	(文化五年)	六月廿七日	安藤信成書状
九五一	(文化五年)	閏六月	島津久泰外二名家連署申渡書
九五二	(文化五年)	七月	島津久泰外二名家連署申渡書
九五三	(文化五年)	六日	松平信明書状
九五四	(文化五年)	七月	安藤信成書状
九五五		六日	重豪私用ヲ節シ表方ヲ援助ス
九五六	(文化五年)	七月	島津久兼申渡書
九五七		六日	重豪御鷹ノ雲雀ヲ挂領ス
九五八		七月	斎宣病ニヨリ期ニ遲レ参勤ス
九五九		六日	清国冊封使来疏ス
九六〇		九月	於室女系譜抄
九六一	(文化五年)	九月	徳川家齊御内書
九六二	(文化五年)	九月	島津重豪諭達
九六三	(文化五年)	九月	富姫女系譜抄
九六四	(文化五年)	九月	青山忠裕書状
九六五	(文化五年)	十月	安藤信成書状
九六六	(文化五年)	十一月	
九六七	(文化五年)	十一月	安藤信成書状
九九二	(文化六年)	五月	德川家齐御内書
九九一		三日	
九八二	(文化六年)	一月	重豪御鷹ノ鶴ヲ挂領ス
九八三	(文化六年)	一月	於幹女系譜抄
九八四	(文化六年)	一月	牧野忠精書状
九八五	(文化六年)	二月	鎌田政興申渡書
九八六	(文化六年)	二月	齊宣・齊興ノ婚儀成ル
九八七	(文化六年)	二月	齊宣・齊興ノ成婚ヲ幕府ニ謝ス
九八八	(文化六年)	三月廿八日	(記事) 齊宣・齊興ノ婚儀成ル
九八九	(文化六年)	四月廿九日	島津齊宣同書并幕府指図書
九九〇	(文化六年)	四月廿九日	島津齊宣同書并幕府指図書
九九一	(文化六年)	四月廿九日	島津齊宣同書并幕府指図書
九九二	(文化六年)	五月	德川家齐御内書

九九三	(文化六年)	五月	三日	安藤信成書状
九九四				(記事)
九九五				(記事)
九九六	(文化六年)	五月廿一日		齊興成婚ヲ謝ス 重豪、家慶ノ婚姻ヲ謝ン獻物ス
九九七	(文化六年)	五月廿一日		土井利厚書状
九九八	(文化六年)	六月十一日		安藤信成書状
九九九	(文化六年)	六月十一日		松平信明書状
一〇〇〇				安藤信成書状
一〇〇一	(文化六年)	六月十一日		重豪、齊宣隱居・齊興襲封ヲ謝ス
一〇〇二	(文化六年)			島津重豪書状
一〇〇三	(文化六年)			島津重豪書状
一〇〇四				齊興襲封後モ重豪國政ヲ介助ス
一〇〇五				齊宣隱居・齊興家督ヲ継グ
一〇〇六				島津齊興・齊宣明細書
一〇〇七				齊宣致仕ヲ謝シ獻物ス
一〇〇八	文化六年	六月十七日		島津齊興袖判達書
一〇〇九	文化六年	六月十七日		島津齊宣達書
一〇一〇	文化六年	六月十七日		島津家重物目録
一〇一一	文化六年	六月十七日		島津齊宣讓狀
一〇一二	文化六年	六月十七日		每朔絶書
一〇一三				(記事)
一〇一四				(記事)
一〇一五	文化六年	六月十七日		齊興襲封ヲ將軍父子ニ礼謝ス 齊宣隱居・齊興襲封ヲ請ヒ許サル 重豪、齊興ノ國政ヲ介助ス
一〇一六	文化六年	六月		島津齊興袖判達書
一〇一七	文化六年	七月		島津齊宣達書
一〇一八	文化六年			島津久泰外二名家連署申渡書
一〇一九	(文化六年)	六月廿七日		島津久備外二名家連署書状
一〇二〇				七月廿九日
一〇二一	(文化六年)	六月		島津久備・鎌田政興連署申渡書
一〇二二				六月
一〇二三				島津齊宣達書
一〇二四				島津久兼書状
一〇二五	(文化六年)	十一月	二日	八月十四日
一〇二六				島津久備外二名家連署返書
一〇二七	(文化六年)	七月	三四日	島津久備書状
一〇二八	(文化六年)	七月	四日	島津久備返書
一〇二九	(文化六年)	七月	六日	牧野忠精書状
一〇三〇				松平信明書状
一〇三一				安藤信成書状
一〇三二				齊興家督・齊宣隱居・齊宣告老ヲ謝ス 重豪、齊興襲封・齊宣告老ヲ拜謝ス
一〇三三				齊宣告老ヲ謝シ賀品ヲ献ズ
の一				齊興父子、襲封・告老ヲ謝ス
の二				桑山仲太夫首尾書
の三				島津齊興御賀年一件
一〇三四				(記事)
一〇三五	(文化六年)	九月	七日	重豪御鷹ノ雲雀ヲ拜領ス
一〇三六	(文化六年)	九月	七日	徳川家齊御内書
一〇三七				安藤信成書状
一〇三八	(文化六年)	九月廿七日		重豪、繼豐ノ遠忌ニ香奠ヲ献ズ
一〇三九				島津重豪統書并公邊届振一卷帳

- 一〇四〇 (記事) 齊興男誕生  
一〇四一 (文化六年) 十月 七日 重豪、家慶ノ成婚賀品ヲ贈ル  
一〇四二 (記事) 松平信明書状  
一〇四三 (記事) 齊興婿國ノ参府ノ期ヲ請フ  
一〇四四 (記事) 島津邦丸男齊興名字目録  
一〇四五 (記事) 島津久泰申渡書  
一〇四五 (文化六年) 十月 廿日 齊恵男子ヲ出産ス  
一〇四六 (文化六年) 十月 六日 松平信明書状  
一〇四七 (文化六年) 十一月 三日 齊恵夫婦ノ子ノ出生ノ期ヲ請フ  
一〇四八 (文化六年) 十二月 二日 齊恵夫婦ノ子ノ出生ノ期ヲ請フ  
一〇四九 (文化六年) 十二月 二日 齊恵夫婦ノ子ノ出生ノ期ヲ請フ  
一〇五〇 (文化六年) 十二月 二日 齊恵夫婦ノ子ノ出生ノ期ヲ請フ  
一〇五一 (文化六年) 十二月 二日 齊恵夫婦ノ子ノ出生ノ期ヲ請フ  
一〇五二 (記事) 安藤信成書状  
一〇五三 (文化六年) 十二月十五日 青山忠裕書状  
一〇五四 (文化六年) 十二月十五日 安藤信成書状  
一〇五五 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老連署書状  
一〇五六 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老連署書状  
一〇五七 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老連署書状  
一〇五八 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老連署書状  
一〇五九 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老連署書状  
一〇六〇 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老連署書状  
一〇六一 (文化六年) 十二月十五日 島津久泰外三名老連署書状  
一〇六二 (記事) 重豪、齊興少将昇進ヲ礼謝ス  
一〇六三 文化六年  
十一月十六日 (記事) 島津齊興任左近衛権少将宣案  
一〇六四 文化六年 十二月十六日 島津齐興任左近衛権少将宣旨  
一〇六五 (文化六年) 十二月廿七日 上卿職事等書立  
一〇六六 (文化六年) 十二月廿七日 青山忠裕書状  
一〇六七 (文化六年) 十二月廿七日 安藤信成書状  
一〇六八 (文化六年) 十二月廿七日 德川家齊御内書  
一〇六九 (文化六年) 十二月廿七日 安藤信成書状  
一〇七〇 (文化六年) 十二月廿七日 島津重豪進上物書上  
一〇七一 「文化六年」  
一〇七二 (文化七年) 一月 七日 島津重豪統書并公辺届振一卷帳  
一〇七三 (文化七年) 一月 七日 土井利厚書状  
一〇七四 (文化七年) 一月 七日 安藤信成書状  
一〇七五 (文化七年) 一月 九日 島津齐興伺書  
一〇七六 (記事) 齊興初ノ吉書式ヲ芝邸二行フ  
一〇七七 文化七年  
一月十一日 島津齐興吉書  
一〇七八 (文化七年) 一月十一日 土井利厚書状  
一〇七九 (文化七年) 一月十三日 安藤信成書状  
一〇八〇 (記事) 齊興居城ノ橋架替ヲ請ヒ許サル  
一〇八一 (記事) 齊興、義久ノ二百周年忌法事ヲ修ス  
一〇八二 (記事) 齊興千眼寺再建ニ出資ス  
一〇八三 (文化七年) 一月 顕娃久寿申渡書  
一〇八四 (記事) 重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス  
一〇八五 (記事) 齊興御鷹ノ鶴ヲ打領ス  
一〇八六 (文化七年) 二月 島津忠裕書状  
一〇八七 文化七年  
三月十五日 光格天皇女房奉書  
一〇八八 齊恵系譜抄

一〇八九		四月	島津久備中渡書
一〇九〇	文化七年	四月廿九日	中山王尚瀨起請文前書
一〇九一	(文化七年)	五月二日	徳川家齐御内書
一〇九二	(文化七年)	五月三日	牧野忠精書状
一〇九三	文化七年	五月三日	試谷山朝敕起請文前書
一〇九四	文化七年	五月三日	与那原良應起請文前書
一〇九五	文化七年	五月三日	嵩原安執起請文前書
一〇九六		五月三日	伊能忠敬等薩領ヲ測量ス
一〇九七	文化七年	六月廿四日	松平忠精書状
一〇九八	(文化七年)	六月廿七日	佐渡山安春起請文前書
一〇九九	(文化七年)	六月廿七日	松平信明書状
一〇〇〇	(文化七年)	六月廿七日	松平乘保書状
一一〇一	文化七年▽	七月六日	牧野忠精書状
一一〇二	(文化七年)	七月六日	松平乘保書状
一一〇三		(記事)	重豪 <sup>御</sup> 鷹ノ雲雀ヲ <sup>ハ</sup> 拜領ス 元久ノ四年忌ニ香焚ヲ獻ズ
一一〇四		(記事)	齊興御鷹ノ雲雀ヲ <sup>ハ</sup> 持領ス
一一〇五	(文化七年)	九月二日	齊興若年ノ故重豪国政ヲ介助ス
一一〇六		徳川家齊御内書	
一一〇七	(文化七年)	九月二日	松平秉保書状
一一〇八	(文化七年)	十月廿四日	松平信明書状
一一〇九	文化七年	十一月七日	島津久泰申渡書
一一一〇	(文化七年)	十一月九日	島津久泰外三名老連署書状
一一一一	(文化七年)	十一月九日	島津久泰外三名老連署書状
一一一三	(文化七年)	十一月九日	島津久泰外三名老連署書状
一一一四	(文化七年)	十一月九日	島津久泰外三名老連署書状
一一一五		(記事)	島津久泰外二名老連署印渡書
一一一六		五月四月	齊興御督後始メテ帰国ス
一一一七		五月四月	黒田政興首尾書并添書
一一一八		五月四月	御見例書
一一一九		五月四月	島津齊興願書

一一三七	(文化八年)	四月	島津重豪内意書	一六二 (文化八年)	七月廿五日	島津齊興伺書
一一三八	文化八年	四月廿三日	島津齊興願書	一六三	(記事)	齊興家督後始メテ五社ニ詣ズ
一一三九		四月	土井利厚書状	一六四		重豪湯治ノタメ攝州有馬ニ往ク
一一四〇		五月	島津久泰申渡書	一六五 (文化八年)		花さき外三名連署消息
一一四一	(文化八年)	六月	島津久泰外二名家連署請書	一六六 (文化八年)		
一一四二	文化八年	四月	島津重豪規定判物	一六七 (文化八年)		
一一四三		九日	島津久泰申渡書	一六八 (文化八年)	八月廿九日	島津齊興書状
一一四四	文化八年	五月	島津齊興証狀	一六九 (文化八年)	八月廿九日	島津齊興願書
一一四五		朔日	島津齊興証狀	一七〇 (文化八年)	八月	島津齊興伺書
一一四六	文化八年	九月	鎌田政與申渡書	一七一 (文化八年)	九月	島津齊興書状
一一四七	(文化八年)	五月	川上久芳・鎌田政與老連署証狀	一七二 (文化八年)	九月	島津齊興伺書
一一四八	(文化八年)	二日	徳川家齊御内書	一七三 (文化八年)	九月	旅中諸届例書
一一四九	(文化八年)	五月	松平秉保書状	一七四 (文化八年)	九月	徳川家齊御内書
一一五〇	(文化八年)	二日	青山忠裕書状	一七五 (文化八年)	九月	島津重豪書状
一一五一		四日	松平秉保書状	一七六 (文化八年)	九月	島津重豪書状
一一五二	(文化八年)	六月	花崎外二名連署消息	一七七 (文化八年)	九月	島津重豪書状
一一五三	(文化八年)	(記事)	花崎外二名連署消息	一七八 (文化八年)	十月	島津重豪書状
一一五四		六月廿四日	千万(齊實)安付死去ス	一七九 (文化八年)	十一日	島津重豪書状
一一五五	(文化八年)	六月	島津久泰申渡書	一八〇 (文化八年)	十月十三日	島津重豪書状
一一五六	(文化八年)	七月	上井利厚書状	一八一 (文化八年)		島津重豪書状
一一五七	(文化八年)	六日	松平秉保書状	一八二 (文化八年)	十月廿二日	青山忠裕書状
一一五八	(文化八年)	七月	齊興初入部ノ賀ヲ受ク	一八三 (文化八年)	十月廿二日	松平秉保書状
一一五九		六日	(記事)	一八四 (文化八年)	十月廿二日	島津重豪書状
一一六〇			重豪御鷹ノ雲雀ヲ扑領ス	一八五 (文化八年)	十月廿七日	青山忠裕書状
一一六一	(文化八年)	七月廿五日	島津齊興願書	一八六 (文化八年)	十月廿七日	松平秉保書状

一一八	（文化八年）十一月	二日	土井利厚書状
一一八	（文化八年）十一月	二日	松平乘保書状
一一九	（文化八年）十一月	四日	種子島次右衛門届書
一一九〇	（文化八年）十一月	六日	島津重豪書状
一一九一	（文化八年）十一月	六日	島津久泰外三名家連署書状
一一九二	（文化八年）十一月	六日	島津久泰外三名家連署書状
一一九三	（文化八年）十一月	六日	島津久泰外三名家連署書状
一一九四	（文化八年）十一月	六日	島津久泰外三名家連署書状
一一九五	（文化八年）十一月	六日	島津久泰外三名家連署書状
一一九六	（文化八年）十一月	九日	松平信明書状
一一九七	（文化八年）十一月	九日	松平乗保書状
一一九八	（文化八年）十一月	九日	島津重豪書状
一一九九	（文化八年）十一月	九日	島津重豪書状
一二〇〇	（文化八年）十一月廿七日	德川家齊御内書	徳川家齊御内書
一二〇一	（文化八年）十一月廿七日	松平乗保書状	松平乗保書状
一二〇二	（文化八年）十一月廿七日	島津重豪書状	島津重豪書状
一二〇三	（文化八年）十一月廿七日	閑姫女系譜抄	閑姫女系譜抄
一二〇四	（文化九年）一月	七日	松平乗保書状
一二〇五	（文化九年）一月	七日	牧野忠精書状
一二〇六	（文化九年）一月	十一日	松平乗保書状
一二〇七	（文化九年）一月	十一日	島津久泰書状
一二〇八	（文化九年）一月廿九日	六月廿九日	川上久芳返書
一二〇九	（文化九年）六月十七日	六月十七日	伊集院兼当届書
一二一〇	（記事）		重豪御鷹ノ鶴ヲ打領ス
一二一一	（記事）		新納久武外二名連署証状
一二一二	（記事）		赤松則決申渡書
一二二七	（文化九年）五月	二日	伊能忠敬・坂部惟道種子・屋久
一二二八	（文化九年）五月	二日	島ヲ測量ス
一二二九	（文化九年）五月	二日	寺社奉行所申渡書
一二三〇	（文化九年）五月	六日	松平信明書状
一二三一	（記事）		齊興帰国シ弟ヲ仮養子トス
一二三二	（記事）		徳川家齊御内書
一二三三	（文化九年）六月十八日	二日	松平乗保書状
一二三四	（文化九年）六月十八日	二日	小禄良和起請文前書
一二三五	（文化九年）六月廿四日	二日	伊能忠敬等種子・屋久ヲ測量ス
一二三六	（文化九年）七月六日	二日	土井利厚書状
一二三七	（文化九年）七月六日	二日	松平乗保書状
一二三八	（記事）		青山忠裕書状
一二三九	（記事）		重豪、貞久四百五十年忌ヲ修ス
一二四〇	（文化九年）九月七日	二日	松平乗保書状
一二四一	（文化九年）九月七日	二日	徳川家齊御内書
一二四二	（文化九年）十月朔日	二日	島津重豪達書
一二四三	（文化九年）十月朔日	二日	島津重豪達書
一二四四	（文化九年）十月朔日	二日	家老座申渡書
一二四五	（文化九年）十月朔日	二日	島津久泰外二名連署申渡書

二二三五	(文化九年)	十月廿四日	青山忠裕書状
二二三六	(文化九年)	十一月十一日	松平信明書状
二二三七	(文化九年)	十一月十一日	松平乗保書状
二二三八	(文化九年)	十一月十五日	島津久泰外三名老連署書状
二二三九	(文化九年)	十一月十五日	島津久泰外三名老連署書状
二二四〇	(文化九年)	十一月十五日	島津久泰外三名老連署書状
二二四一	(文化九年)	十二月十五日	島津久泰外三名老連署書状
二二四二	(文化九年)	十二月十五日	島津久泰外三名老連署書状
二二四三	(文化九年)	十二月廿四日	幕府達書
二二四四	(文化九年)	十二月廿七日	徳川家齊御内書
二二四五	(文化九年)	十二月廿七日	松平乗保書状
二二四六			信順重義系譜抄
二二四七	(文化十年)	一月七日	牧野忠精書状
二二四八	(文化十年)	一月七日	松平乗保書状
二二四九	文化十年	一月十一日	島津齊興吉書
二二五〇	(文化十年)	一月十一日	牧野忠精書状
二二五一	(文化十年)	一月十一日	松平乗保書状
二二五二	(文化十年)		島津重豪書状
二二五三	(文化十年)		島津重豪書状
二二五四	(文化十年)		島津重豪書状
二二五五		(記事)	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
二二五六		(記事)	齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
二二五七	(文化十年)	二月廿日	牧野忠精書状
二二五八			島津重豪内意書
二二五九			島津重芳添書
二二六〇	(文化十年)	七月	島津重豪書状
二二六一		(記事)	重豪累世系譜ヲ添削シ官ニ獻ズ
二二六二		(記事)	齊興累世系譜ヲ添削シ官ニ獻ズ
二二六三		(記事)	重豪帰國ス
二二六四	(文化十年)	六月廿三日	松平乗保書状
二二六五	(文化十年)	六月廿四日	松平信明書状
二二六六		(記事)	重豪帰藩ノ恩賛ヲ持謝シ下国ス
二二六七	(文化十年)	七月三日	島津齊興願書
二二六八	(文化十年)		幕府指図書
二二六九		(記事)	重豪ノ帰国勧治ヲ計サル
二二七〇	(文化十年)	七月六日	松平信明書状
二二七一	(文化十年)	七月六日	松平乗保書状
二二七二	(文化十年)	七月八日	有馬一純請書
二二七三	(文化十年)		島津重豪書状
二二七四	(文化十年)		島津重豪書状
二二七五	(文化十年)	七月十一日	島津齊興伺書
二二七六	(文化十年)	七月十七日	鎌田政興書状
二二七七	(文化十年)	八月廿九日	川上久芳外三名老連署返書
二二七八			島津齐宣子女母書上
二二七九	(文化十年)		島津重豪書状
二二八〇	(文化十年)	七月廿一日	島津齐宣子女母書上
二二八一		(記事)	重豪累世系譜ヲ添削シ官ニ獻ズ
二二八二		(記事)	齊興累世系譜ヲ添削シ官ニ獻ズ
二二八三		(記事)	重豪帰國ス

一一八四	文化十年	八月	三日	家老連署知行目録
一一八五	(文化十年)	八月	十六日	川上久芳申渡書
一一八六	(文化十年)	八月	八日	島津齊興同書
一一八七	(文化十年)	九月	四日	島津重豪書状
一一八八	(文化十年)	二月	十七日	波江消息
一一八九	(文化十年)	九月	七日	徳川家齊御内書
一一九〇	(文化十年)	九月	七日	松平乗保書状
一一九一	(文化十年)	九月	八日	鎌田政興書状
一一九二	(文化十年)	九月	十三日	島津重豪書状
一一九三	(文化十年)	九月	十三日	島津重豪書状
一一九四	(文化十年)	九月	十六日	土井利厚書状
一一九五	(文化十年)	九月	廿二日	松平乗保書状
一一九六	(文化十年)	九月	廿二日	土井利厚書状
一一九七	(文化十年)	九月	廿二日	松平乗保書状
一一九八	(記事)	九月	廿二日	重豪帰国、齊興ノ國政ヲ介助ス
一一九九	(記事)	九月	廿二日	重豪帰国、齊興ノ國政ヲ介助ス
一一一〇〇	(文化十年)	九月	廿二日	島津重豪達書
一一一〇一	(文化十年)	九月	廿二日	島津重豪達書
一一一〇二	(文化十年)	九月	廿二日	島津重豪達書
一一一〇三	(文化十年)	九月	廿二日	島津重豪達書
一一一〇四	(文化十年)	九月	廿二日	島津重豪達書
一一一〇五	(文化十年)	九月	廿二日	島津重豪達書
一一一〇六	(文化十年)	九月	廿二日	島津重豪達書
一一一〇七	(記事)	九月	廿二日	重豪・齊興、遠祖ノ墓地ヲ定メ
一一一〇八	(記事)	九月	廿二日	代拝セシム
一一一〇九	(記事)	九月	廿二日	川上久芳申渡書
一一一一〇	(記事)	九月	廿二日	順姫 <small>齊興</small> 系譜抄
一一一一一	(記事)	十月	九日	伊集院兼当届書
一一一一二	(文化十年)	十月	十七日	重豪古稀以上ノ男女ヲ優待ス
一一一一三	(記事)	十月	廿九日	島津齊興伺書
一一一一四	(文化十年)	十月	廿九日	島津齊興届書
一一一一五	(文化十年)	十月	廿九日	島津齊興書状
一一一一六	(文化十年)	十一月	四日	松平信明書状
一一一一七	(文化十年)	十一月	六日	青山忠裕書状
一一一一八	(記事)	十一月	十五日	島津重豪書状
一一一一九	(文化十年)	十一月	十六日	松平信明外三名 <small>幕府</small> 老中連署状
一一一二〇	(文化十年)	十一月	十六日	松平信明書状
一一一二一	(文化十年)	十一月	十六日	松平乗保書状
一一一二二	(文化十年)	十一月	十九日	齊敏 <small>齊興</small> ・順姫 <small>齊興</small> 系譜抄
一一一二三	(文化十年)	十一月	廿一日	島津重豪書状
一一一二四	(文化十年)	十一月	廿一日	松平信明書状
一一一二五	(文化十年)	十一月	廿一日	島津重豪書状
一一一二六	(文化十年)	十一月	廿五日	松平信明書状
一一一二七	(文化十年)	十一月	廿五日	松平乗保書状
一一一二八	(文化十年)	十一月	廿五日	島津重豪書状
一一一二九	(文化十年)	十一月	廿六日	島津氏留守居某届書
一一一三〇	(文化十年)	十一月	廿九日	島津重豪書状
一一一三一	(文化十年)	二月	十日	川上久芳書状
一一一三二	(文化十年)	二月	十日	鎌田政興返書

一三三三	感應寺位牌書立	一三五七（文化二年）	一月十一日	松平乘保書状
一三四四	後桜町上皇崩ジ重豪香火ヲ献ズ	一三五八（文化二年）	一月廿三日	青山忠裕書状
一三五五	閏十一月 四日	一三五九（文化二年）	一月廿三日	松平乘保書状
の一（文化十年）	種子島次右衛門首尾書	一三六〇	一月	島津久備申渡書
一三三七（文化十年）	參府登城例書	一三六一	島津久備申渡書	
一三三八	（記事）	一三六二（文化二年）	二月 二日	松平信明書状
一三三九（文化十年）	閏十一月十三日	一三六三（文化二年）	二月十三日	松平乘保書状
一三四〇（文化十年）	閏十一月十四日	一三六四（文化二年）	二月廿日	重豪、竹千代色直ノ儀ヲ祝賀ス
一三四一（文化十年）	閏十一月十四日	一三六五（文化二年）	四月 十日	松平信明書状
一三四二（文化十年）	閏十一月十四日	一三六六（文化二年）	四月廿八日	松平乘保書状
一三四三（文化十年）	閏十一月廿七日	一三六七（文化二年）	五月 二日	德川家齊御内書
一三四四（文化十年）	閏十一月廿八日	一三六八（文化二年）	五月 二日	青山忠裕書状
一三四五（文化十年）	閏十一月廿八日	一三六九（文化二年）	六月 七日	松平乘保書状
一三四六（文化十年）	閏十一月廿八日	一三七〇（文化二年）	六月 七日	青山忠裕書状
一三四七（文化十年）	閏十一月廿八日	一三七一（文化二年）	六月廿四日	松平乘保書状
一三四八	（記事）	一三七二	六月廿四日	牧野忠精書状
一三四九（文化十年）	十二月 六日	一三七三	七月廿三日	伊集院兼當問合書
一三五〇（文化十年）	十二月 六日	一三七四（文化二年）	七月 六日	志岐正左衛門返書
一三五一（文化十年）	十二月廿七日	一三七五（文化二年）	七月 六日	牧野忠精書状
一三五二（文化二年）	一月 四日	一三七六	七月 六日	松平乘保書状
一三五三（文化二年）	一月 五日	一三七七	（記事）	重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
一三五四（文化二年）	一月 七日	一三七八	（記事）	種姫重豪系譜抄
一三五五（文化二年）	一月 七日	一三七九	（記事）	種姫重豪系譜抄
一三五六（文化二年）	一月 七日	一三八〇（文化二年）	（記事）	重豪、竹千代ノ遺憲ニ香火ヲ献ズ 勝手向難波二付問合一件
一月十一日	青山忠裕書状	一月十一日	九月	鎌田政興書状

の二（文化二年）	七月十九日	島津斉興届書
の三	七月十九日	早川兼備届書
の四	七月十九日	河野新太夫届書
の五	七月廿日	早川兼備届書
の六	七月廿日	河野新太夫首尾書
の七	七月廿日	早川兼備届書
一三八一（文化二年）	九月十一日	徳川家齊御内書
一三八二（文化二年）	九月十一日	松平乗保書状
一三八三	（記事）	於寿 <sup>重豪</sup> 系譜抄
一三八四	（記事）	於寿 <sup>重豪</sup> 系譜抄
一三八五	（記事）	重豪再建ノ米ノ津天神ニ田禄ヲ
	附ス	
一三八六（文化二年）	十月廿日	松平信明書状
一三八七	十月廿日	川上久芳申渡書
一三八八	（記事）	重豪感應寺ヲ再建、五神主ヲ納
	ム	
一三八九	（記事）	齊興道中供人數ヲ減ゼント欲ス
一三九〇（文化二年）	十一月六日	松平信明書状
一三九一（文化二年）	十一月六日	松平乘保書状
一三九二（文化二年）	十二月十五日	川上久芳外三名老連署書状
一三九三（文化二年）	十二月十五日	川上久芳外三名老連署書状
一三九四（文化二年）	十二月十五日	川上久芳外三名老連署書状
一三九五（文化二年）	十二月十五日	川上久芳外三名老連署書状
一三九六（文化二年）	十二月十五日	川上久芳外三名老連署書状
一三九七（文化二年）	十二月十五日	川上久芳外三名老連署書状
	ズ	
の二	一四一六（文化二年）	三月十二日
	（一）	三月十二日
	（二）	三月十六日
		近藤隆左衛門首尾書

一四一七	四月十一日	中西十郎左衛門能組届書	一四四一	(記事)	齊興後夫人丹羽李ス
一四一八	(記事)	齊興賜ノ恩賛ヲ謝ス	一四四二	(記事)	齊興後夫人卒ス 苗姫亡母ノ歌集ヲ作ル
一四一九	(記事)	重豪家康二百回忌ニ拝セシム	一四四三	(記事)	蓮亭院追善詩歌集目録
一四二〇	(文化十三年)	土井利厚書状	一四四四	(文化十三年)	牧野忠精書状
一四二一	(文化十三年)	松平乗保書状	一四五五	(文化十三年)	松平乗保書状
一四二三	五月	島津久備申渡書	一四四六	七月六日	松平乗保書状
一四二三	(文化十三年)	徳川家齊御内書	一四四七	七月十九日	新納久命証狀
一四二四	(文化十三年)	松平乗保書状	一四四八	(文化十三年)	重豪御應ノ雲雀ヲ拝領ス
一四二五	五月三日	重豪近衛・甘露寺両卿ヲ招邀	一四五九	(文化十三年)	徳川家齊御内書
		ス	一四五〇	(文化十三年)	松平乗保書状
			一四五一	(文化十三年)	松平乗保書状
一四二六	(文化十三年)	近衛基前招請次第書	一四五二	(文化十三年)	松平乗保書状
一四二七	(文化十三年)	鎌田政輿申渡書	一四五三	(文化十三年)	松平乗保書状
一四二八	(文化十三年)	飾付次第書	一四五四	(文化十三年)	祝姫・定姫 <sup>齊興</sup> 系譜抄
一四二九	(文化十三年)	甘露寺国長招請作法書	一四五五	(文化十三年)	祝姫・定姫 <sup>齊興</sup> 系譜抄
一四三〇	(文化十三年)	甘露寺国長招請作法書	一四五六	(文化十三年)	祝姫・定姫 <sup>齊興</sup> 系譜抄
一四三一	(文化十三年)	飾付書上	一四五七	(文化十三年)	島津久備申渡書
一四三二	五月	近衛基前招請作法書	一四五八	(文化十三年)	牧野忠精書状
一四三三	(文化十三年)	献上物書上	一四五九	(文化十三年)	淑姫 <sup>重豪</sup> 系譜抄
一四三四	(文化十三年)	島津重豪書状	一四六〇	(記事)	淑姫 <sup>重豪</sup> 系譜抄
一四三五	(記事)	斎興帰国ス	一四六一	(文化十三年)	齊興、邦丸 <sup>邦彦</sup> ノ婚約ヲ請フ
一四三六	(記事)	重豪寿国寺ヲ着座門主ニ昇ス	一四六二	(文化十三年)	神事大追物手組
一四三七	六月	島津久備証狀	一四六三	(文化十三年)	続書二通
一四三八	六月十八日	青山忠裕書状		の一	水野忠韶統書
一四三九	(文化十三年)	松平乗保書状		の二	水野忠実統書
一四五〇	(文化十三年)	青山忠裕書状	一四六三	(文化十三年)	町田久視外三名家連署書状
	六月廿四日			十月	

一四六四	(文化十三年)	十一月十五日	町田久視外三名家連署書状	島津重豪書状	一四八八	(文化十三年)	三月十五日	島津重豪書状
一四五五	(文化十三年)	十二月十五日	町田久視外三名家連署書状	重豪・齊興、將軍父子ノ転任・兼任ヲ祝賀ス	一四八九	(文化十三年)	（記事）	重豪・齊興、將軍父子ノ転任・兼任ヲ祝賀ス
一四六六	(文化十三年)	十二月十五日	町田久視外三名家連署書状	老連署書状	一四九〇	(文化十三年)	四月	七日
一四六七	(文化十三年)	十二月十五日	町田久視外三名家連署書状	牧野忠精書状	一四九一	(文化十三年)	四月	七日
一四六八	(文化十三年)	十二月十六日	町田久視外三名家連署書状	松平乘保書状	一四九二	(文化十三年)	五月	三日
一四六九	(文化十三年)	十二月十六日	町田久視外三名家連署書状	重豪蓄財節儉・習俗取締ヲ命	一四九三	(文化十三年)	五月	三日
一四七〇			（記事）	ズ	一四九四	文化十三年	五月	六日
一四七一	(文化十三年)	十二月	島津重豪諭達	伊江朝安起請文前書	一四九五	文化十三年	五月	六日
一四七二	(文化十三年)	十二月	島津重豪諭達	齊興男子系譜抄	一四九六		（記事）	重豪、徳川齊順紀州家贊養子トナルヲ賀ス
一四七三	(文化十三年)	十二月廿七日	徳川家齊御内書	酒井忠進書状	一四九七	(文化十三年)	六月	十三日
一四七四	(文化十三年)	十二月廿七日	松平乘保書状	松平乘保書状	一四九八	(文化十三年)	六月	十三日
一四七五	(文化十三年)	一月	島津重豪書状	松平信明書状	一四九九	(文化十三年)	六月	廿四日
一四七六	(文化十三年)	一月	島津重豪書状	牧野忠精書状	一五〇〇	(文化十三年)	六月	廿七日
一四七七	(文化十三年)	一月	土井利厚書状	松平乘保書状	一五〇一	(文化十三年)	六月	廿七日
一四七八	(文化十三年)	一月	松平乘保書状	島津重豪内意書	一五〇二	(文化十三年)	六月	廿一日
一四七九	文化十三年	一月十一日	島津斉興吉書	伊集院兼当書状	一五〇三	(文化十三年)	六月	廿一日
一四八〇	(文化十三年)	一月十一日	土井利厚書状	新納久命申渡書	一五〇四		六月	廿一日
一四八一	(文化十三年)	一月十一日	松平乘保書状	松平信明書状	一五〇五		七月	六日
一四八二		(記事)	重豪俊麿ヲ拝領ス	町田久視申渡書	一五〇六	(文化十三年)	七月	六日
一四八三		(記事)	齊興參勤ス	松平信明書状	一五〇七	(文化十三年)	七月	六日
一四八四	(文化十三年)	二月	酒井忠進書状	松平乘保書状	一五〇八		松平乘保書状	松平乘保書状
一四八五		(記事)	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	新納久命申渡書	一五〇九		(記事)	齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
一四八六		(記事)	重豪、清揚院殿廟室ヲ重修ス	松平信明書状	一五一〇		(記事)	重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
一四八七	(文化十三年)	三月十五日	島津重豪書状	新納久命書状	七月廿六日			新納久命書状

五一	（文化十三年）	九月十五日	徳川家齊御内書
一二	（文化十三年）	九月十五日	松平乘保書状
一三	（文化十三年）	十月廿二日	土井利厚書状
一四	（文化十三年）	十二月 朔日	川上久芳外三名老連署書状
一五	（文化十三年）	十二月 朔日	川上久芳外三名老連署書状
一六	（文化十三年）	十二月 朔日	川上久芳外三名老連署書状
一七	（文化十三年）	十二月 朔日	川上久芳外三名老連署書状
一八	（文化十三年）	十二月 朔日	川上久芳外三名老連署書状
一九	（文化十三年）	十二月 朔日	川上久芳外三名老連署書状
二〇	（文化十三年）	十二月 朔日	川上久芳外三名老連署書状
二一	（文化十三年）	十二月 朔日	川上久芳外三名老連署書状
二二	（文化十三年）	十二月 朔日	川上久芳外三名老連署書状
二三	（文化十三年）	十二月 朔日	川上久芳外三名老連署書状
二四	（文化十三年）	十二月 九日	青山忠裕書状
二五	（文化十三年）	十二月 九日	松平乘保書状
二六	(記事)	十二月 九日	斎宣溪山ト号ス
二七	（文化十三年）	十二月 十二日	新納久命書状
二八	（文化十三年）	十二月廿七日	徳川家齊御内書
二九	（文化十三年）	十二月廿七日	松平乘保書状
三〇	（文化十三年）	一月 七日	酒井忠進書状
三一	（文化十三年）	一月 七日	松平乘保書状
三二	（文化十三年）	一月十一日	島津斉興吉書
三三	（文化十三年）	一月十一日	酒井忠進書状
三四	（文化十三年）	一月十一日	松平乘保書状
三五	（文化十三年）	一月十一日	清二郎 <sup>音宣</sup> 男系譜抄
三六	(記事)	五月 三日	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
三七	(記事)	五月 三日	貢姫 <sup>重豪</sup> 女系譜抄
三八	(文化十四年)	二月廿二日	青山忠裕書状
三九	(記事)	五月 三日	諸之助・久光 <sup>齊興</sup> 男系譜抄
四〇	(記事)	五月 三日	齊興帰国ス
四一	(記事)	五月 三日	徳川家齊御内書
四二	(記事)	五月 三日	松平乘保書状
四三	(文化十四年)	六月十一日	青山忠裕書状
四四	(文化十四年)	六月十一日	松平乘保書状
四五	(文化十四年)	六月十一日	齊興、重豪ノ訓諭ヲ家中ニ達ス
四六	(文化十四年)	六月十一日	定毅 <sup>齊宣</sup> 男系譜抄
四七	(記事)	六月十一日	重豪帰國シ化俗節用ヲ諭ス
四八	(記事)	六月十一日	島津斉興諭達
四九	(記事)	七月	川上久芳外二名家老連署申渡書
五〇	(文化十四年)	七月	酒井忠進書状
五一	（文化十四年）▽	七月	青山忠裕書状
五二	(文化十四年)	七月	松平乘保書状
五三	(文化十四年)	七月	松平乘保書状
五四	(文化十四年)	七月 四日	酒井忠進書状
五五	(文化十四年)	七月 六日	青山忠裕書状
五六	(文化十四年)	七月 六日	松平乘保書状
五七	(記事)	七月 六日	重豪、齊興ニ増上寺僧ノ書ヲ与

五八	（文化十四年）▽	六月	島津重豪内意書
五九	(文化十四年)	七月	新納久命伺書
六〇	(記事)	七月	フ
六一	(記事)	七月	重豪、齊興ニ増上寺僧ノ書ヲ与

一五六〇	(文化十四年)	七月	六日	伊集院兼当書状	一五八〇	(文化十四年)	十一月	三日	鎌田政輿書状
一五六一	(文化十四年)	七月	七日	伊集院兼当書状	一五八一		十二月	十九日	新納久命返書
一五六二	(文化十四年)	七月	八日	近藤隆左衛門口上手扣書并案文	一五八二	(文化十四年)	十一月	十二日	松平乘保書状
一五六三	(文化十四年)	七月	廿七日	伊集院兼當書状	一五八三				斎宣溪山下号ス
一五六四の一		八月	七日	不斷光院取立條書	一五八四				重豪、日新 <sub>島津</sub> 忠良ノ遠忌ヲ修ス
一五六四の二		八月	十日	伊集院兼當書状	一五八五	(文化十四年)	十二月	十五日	川上久芳外三名家老連署書状
一五六四の三		八月	十日	伊集院兼當書状	一五八六	(文化十四年)	十二月	十五日	川上久芳外三名家老連署書状
一五六四の四	(文化十四年)	八月	廿八日	寺社奉行届書	一五八七	(文化十四年)	十二月	十五日	川上久芳外三名家老連署書状
一五六五				(記事)	一五八八	(文化十四年)	十二月	十五日	川上久芳外三名家老連署書状
一五六六		九月	九月	重豪、不斷光院寺格ヲ上ゲ田禄 ヲ増ス	一五八九	(文化十四年)	十二月	十五日	川上久芳外三名家老連署書状
一五六七	(文化十四年)	九月	七日	島津久備証狀	一五九〇	(文化十四年)	十二月	十五日	川上久芳外三名家老連署書状
一五六八	(文化十四年)	九月	七日	寺社奉行申渡書	一五九一	(文化十四年)	十二月	十五日	川上久芳外三名家老連署書状
一五六九	(文化十四年)	九月	七日	徳川家齊御内書	一五九二	(文化十四年)	十二月	十五日	川上久芳外三名家老連署書状
一五六〇	(文化十四年)	九月	七日	松平乗保書状	一五九三	(文化十四年)	十二月	十五日	川上久芳外三名家老連署書状
一五七〇				重豪国政ニ付重役ニ告諭ス	一五九四	(文化十四年)	十二月	十九日	川上久芳外三名家老連署書状
一五七一	(文化十四年)	九月	九月	島津重豪達書	一五九五	(文化十四年)	十二月	十九日	川上久芳外三名家老連署書状
一五七二	(文化十四年)	十月	十月	島津重豪達書	一五九六	(文化十四年)			青山忠裕書状
一五七三				(記事)	一五九七	(文化十四年)			島津重豪書状
一五七四	(文化十四年)	九月	ス	齊興國政ニ付一門・重役ニ告諭	一五九八	(文化十四年)			島津重豪書状
一五七五	(文化十四年)	十月		島津重豪達書	一五九九	(文化十四年)	十二月	廿七日	徳川家齊御内書
一五七六	(文化十四年)	十月		島津齊興達書	一六〇〇の一	(文化十四年)	十一月	三日	篠原善助書状
一五七七	(文化十四年)	十月	廿日	川上久芳外三名家老連署申渡書	一六〇一	(文化十四年)	三月	十九日	島津重豪書状
一五七八				酒井忠進書状	一六〇二	(文化十四年)	一月	七日	酒井忠進書状
一五七九				久光 <sub>音</sub> 系譜抄	一六〇三	(文化十四年)	一月	七日	阿部正精書状
久光 <sub>音</sub> 系譜抄									島津齊興吉書

一六〇四（文化十五年）	一月十一日	酒井忠進書状	一六三（文政元年）	七月六日	酒井忠進書状
一六〇五の一	二月	島津重豪達書	一六四（文政元年）	七月六日	阿部正精書状
一六〇五の二		島津重豪達書	一六五		島津重豪論達
一六〇五の三		島津齊興添書	一六六（文政元年）		島津重豪論達
一六〇六（文化十五年）	二月廿七日	松平乗保書状	一六七	（記事）	重豪江戸藩邸諸有司ヲ諭ス
一六〇七（文化十五年）	二月廿五日	松平乗保書状	一六八	（記事）	重豪、義弘ニ百年忌ヲ修ス
一六〇八（文化十五年）	二月廿七日	松平乗保書状	一六九	（記事）	齊興御應ノ雲雀ヲ拜領ス
一六〇九の一	二月廿七日	島津齊興願書	一六三〇（文政元年）	九月二日	徳川家斉御内書
一六〇九の二		甘露寺國長統書	一六三一（文政元年）	九月二日	酒井忠進書状
一六〇九の三		早川兼備届書	一六三二		脇坂安菴統書
一六〇九の四	二月廿八日	早川兼備届書	一六三三（文政元年）	十月廿日	青山忠裕書状
一六〇九の五	三月六日	早川兼備届書	一六三四	（記事）	齊興官位昇進
一六一〇	三月六日	島津久備申渡書	一六三五	（記事）	齊興官位昇進
一六一一（文化十五年）	三月十日	松平乘保書状	一六三六	文政元年	島津齊興任左近衛権中將宣旨
一六一二（文化十五年）	三月	増上寺役者書状	一六三七	文政元年	島津齊興任左近衛権中將口宣案
一六一三		重豪、忠隆三百年忌ヲ修ス	一六三八	文政元年	島津齊興叙從四位上口宣案
一六一四（文化十五年）	五月二日	徳川家齊御内書	一六三九		上卿職事等書立
一六一五（文化十五年）	五月二日	松平乘保書状	一六四〇	文政元年	島津齊興叙從四位上位記
一六一六		文政改元	一六四一	（文政元年）	十二月十九日 大久保忠眞書状
一六一七		（記事）	一六四二	（文政元年）	十二月十九日 酒井忠進書状
一六一八		齊興參勤ス	一六四三	（文政元年）	十二月十九日 川上久芳外三名老連署書状
一六一九（文化十五年）	五月廿四日	齊興參勤、左近衛中將ニ転任ス	一六四四	（文政元年）	十二月十九日 川上久芳外三名老連署書状
一六二〇（文政元年）	六月廿一日	宜野湾朝祥起請文前書	一六四五	（文政元年）	十二月十九日 川上久芳外三名家老連署書状
一六二一（文政元年）	六月廿一日	青山忠裕書状	一六四六	（文政元年）	十二月十九日 川上久芳外三名家老連署書状
一六二三（文政元年）	六月廿八日	酒井忠進書状	一六四七	（文政元年）	十二月十九日 川上久芳外三名家老連署書状

老連署書状  
老連署書状  
老連署書状

一六四八	(文政元年)	十一月十九日	川上久芳外三名家	島津齊興達書
一六四九	(文政元年)	十一月十九日	老三家連署書状	土井利厚書状
一六五〇	(文政元年)	十一月十九日	川上久芳外三名家	齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
一六五一	(文政元年)	十一月十九日	老三家連署書状	(記事)
一六五二	(文政元年)	十一月廿七日	川上久芳外三名家	齊興暇ヲ賜ハリ帰国ス
一六五三	(文政元年)	十一月廿九日	徳川家齊御内書	(記事)
一六五四	(文政二年)	一月七日	松平乗保書状	四月廿一日
一六五五	(文政二年)	一月七日	阿部正精書状	玉城盛林起請文前書
一六五六	文政二年	一月十一日	島津齊興吉書	島津重豪内意書
一六五七	(文政二年)	一月十一日	阿部正精書状	瑞姫女系譜抄
一六五八	(文政二年)	一月十一日	松平乗保書状	島津齊興内意書
一六五九			重豪、遠祖忠國ノ法事ヲ修ス	島津重豪内意書
一六六〇			珍之助男系譜抄	重出米ノ賦課ヲ二年延長ス
一六六一			久昵重豪有馬誉純(越前)養子後達変	(記事)
一六六二	(文政二年)	二月	島津久昵重豪養子達変一件	島津齊興達書
一六六三	(文政二年)	二月廿日	水野忠成書状	島津重豪達書
一六六四	(文政二年)	二月	島津重豪願書	町田久視書状
一六六五	(文政二年)		佐川消息	六月廿六日
一六六六			重豪江戸ニテ国政ヲ介助シ、重	川上久芳外三名家連署返書
一六六七	(文政二年)	三月	役ヲ戒ム	五月晦日
一六六八			島津齊興達書	島津重豪伺書
一六六九			齊興、重豪ノ諭達ニ副書シテ家	五月晦日
老二命ズ			島津齊興達書	島津重豪伺書
一六九三	(文政二年)	六月六日	登城令書	島津重豪拜謁次第書
一六九三	(文政二年)	六月六日	島津重豪伺書	島津重豪伺書

一六九四			（記事）	重豪登宮ス
一六九五	（文政二年）	六月十三日	町田久視書状	
一六九六		七月十三日	川上久芳外三名家老連署返書	
一六九七		六月		
一六九八	（文政二年）	六月廿四日	大久保忠成書状	
一六九九	（文政二年）	七月六日	水野忠成書状	
一七〇〇	（文政二年）	七月六日	酒井忠進書状	
一七〇一	（文政二年）	七月七日	町田久視書状	
一七〇二		六月	島津重豪目見之節、上意書并座席図	
一七〇三の一	（文政二年）	七月十日	脇坂安童書状	
一七〇三の二		町田久視書状		
一七〇三の三		將軍上意書		
一七〇四	（文政二年）	六月	島津重豪諭達	
一七〇五	（文政二年）	九月七日	徳川家齊御内書	
一七〇六	（文政二年）	九月七日	松平乗保書状	
一七〇七	（文政二年）	十月廿一日	大久保忠成書状	
一七〇八	（文政二年）	十月廿一日	酒井忠進書状	
一七〇九	（文政二年）	十月廿二日	阿部正精書状	
一七一〇		十一月九日	町田久視書状并有馬糺添狀	
一七一一	（文政二年）	十二月二日	青山忠裕書状	
一七一二	（文政二年）	十二月十一日	大久保忠成書状	
一七一三	（文政二年）	の二		
一七一四	（文政二年）	の三		
一七一五	（文政二年）	の四		
		の五		
		の六		
一七一六	（文政二年）	十二月廿五日	川上久芳外三名家老連署書状	
一七一七	（文政二年）	十二月廿五日	川上久芳外三名家老連署書状	
一七一八	（文政二年）	十二月廿五日	川上久芳外三名家老連署書状	
一七一九	（文政二年）	十二月廿七日	徳川家齊御内書	
一七二〇	（文政二年）	十二月廿七日	酒井忠進書状	
一七二一	（文政二年）	一月七日	水野忠成書状	
一七二二	（文政二年）	一月十一日	島津重興吉書	
一七二三	（文政三年）	一月十一日	水野忠成書状	
一七二四	文政三年	一月十一日	島津重興吉書	
一七二五	（文政三年）	一月十一日	水野忠成書状	
一七二六	（文政三年）	一月十一日	酒井忠進書状	
一七二七	（文政三年）	二月廿日	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	
一七二八		（記事）	島津重興出府ニ際シ家老ニ令ス	
一七二九		二月廿日	島津重興諭達	
一七三〇	（文政三年）	二月廿日	土井利厚書状	
一七三一		五月二日	唯七郎 <small>子</small> 重興系譜抄	
一七三二	（文政三年）	五月二日	徳川家齊御内書	
一七三三	（文政三年）	五月二日	松平乗保書状	
一七三四		近衛基前薨去一件		
一七三四		四月廿一日	志岐正左衛門書状	
一七三五		四月廿二日	近衛基前親類名書	
一七三六		四月廿二日	志岐正左衛門書状	
一七三七		四月廿二日	近衛基前法号	
一七三八		四月廿二日	志岐正左衛門添狀	

一七五七 （文政三年）	四月廿三日	木村左兵衛尉・立野丹後守連署	島津重豪書状
一七八八 （文政三年）	九月 七日	徳川家斉御内書	
一七五九 （文政三年）	九月 七日	酒井忠進書状	
一七六〇 （文政三年）	九月 七日	花さき外三名連署消息	
一七六一 （文政三年）	九月 七日	島津重豪書状	
一七六二 （文政三年）	九月 七日	花崎外三名連署消息	
一七六三 （文政三年）	九月 七日	島津重豪書状	
一七六四 （文政三年）	九月 七日	島津重豪書状	
一七六五 （文政三年）	九月 七日	島津重豪書状	
一七六六 （文政三年）	九月 七日	島津重豪書状	
一七六七 （記事）	九月 七日	島津重豪書状	
一七六八 （記事）	九月 七日	島津重豪書状	
一七六九 （文政三年）	十月 廿日	島津重豪書状	
一七七〇 （文政三年）	十一月	島津重豪書状	
一七七一 （記事）	十一月	島津重豪書状	
一七七二 （文政三年）	十二月十一日	島津重豪書状	
一七七三 （文政三年）	十二月十一日	松平乗保書状	
一七七四 （文政三年）	十二月十五日	川上久芳外三名老連署書状	
一七七五 （文政三年）	十二月十五日	川上久芳外三名老連署書状	
一七七六 （文政三年）	十二月十五日	川上久芳外三名老連署書状	
一七七七 （文政三年）	十二月十五日	川上久芳外三名老連署書状	
一七八八 （文政三年）	十二月十五日	川上久芳外三名老連署書状	
一七八九 （文政三年）	十二月十五日	川上久芳外三名老連署書状	
一七五二 （記事）	八月十三日	幕府沙汰書	
一七五三 （文政三年）	八月十三日	島津重豪届書	
一七五四 （文政三年）	九月 月	島津齊興届書	
一七五五 （文政三年）	九月 月	早川兼備首尾書	
一七五六 （文政三年）	九月 月	幕府沙汰書	
一七五七 （文政三年）	九月 月	島津齊興伺書	
一七五八 （文政三年）	九月 月	島津齊興書狀	
一七五九 （文政三年）	九月 月	島津重豪書狀	

老家連署書状

一七八〇（文政三年）	十二月十五日	川上久芳外三名家 <small>老連署書状</small>	一七九九（文政四年）	五月二日	徳川家齊御内書
一七八一（文政三年）	十一月廿七日	徳川家齊御内書	一八〇〇（文政四年）	五月二日	酒井忠進書状
一七八二（文政三年）	十一月廿七日	松平乘保書状	一八〇一	（記事）	齊興帰国セザルヲ家老ニ令ス
一七八三（文政四年）		島津桃次郎坂養子縁組覚	一八〇二		島津齊興諭達
一七八四（文政四年）	一月七日	大久保忠真書状	一八〇三		島津齊興諭達
一七八五（文政四年）	一月七日	酒井忠進書状	一八〇四		島津齊興諭達
一七八六（文政四年）	一月十一日	大久保忠真書状	一八〇五	（記事）	島津齊興諭達
一七八七（文政四年）	一月十一日	酒井忠進書状	一八〇六		島津齊興諭達
一七八八（文政四年）	二月廿日	はな嶠外三名連署消息	一八〇七		島津齊興諭達
一七八九	（記事）	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	一八〇八		島津齊興諭達
一七八九〇（文政四年）	二月廿日	大久保忠真書状	一八〇九		島津齊興諭達
一七八九一	（記事）	斎彬元服ス	一八一〇		島津齊興諭達
一七八九二	（記事）	斎彬元服ス	一八一一		島津齊興諭達
一七八九三（文政四年）	二月吉日	島津斎彬実名勘考	一八一二		島津齊興諭達
一七八九四（文政四年）	二月廿五日	水野忠成書状	一八一三		島津齊興諭達
一七八九五〔文政四年〕	二月	島津斎彬元服一件	一八一四		島津齊興諭達
の一	新納久命申渡書		一八一五		島津齊興諭達
の二	早川兼備届書		一八一六		島津齊興諭達
の三	早川兼備首尾書		一八一七		島津齊興諭達
の四	市田義宜申渡書		一八一八		島津齊興諭達
の五	島津斎彬元服次第		一八一九		島津齊興諭達
一七九六（文政四年）	四月三日	松平乗保書状	一八二〇		島津齊興諭達
一七九七	（記事）	重豪、忠久ノ遠忌法事ヲ修ス	一八二一		島津齊興諭達
一七九八	（記事）	齊興・松平定信ト共ニ一橋邸ニ招カル	一八二二		島津齊興諭達

一八二三（文政四年）	十二月十六日	青山忠裕書状	一八四八（文政五年）	五月二日	酒井忠進書状
一八二四（文政四年）	十二月十六日	松平乗保書状	一八四九（文政五年）	五月九日	伊倉堂盛元起請文前書
一八二五（文政四年）	十二月廿七日	徳川家齊御内書	一八五〇（文政五年）	五月廿八日	島津久備証状
一八二六（文政四年）	十二月廿七日	松平乗保書状	一八五一（文政五年）	五月廿八日	島津重豪書状
一八二七（文政五年）	一月七日	大久保忠眞書状	一八五二（文政五年）	六月七日	青山忠裕書状
一八二八（文政五年）	一月七日	酒井忠進書状	一八五三（文政五年）	六月七日	酒井忠進書状
一八二九（文政五年）	一月十一日	大久保忠眞書状	一八五四（文政五年）	六月廿四日	水野忠成書状
一八三〇（文政五年）	一月十一日	酒井忠進書状	一八五五（文政五年）	六月廿八日	大久保忠眞書状
一八三一（文政五年）			一八五六（文政五年）	七月六日	酒井忠進書状
一八三二（文政五年）			一八五七（文政五年）	七月六日	水野忠成書状
一八三三（文政五年）			一八五八（文政五年）	七月六日	松平乗保書状
一八三四（文政五年）			一八五九（文政五年）	七月六日	重豪御簾ノ雲雀ヲ拝領ス
一八三五			一八六〇（文政五年）	九月二日	重豪吹上庭ノ観遊ヲ許サル
（記事）			一八六一（文政五年）	九月二日	島津齊興書状
重豪、家齊等ノ昇任ヲ賀ス			一八六二（文政五年）	九月二日	島津齊興同書并例書
一八三六	三月五日	青山忠裕書状	一八六三（文政五年）	九月二日	島津齊興書状
（記事）			一八六四（文政五年）	九月二日	島津齊興同書
久珍（音宣）系譜抄			一八六五（文政五年）	九月二日	島津齊興同書
（音興、家齊ノ左大臣教任等ヲ賀ス			一八六六（文政五年）	九月二日	島津齊興同書
一八三七	三月五日	松平乗保書状	一八六七（文政五年）	九月二日	島津齊興同書
（記事）			一八六八（文政五年）	九月二日	島津齊興同書
重豪、家齊等ノ昇任ヲ賀ス			一八六九（文政五年）	九月十一日	島津齊興書状
一八三八	三月九日	松平乗保書状	一八七〇（文政五年）	九月十一日	島津齊興届書
（記事）			一八七一（文政五年）	九月十一日	一橋治洛芝邸訪問一件
重豪等、御台所ノ昇任ヲ賀ス			一八七二（文政五年）	九月廿九日	上野帶刀書状
一八三九（文政五年）	三月九日	水野忠成書状			
（記事）					
一八四〇（文政五年）	三月九日	松平乗保書状			
（記事）					
一八四一（文政五年）	三月九日	島津重豪書状			
（記事）					
一八四二（文政五年）	三月九日	島津重豪書状			
（記事）					
一八四三（文政五年）	三月九日	松平乗保書状			
（記事）					
一八四四（文政五年）	三月九日	島津重豪書状			
（記事）					
一八四五（文政五年）	三月九日	重豪、立久ノ遠忌法事ヲ修ス			
（記事）					
一八四六（文政五年）	三月九日	齊興寛永寺火番ヲ勤ム			
（記事）					
一八四七（文政五年）	五月二日	徳川家齊御内書			
（記事）					

一八七三	十月廿九日	川上久芳外二名家 老連署返書	一八九二（文政五年）十一月九日	川上久芳外二名家 老連署書狀
一八七四	（文政五年）十月十一日	幕府指図書	一八九三（文政五年）十二月十六日	阿部正精書狀
一八七五	（文政五年）十一月	吹上庭観遊一件	一八九四（文政五年）十二月十六日	酒井忠進書狀
の一	（文政五年）	幕府指図書	一八五の二（文政五年）十二月十八日	島津斉興願書
の二		観遊道順書	一八五の三（文政五年）十二月十八日	黒田斉清願書
の三		諸御茶屋飾付覚	一八五の四（文政五年）十二月十八日	島津斉興願書
の四		拝領物覚	一八九六（文政五年）十一月廿六日	島津斉興并黒田斉清届書
の五		建立覚	一八九七（文政五年）十二月十八日	島津重豪日次記
の六	（文政五年）	早川久視書狀	一八九八（文政五年）十一月廿六日	島津重豪見内祝能組
一八七六	（文政五年）十月十四日	九鬼隆国書狀	一八九九（文政五年）十一月廿九日	島津桃次郎養子成一件
一八七八	（文政五年）十月十七日	重豪、勝久ノ遠忌法事ヲ修ス	一二月廿九日	上野帶刀書狀
一八七九	（文政五年）十月廿二日	川上久芳外二名家 老連署返書	一二月廿九日	本田久米右衛門首尾書
一八八〇	（文政五年）十月廿二日	大久保忠真書狀	一二月廿九日	野崎良右衛門首尾書
一八八一	（文政五年）十月廿二日	町田久視書狀	一二月廿九日	野崎良右衛門首尾書
一八八二	（文政五年）十月廿二日	家老座申渡書	一二月廿九日	島津重豪書
一八八三	（文政五年）十一月廿九日	町田久視書狀	一二月廿九日	島津桃次郎養子成一件
一八八四	十二月廿八日	川上久芳外二名家 老連署返書	一二月廿九日	徳川家齊御内書
一八八五	（文政五年）十二月九日	川上久芳外二名家 老連署書狀	一二月廿九日	酒井忠進書狀
一八八六	（文政五年）十二月九日	川上久芳外二名家 老連署書狀	一二月廿九日	島津重豪書狀
一八八七	（文政五年）十二月九日	川上久芳外二名家 老連署書狀	一二月廿九日	島津重豪書狀
一八八八	（文政五年）十二月九日	川上久芳外二名家 老連署書狀	一二月廿九日	大久保忠真書狀
一八八九	（文政五年）十二月九日	川上久芳外二名家 老連署書狀	一二月廿九日	松平乗保書狀
一八九〇	（文政五年）十二月九日	川上久芳外二名家 老連署書狀	一二月廿九日	島津桃次郎名字状請取書
一八九一	（文政五年）十二月九日	川上久芳外二名家 老連署書狀	一二月廿九日	島津斉興吉書
老連署書狀	一月十一日	大久保忠真書狀	一二月廿九日	島津斉興吉書
老連署書狀	一月十一日	大久保忠真書狀	一二月廿九日	島津斉興吉書

一九〇九（文政六年）	島津重豪覺書	三月
一九一〇（文政六年）	松平乗保書状	(記事)
一九一一（文政六年）	島津桃次郎道具請取書	一九三三
一九一二（文政六年）	花さき外三名連署消息	一九三四
一九一三（文政六年）	花さき外三名連署消息	一九三五（文政六年）
一九一四（文政六年）	島津重豪書状	一九三六（文政六年）
一九一五（文政六年）	島津重豪書状	一九三七（文政六年）
一九一六	（記事）	一九三八（文政六年）
一九一七（文政六年）	二月廿二日	四月 哲日
一九一八（文政六年）	阿部正精書状	九鬼隆徳書状
一九一九（文政六年）	島津重豪刀次記	五月 二日
一九二〇	（記事）	五月廿九日
一九二一	酒井忠進書状	川上久芳外二名老連署返書
一九二二	齊興帰國ス	島津久備申渡書
一九二三（文政六年）	（記事）	島津重豪書状
一九二三（文政六年）	重豪神田橋邸ニテ御台所ニ謁ス	島津重豪招請客名書
一九二四（文政六年）	幕府老中指図書	島津重豪招請客名書上
一九二五（文政六年）	島津重豪書状	五月 二日
一九二六（文政六年）	花町消息	徳川家齊御内書
一九二七（文政六年）	島津齊興伺書	五月 二日
一九二八（文政六年）	島津重豪書状	松平乗保書状
一九二九（文政六年）	島津重豪神田橋邸伺候次第	五月十二日
一九三〇（文政六年）	獻上物并拜領物等品書上	羽地朝美起請文前書
一九三一（文政六年）	島津重豪書状	夙之丞 <sup>音</sup> 系譜抄
一九三二（文政六年）	早川兼備伺書	九月 七日
一九三三（文政六年）	島津重豪書状	松平乗寛書状
一九三四（文政六年）	（記事）	六月十八日
一九三五（文政六年）	九月 七日	酒井忠進書状
一九三六（文政六年）	十月 十一日	青山忠裕書状
一九三七（文政六年）	十一月十七日	松平乗保書状
一九三八（文政六年）	橋口今彦覺書	重豪御鷹ノ雲雀ヲ拜領ス
一九三九（文政六年）	鷹拜領次第	十月 廿日
一九四〇（文政六年）	水野忠成書状	九月 七日
一九四一（文政六年）	（記事）	十一月十七日
一九四二（文政六年）	島津重豪招請客名書	青山忠裕書状
一九四三（文政六年）	島津重豪招請客名書上	酒井忠進書状
一九四四 文政六年	島津重豪招請客名書	松平乗保書状
一九四五	（記事）	六月廿四日
一九四六（文政六年）	島津重豪招請客名書	松平乗寛書状
一九四七（文政六年）	島津重豪招請客名書	酒井忠進書状
一九四八（文政六年）	島津重豪招請客名書	青山忠裕書状
一九四九（文政六年）	島津重豪招請客名書	松平乗保書状
一九五〇（文政六年）	島津重豪招請客名書	重豪御鷹ノ雲雀ヲ拜領ス
一九五一	（記事）	九月 七日
一九五二（文政六年）	（記事）	十月 廿日
一九五三（文政六年）	（記事）	十一月十七日
一九五四（文政六年）	（記事）	橋口今彦覺書
一九五六（文政六年）	（記事）	鷹拜領次第
一九五七（文政六年）	（記事）	十一月十七日
一九五八（文政六年）	（記事）	水野忠成書状
一九五九（文政六年）	（記事）	十一月十七日
一九六〇（文政六年）	（記事）	十一月十七日

一九五八（文政六年）	十二月十八日	酒井忠進書状
一九五九	（記事）	重豪、義天久ノ遠忌法事ヲ修ス
一九六〇（文政六年）	十二月廿四日	川上久芳外三名家連署書状
一九六一（文政六年）	十二月廿四日	川上久芳外三名家連署書状
一九六二（文政六年）	十二月廿四日	川上久芳外三名家連署書状
一九六三（文政六年）	十二月廿四日	川上久芳外三名家連署書状
一九六四（文政六年）	十二月廿四日	川上久芳外三名家連署書状
一九六五（文政六年）	十二月廿七日	徳川家齊御内書
一九六六（文政六年）	十二月廿七日	松平乗保書状
一九六七（文政七年）	一月 七日	松平乗寛書状
一九六八（文政七年）	一月 七日	松平乘保書状
一九六九（文政七年）	一月 七日	松平乘寛書状
一九七〇（文政七年）	一月十一日	松平乘保書状
一九七一（文政七年）	一月十一日	島津齊興吉書
一九七二（文政七年）	一月	島津齊興諭達
一九七三	（記事）	
一九七四	（記事）	
一九七五（文政七年）	（記事）	
一九七六（文政七年）	（記事）	
一九七七（文政七年）	（記事）	
一九七八	（記事）	島津重豪年賀祝賀詩歌
一九七九	（記事）	島津重豪八十寿賀物并諸家贈品書上
一九八〇（文政七年）	（記事）	島津重豪年賀祝賀答品書上
一九八一（文政七年）	（記事）	花嶺外三名連署消息
一九八二（文政七年）	（記事）	齊興參勤ニ際シ家臣ヲ戒ム
一九八三（文政七年）	（記事）	齊興參勤ス
一九八四（文政七年）	（記事）	島津重豪年賀祝賀組明細
一九八五（文政七年）	（記事）	重豪御廬ノ鶴ヲ拝領ス
一九八六（文政七年）	（記事）	
一九八七（文政七年）	（記事）	
一九八八（文政七年）	（記事）	
一九八九（文政七年）	（記事）	
一九九〇（文政七年）	（記事）	
一九九一（文政七年）	（記事）	
一九九二（文政七年）	（記事）	
一九九三（文政七年）	（記事）	
一九九四（文政七年）	（記事）	
一九九五（文政七年）	（記事）	
一九九六（文政七年）	（記事）	
一九九七	（記事）	
一九九八	（記事）	
一九九九（文政七年）	五月 二日	徳川家齊御内書
二〇〇〇（文政七年）	五月 二日	酒井忠進書状
二〇〇一（文政七年）	五月十三日	池城安昆起請文前書
二〇〇二（文政七年）	六月廿四日	松平輝延書状
二〇〇三（文政七年）	六月廿七日	大久保忠真書状
二〇〇四（文政七年）	六月廿七日	松平乘保書状

二〇〇五	(文政七年)	七月	六日	松平乗寛書状	二〇三〇	(文政七年)	十二月十五日	島津久風外二名家連署書状
二〇〇六	(文政七年)	七月	六日	酒井忠進書状	二〇三一	(記事)		齊興御麿ノ鶴ヲ拝領ス
二〇〇七				(記事)	二〇三二	(記事)		重豪御麿ノ鶴ヲ拝領ス
二〇〇八				(記事)	二〇三三	(記事)		島津齊彬任侍従口宣案
二〇〇九				(記事)	二〇三四	(記事)		島津齊彬任侍従官旨
二〇一〇				(記事)	二〇三五	(記事)		島津齊彬叙從四位下位記
二〇一一				(記事)	二〇三六	(記事)		上卿職事等書立
二〇一二	(文政七年)	九月	七日	英人宝島ノ牛ヲ奪取ス	二〇三七	(記事)		島津齊彬任兵庫頭口宣案
二〇一三	(文政七年)	九月	七日	英人宝島ノ牛ヲ奪取ス	二〇三八	(文政七年)		島津齊彬叙從五位下口宣案
二〇一四	(文政七年)	十月		松平乘保書状	二〇三九	(文政七年)		島津齊彬叙從五位下口宣案
二〇一五		(記事)		島津齊彬向書井献上品例書	二〇四〇	(文政七年)		島津齊彬叙從五位下口宣案
二〇一六		(記事)		重豪、齊彬ノ初登城ヲ礼謝ス	二〇四一	(文政八年)		島津齊彬叙從五位下口宣案
二〇一七	(文政七年)	十月廿六日		大久保忠真書状	二〇四二	(文政八年)		島津齊彬任兵庫頭宣旨
二〇一八		(記事)		重豪、忠宗五百忌ヲ修ス 重豪、忠方元服ノ恩ヲ謝ス	二〇四三	(文政八年)		島津齊彬叙從五位下口宣案
二〇一九	文政七年	十一月	吉日	齊彬始メ登城ス	二〇四四	(文政八年)		島津齊彬叙從五位下口宣案
二〇二〇	(文政七年)	十一月	廿一日	島津齊彬美名勸考	二〇四五	(文政八年)		島津齊彬叙從五位下口宣案
二〇二一				青山忠裕書状	二〇四五	(文政八年)		島津齊彬叙從五位下口宣案
二〇二二	(文政七年)	十二月	六日	酒井忠進書状	二〇四六	(文政八年)		島津齊彬叙從五位下口宣案
二〇二三	(文政七年)	十二月	六日	野むら外四名連署消息	二〇四七	(文政八年)		島津齊興吉書
二〇二四	(文政七年)	十二月	十五日	島津久風外二名家連署書状	二〇四八	(文政八年)		島津久風外二名家連署書状
二〇二五	(文政七年)	十二月	十五日	島津久風外二名家連署書状	二〇四五	(文政八年)		松平輝延書状
二〇二六	(文政七年)	十二月	十五日	島津久風外二名家連署書状	二〇四六	(文政八年)		酒井忠進書状
二〇二七	(文政七年)	十二月	十五日	島津久風外二名家連署書状	二〇四七	(文政八年)		瀬やま外三名連署消息
二〇二八	(文政七年)	十二月	十五日	島津久風外二名家連署書状	二〇四八	(文政八年)		島津久風外二名家連署書状
二〇二九	(文政七年)	十二月	十五日	島津久風外二名家連署書状	二〇四九	(文政八年)		松平乘寛書状
								齊興御麿ト成婚ス
								都姫、近衛忠綱ト成婚ス
								重豪、郁姫(齊興女)ノ成婚ヲ謝ス

二〇五〇	文政八年	二月廿八日	仁孝天皇女房奉書
二〇五一	(文政八年)	三月廿一日	松平乘保書状
二〇五二	(文政八年)	三月廿一日	水野忠精書状
二〇五三		(記事)	重豪、師久ノ法事ヲ修ス
二〇五四	(文政八年)	島津重豪覺書	
二〇五五	(文政八年)	島津久風外二名連署返書	
二〇五六		川上久芳申渡書	
二〇五七		島津久風外三名連署書状	
二〇五八	(文政八年)	町田久視申渡書	
二〇五九	(文政八年)	四月十五日	松平乘保書状
二〇六〇	(文政八年)	五月二日	徳川家齊御内書
二〇六一	(文政八年)	五月二日	酒井忠進書状
二〇六二	(文政八年)	六月十一日	島津重豪覺書
二〇六三	(文政八年)	六月十一日	大久保忠眞書状
二〇六四	(文政八年)	六月廿四日	松平乘保書状
二〇六五	(文政八年)	七月六日	青山忠裕書状
二〇六六	(文政八年)	七月六日	松平乘寛書状
二〇六七		酒井忠進書状	
二〇六八		(記事)	重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
二〇六九	(文政八年)	九月七日	齊興宝島ノ諸士ノ功ヲ賞ス
二〇七〇	(文政八年)	九月七日	徳川家齊御内書
二〇七一		(記事)	酒井忠進書状
二〇七二		重豪不斷光院ヲ再興ス	
二〇七三		島津重豪実名・花押札	
二〇七四	(文政八年)	増上寺大僧正法文札	
十月	家老座達書		
二〇七五	(文政八年)	十一月朔日	大久保忠眞書状
二〇七六	文政八年	十一月廿八日	島津久風外三名家連署知行目録
二〇七七		川上久馬申渡書	
二〇七八		(記事)	町田久視申渡書
二〇七九		(記事)	齊彬御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
二〇八〇	(文政八年)	十二月十五日	島津久風外三名家連署書状
二〇八一	(文政八年)	十二月十五日	島津久風外三名家連署書状
二〇八二	(文政八年)	十二月十五日	島津久風外三名家連署書状
二〇八三	(文政八年)	十二月十五日	島津久風外三名家連署書状
二〇八四	(文政八年)	十二月十五日	島津久風外三名家連署書状
二〇八五	(文政八年)	十二月十五日	島津久風外三名家連署書状
二〇八六	(文政八年)	十二月十五日	島津久風外三名家連署書状
二〇八七	(文政八年)	十二月十五日	島津久風外三名家連署書状
二〇八八	(文政八年)	十二月十五日	島津久風外三名家連署書状
二〇八九	(文政八年)	十二月十五日	島津久風外三名家連署書状
二〇九〇	(文政八年)	十二月十五日	島津久風外三名家連署書状
二〇九一	(文政八年)	十二月十五日	島津久風外二名家連署書状
二〇九二	(文政八年)	十二月十六日	青山忠裕書状
二〇九三	(文政八年)	十二月十六日	松平乘保書状
二〇九四	(文政八年)	十二月廿七日	徳川家齊御内書
二〇九五	(文政八年)	十二月廿七日	松平乘保書状
二〇九六	(文政八年)	十二月廿八日	松平乘保書状
二〇九七	(文政九年)	十二月晦日	島津久風外三名家連署達書
二〇九八	(文政九年)	一月七日	大久保忠眞書状
二〇九九	(文政九年)	一月七日	酒井忠進書状

二二〇〇	文政九年	一月十一日	島津齊興古書	二二二五	(文政九年)	六月廿四日	水野忠成書状	
二二〇一	(文政九年)	一月十二日	大久保忠貞書状	二二二六	(文政九年)	七月 六日	水野忠成書状	
二二〇二	(文政九年)	一月十三日	酒井忠進書状	二二二七	(文政九年)	七月 六日	酒井忠進書状	
二二〇三		(記事)	齊興參勤ス	二二二八	(文政九年)	七月 六日	重豪御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス	
二二〇四		(記事)	齊興參勤ス	二二二九	(文政九年)	八月十一日	島津久風・北郷久珉家連署申渡書	
二二〇五	(文政九年)		島津重豪覺書	二二三〇	文政九年	八月十一日	島津久風・北郷久珉家連署申渡書	
二二〇六	(文政九年)		たき山外三名連署消息	二二三一	(記事)	齊興御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス	六月廿四日	水野忠成書状
二二〇七	(文政九年)		滝山外三名連署消息	二二三二	(文政九年)	八月廿三日	青山忠裕書状	
二二〇八		(記事)	松平秉寛書状	二二三三	(文政九年)	八月廿三日	酒井忠進書状	
二二〇九	(文政九年)	二月 廿日	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス 重父忠久ノ六百石忌法事ヲ修ス	二二三四	(文政九年)	九月 七日	徳川家齊御内書	
二二一〇	(文政九年)	三月 五日	北郷久珉書状	二二三五	(文政九年)	九月 七日	酒井忠進書状	
二二一一		四月 四日	島津久風外二名家連署返書	二二三六	(文政九年)	十月 十日	青山忠裕書状	
二二一二		二月十一日	猪飼尚敏書状	二二三七	(文政九年)	十一月 前日	大久保忠貞書状	
二二一三		(記事)	島津重豪覺書	二二三八	(文政九年)	十一月 朔日	酒井忠進書状	
二二一四	(文政九年)	四月	幕府指図書	二二三九	(文政九年)	(記事)	齊興、齊彬ノ婚姻ヲ拝謝ス	
二二一五	(文政九年)	四月廿一日	島津重豪届書	二二四〇	(文政九年)	十一月廿八日	島津重豪覺書	
二二一六	(文政九年)		島津重豪書状	二二四一	(文政九年)	十一月廿八日	青山忠裕書状	
二二一七	(文政九年)	四月廿八日	島津重豪書状	二二四二	(文政九年)	十二月十五日	島津久風外三名老連署書状	
二二一八	(文政九年)	五月 二日	徳川家齊御内書	二二四三	(文政九年)	十二月十五日	島津久風外三名老連署書状	
二二一九	(文政九年)	五月 二日	酒井忠進書状	二二四四	(文政九年)	十二月十五日	島津久風外三名老連署書状	
二二二〇	(文政九年)	六月十九日	松平乗寛書状	二二四五	(文政九年)	十二月十八日	青山忠裕書状	
二二二一	(文政九年)	六月十九日	酒井忠進書状	二二四六	(文政九年)	十二月十八日	酒井忠進書状	
二二二二	(文政九年)		滝山外三名連署消息	二二四七	(文政九年)		むめ田外五名連署消息	
二二二四	(文政九年)			二二四八	(文政九年)			

二二四九（文政九年）	十二月廿七日	徳川家斉御内書
二二五〇（文政九年）	十二月廿七日	酒井忠進書状
二二五二（文政十年）	十二月廿八日	酒井忠進書状
二二五三（文政十年）	一月一日	酒井忠進書状
二二五四（文政十年）	一月十一日	島津齊興吉書
二二五五（文政十年）	一月十一日	大久保忠真書状
二二五六（文政十年）	一月十一日	酒井忠進書状
二二五七（文政十年）	一月十一日	滝山外三名連署消息
二二五八（文政十年）	二月廿四日	島津重豪同書并例書
二二五九（文政十年）	三月廿八日	大久保忠真書状
二二六〇（文政十年）	三月廿八日	齊興・將軍父子ノ叙任ヲ賀ス (記事)
二二六一	三月廿八日	重豪・將軍父子ノ叙任ヲ賀ス (記事)
二二六二	三月廿八日	齊興帰国ス (記事)
二二六三（文政十年）	四月十三日	青山忠裕書状
二二六四（文政十年）	四月十三日	酒井忠進書状
二二六五	四月廿二日	齊興帰国ス 島津齊興同書并幕府指図書
二二六六	五月三日	徳川家齊御内書
二二六七	五月十一日	座喜味盛珍起請又前書
二二六八（文政十年）	五月十一日	松平乘寛書状
二二六九（文政十年）	五月十一日	松平乗寛書状
二二七〇（文政十年）	五月十一日	植村家長書状
二二七一（文政十年）	五月十一日	島津久風外二名老連署書状
二二七二（文政十年）	六月廿八日	島津久風外二名老連署書状
二二七三（文政十年）	六月廿八日	水野忠成書状
閏六月	三日	
二二七四（文政十年）	閏六月	三日
二二七五	七月	酒井忠進書状 知姫 <sup>齐女</sup> 系譜抄
二二七六（文政十年）	七月廿四日	松平康任書状
二二七七（文政十年）	八月	大久保忠真書状
二二七八（文政十年）	九月	徳川家斉御内書
二二七九	十月	酒井忠進書状
二二八〇（文政十年）	十月廿日	川上久芳申渡書
二二八一（文政十年）	十月廿日	本マ、 十月廿日
二二八二（文政十年）	九月廿五日	町田久視申渡書
二二八三（文政十年）	十月廿日	松平康任書状
二二八四（の二）	十月廿四日	鶴首茶入由緒調書
二二八五（の三）	十月廿四日	小納戸役書状
二二八六	六月十五日	鍋倉固阿弥書状
二二八七	七月三日	愛甲嘉阿弥・鍋倉固阿弥連署書
の四（享保六年）	七月	島津久當書状
二二八八（文政十年）	十一月廿八日	大久保忠真書状
二二八九（文政十年）	十一月	町田久視申渡書
二二九〇（文政十年）	十一月	北郷久珉申渡書
二二九一（文政十年）	十二月	青山忠裕書状
二二九二（文政十年）	十二月	酒井忠進書状
二二九三（文政十年）	十二月十五日	島津久風外二名老連署書状

二二九四	(文政十年)	十一月十五日	島津久風外二名家老連署書状	二二一八	(文政二年)	四月十五日	牧野忠精書状
二二九五	(文政十年)	十一月十五日	島津久風外二名家老連署書状	二二一九	(文政二年)	四月廿八日	牧野忠精書状
二二九六	(文政十年)	十一月十五日	島津久風外二名家老連署書状	二二二〇	(文政二年)	五月三日	徳川家齊御内書
二二九七	(文政十年)	十一月廿七日	徳川家齊御内書	二二二一	(文政二年)	五月三日	牧野忠精書状
二二九八	(文政十年)	十一月廿七日	植村家長書状	二二二二	(文政二年)	五月八日	与那原良綱起請文前書
二二九九	(文政十年)	十一月廿八日	植村家長書状	二二二三	(文政二年)	五月十二日	中山王尚育起請文前書
二二一〇〇	(文政二年)	一月七日	松平康任書状	二二二四	(文政二年)	六月十一日	松平康任書状
二二一〇一	(文政二年)	一月七日	大久保忠貞書状	二二二五	(文政二年)	六月十一日	牧野忠精書状
二二一〇二	(文政二年)	一月廿一日	滝やま外三名連署消息	二二二六	(文政二年)	六月廿四日	青山忠裕書状
二二一〇三	(文政二年)	一月十一日	松平康任書状	二二二七	(文政二年)	七月六日	大久保忠貞書状
二二一〇四	(文政二年)	一月十三日	植村家長書状	二二二八	(文政二年)	七月六日	植村家長書状
二二一〇五	(文政二年)	一月廿一日	水野忠成書状	二二二九	(文政二年)	九月七日	たき山外三名連署消息
二二一〇六	(文政二年)	一月廿五日	植村家長書状	二二三〇	(文政二年)	九月七日	重蒙御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
二二一〇七	(文政二年)	(記事)	安山大中寺住職トナリ重豪ノ寿	二二三一	(文政二年)	九月七日	徳川家齊御内書
二二一〇八	(文政二年)	像ヲ福昌寺ニ安置ス	齊興、重豪ノ寿像ヲ代拝セシム	二二三二	(文政二年)	九月七日	牧野忠精書状
二二一〇九	(文政二年)	滝山外三名連署消息	水野忠成書状	二二三三	(文政二年)	九月七日	たき山外三名連署消息
二二一〇〇	(文政二年)	たき山外三名連署消息	島津久風外四名老連署申渡書	二二三四	(文政二年)	九月七日	重蒙御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス
二二一一	(文政二年)	二月廿六日	島津久風外四名老連署申渡書	二二三五	(文政二年)	十月廿日	滝山外三名連署消息
二二一二	(文政二年)	二月	島津久風外四名老連署申渡書	二二三六	(文政二年)	十月廿日	佐川消息
二二一三	(文政二年)	二月	島津久風外四名老連署申渡書	二二三七	(文政二年)	十月廿日	佐川消息
二二一四	(文政二年)	二月	安山大中寺諸書	二二三八	(文政二年)	十月廿日	佐川消息
二二一五	(文政二年)	四月	島津久風申渡書	二二三九	(文政二年)	十月廿日	島津重義覺書
二二一六	(文政二年)	(記事)	重豪、家祥ノ元服紋任ヲ賀ス	二二四〇	(文政二年)	十月廿日	佐川消息
二二一七	(文政二年)	四月十五日	水野忠成書状	二二四一	(文政二年)	十月廿八日	松平乗寛書状

一一四三	(文政二年)	佐川消息	たき山外三名連署消息
一一四四	(文政二年)	十二月十一日	松平康任書状
一一四五	(文政二年)	十二月十一日	牧野忠精書状
一一四六	(文政二年)	島津重豪書状	島津重豪覺書
一一四七			島津重豪
一一四八	(文政二年)	十二月十五日	島津久風外三名老連署書状
一一四九	(文政二年)	十二月十五日	島津久風外三名老連署書状
一一五〇	(文政二年)	十二月十五日	島津久風外三名老連署書状
一一五一	(文政二年)	十二月十五日	島津久風外三名老連署書状
一一五二	(文政二年)	十二月十五日	島津久風外三名老連署書状
一一五三	(文政二年)	十二月十五日	島津久風外三名老連署書状
一一五四	(文政二年)	十二月十五日	島津久風外三名老連署書状
一一五五	(文政二年)	十二月十五日	島津久風外三名老連署書状
一一五六	(文政二年)	島津重豪書状	島津重豪
一一五七	(文政二年)	十二月廿七日	徳川家齊御内書
一一五八	(文政二年)	十二月廿七日	牧野忠精書状
一一五九	(文政二年)	十二月廿八日	牧野忠精書状
一一六〇	(文政二年)	一月 七日	松平乗寛書状
一一六一	(文政二年)	一月 七日	牧野忠精書状
一一六二	(文政二年)	たき山外三名連署消息	たき山外三名連署消息
一一六三	(文政二年)	一月十一日	佐川消息并覺書
一一六四	文政二年	一月十一日	島津齊興吉書
一一六五	(文政二年)	一月十一日	松平乘寛書状
一一六六	(文政二年)	一月十一日	牧野忠精書状
一一六七	(文政二年)	島津重豪覺書	島津重豪
一一六八	(文政三年)		(記事)
一一六九			重豪、種姫ノ成婚ヲ幕府ニ告ぐ
一一七〇			重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
一一七一	(文政三年)	二月廿一日	松平乗寛書状
一一七二			寵姫女宣系譜抄
一一七三			重豪、種姫ノ成婚ヲ幕府ニ告ぐ
一一七四	(文政三年)	二月 八日	島津齊興届書
一一七五	(文政三年)	二月	島津齊興届書并種姫婚姻次第
一一七六			重豪木屋町ヲ金生町ト改名ス
一一七七	(文政三年)		たき山外三名連署消息
一一七八	(文政三年)	四月廿八日	佐川消息并覺書
一一七九	(文政三年)	五月 二日	水野忠邦書状
一一八〇	(文政三年)	五月 二日	徳川家齊御内書
一一八一	(文政三年)	五月 二日	水野忠邦書状
一一八二	(文政三年)	五月 二日	佐川消息
一一八三	(文政三年)	五月 二日	佐川消息
一一八四			(記事)
一一八五	(文政三年)	六月廿一日	重豪、徳川家綱ノ法事ニ献銀ス
一一八六	(文政三年)	六月廿四日	たき山外三名連署消息
一一八七	(文政三年)	六月廿一日	水野忠邦書状
一一八八	(文政三年)	六月廿四日	松平乗寛書状
一一八九	(文政三年)	七月	たき山外三名連署消息
一一九〇			島津久風申渡書
一一九一	(文政三年)	七月 六日	水野忠成書状
一一九二	(文政三年)	七月 六日	水野忠邦書状

- 二二九三 (文政十三年) 佐川消息
- 二二九四 (文政十三年) たき山外三名連署消息
- 二二九五 (文政十三年) たき山外三名連署消息
- 二二九六 (文政十三年) 菊三郎齊彬系譜抄
- 二二九七 (文政十三年) 菊三郎系譜抄
- 二二九八 (文政十三年) 青山忠裕書状
- 二二九九 (文政十三年) 水野忠邦書状
- 二三〇〇 (文政十三年) 八月四日 (記事)
- 二三〇一 (文政十三年) 重蒙御鷹ノ雲雀ヲ挂領ス
- 二三〇二 (文政十三年) 滞やま外三名連署消息
- 二三〇三 (文政十三年) 佐川消息
- 二三〇四 (文政十三年) 佐川消息
- 二三〇五 (文政十三年) 佐川消息
- 二三〇六 (文政十三年) 徳川家斉御内書
- 二三〇七 (文政十三年) 牧野忠精書状
- 二三〇八 (文政十三年) 佐川消息
- 二三〇九 (文政十三年) 佐川消息
- 二三一〇 (文政十三年) 九月廿一日 (記事)
- 二三一一 (文政十三年) 滝山外三名連署消息
- 二三一二 (文政十三年) 水野忠成書状
- 二三一三 (文政十三年) 佐川消息
- 二三一四 (文政十三年) 佐川消息
- 二三一五 (文政十三年) 水野忠成書状
- 二三一六 (文政十三年) 佐川消息
- 二三一七 (文政十三年) 十一月廿八日 (記事)
- 二三一八 (文政十三年) 佐川消息
- 二三一九 (文政十三年) 水野忠成書状
- 二三二〇 (文政十三年) 佐川消息
- 二三二一 (文政十三年) 九月廿一日 (記事)
- 二三二二 (文政十三年) 滝山外三名連署消息
- 二三二三 (文政十三年) 水野忠成書状
- 二三二四 (文政十三年) 佐川消息
- 二三二五 (文政十三年) 佐川消息
- 二三二六 (文政十三年) 九月廿一日 (記事)
- 二三二七 (文政十三年) 滝山外三名連署消息
- 二三二八 (文政十三年) 水野忠成書状
- 二三二九 (文政十三年) 一月十一日 (記事)
- 二三三〇 (文政十三年) 一月十一日 (記事)
- 二三三一 (文政十三年) 牧野忠精書状
- 二三三二 (文政十三年) 重蒙千眼寺ニ観音堂ヲ造當ス
- 二三三三 (文政十三年) 千眼寺仏殿棟札
- 二三三四 (文政十三年) 宜野湾朝毘起請文前書
- 二三三五 (文政十三年) 四月十九日

二三四四	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三四五	(文政十三年)	九月	七日	徳川家斉御内書
二三四六	(文政十三年)	九月	七日	牧野忠精書状
二三四七	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三四八	(文政十三年)	九月	七日	たき山外三名連署消息
二三四九	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三五〇	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三五一	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三五二	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三五三	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三五四	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三五五	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三五六	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三五七	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三五八	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三五九	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三六〇	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三六一	(文政十三年)	九月	七日	佐川消息
二三六二	(記事)	十月	廿日	佐川消息
二三六三	(文政十三年)	十月	廿日	佐川消息
二三六四	(文政十三年)	十月	廿日	佐川消息
二三六五	(文政十三年)	十月	廿日	佐川消息
二三六六	(文政十三年)	十月	廿日	佐川消息
二三六七	(文政十三年)	十月	廿日	佐川消息

二三九三	(文政十三年)	十二月	九日	水野忠邦書状	二四一八	(記事)	齊興等重豪ノ從三位昇進ヲ賀ス
二三九四	(文政十三年)			たき山外三名連署消息	二四一九	(天保二年)	水野忠成外二名幕府老中連署状
二三九五	(文政十三年)	十二月十五日		川上久芳外三名老中連署書状	二四二〇	(天保二年)	猪飼尚敏書状
二三九六	(文政十三年)	十二月十五日		川上久芳外三名老中連署書状	二四二一	(天保二年)	たき山外三名連署消息
二三九七	(文政十三年)	十二月十五日		川上久芳外三名老中連署書状	二四二三	(天保二年)	滝山外三名連署消息
二三九八	(文政十三年)	十二月十五日		川上久芳外三名老中連署書状	二四二三	(天保二年)	島津重豪覺書
二三九九	(文政十三年)	十二月十五日		川上久芳外三名老中連署書状	二四二四	(天保二年)	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
二四〇〇			(記事)	川上久芳外三名老中連署書状	二四二五	(天保二年)	半田嘉藤次伺書
二四〇一	(天保元年)			滝川・その江連署消息	二四二六	(天保二年)	半田嘉藤次伺書
二四〇二	(天保元年)			滝山外四名連署消息	二四二七	(天保二年)	二月 四日
二四〇三	(天保元年)	十二月廿七日		徳川家斉御内書	二四二八	(天保二年)	二月 七日
二四〇四	(天保元年)	十二月廿七日		水野忠邦書状	二四二九	(天保二年)	二月 八日
二四〇五	(天保元年)	十二月廿八日		水野忠邦書状	二四三〇	(天保二年)	二月 八日
二四〇六	(天保二年)	一月	七日	松平乘寛書状	二四三一	(天保二年)	二月 十九日
二四〇七	(天保二年)	一月	七日	水野忠邦書状	二四三二	(天保二年)	(記事)
二四〇八	(天保二年)			佐川消息	二四三三	(天保二年)	島津重豪覺書
二四〇九	(天保二年)			佐川消息	二四三四	(天保二年)	島津重豪覺書
二四一〇	(天保二年)			たき山外三名連署消息	二四三五	(天保二年)	島津重豪覺書
二四一一	(天保二年)	一月十一日		松平乗寛書状	二四三六		重豪三位昇進ヲ禁裏等二謝ス
二四一二	(天保二年)	一月十一日		水野忠邦書状	二四三七		重豪ノ三位昇進ヲ一族等賀ス
二四一三	(天保二年)	一月十八日		水野忠成外二名老中連署状	二四三八	(天保二年)	島津重豪請書
二四一四	(天保二年)	一月十八日		島津重豪請書	二四三九		水野忠成・松平乗寛老中連署状
二四一五	(天保二年)	一月十八日		島津重豪届書	二四四〇	(天保二年)	島津斎彬届書
二四一六	(天保二年)	一月十八日		島津斎彬請書	二四一		重豪名代ヨシテ位階昇進ヲ謝ス
二四一七			(記事)	島津斎彬請書	二四二	(天保二年)	島津重豪覺書
重豪從三位ニ叙セラル							

二四四三 (天保二年)	二月十六日	猪飼尚敏書状	二四六八 (天保二年)	佐川消息
二四四四 (天保二年)	二月十九日	滝やま外二名連署消息	二四六九 (天保二年)	島津重豪覺書
二四五五 (天保二年)	二月廿二日	島津重豪覺書	二四七〇 (天保二年)	島津重豪覺書状
二四五六 (天保二年)	二月廿二日	島津重豪覺書	二四七一 (天保二年)	佐川消息
二四五七 (天保二年) √	二月廿二日	島津重豪覺書	二四七二 (天保二年)	佐川消息
二四五八 (天保二年)	三月十五日	島津重豪覺書	二四七三 (天保二年)	佐川消息
二四五九 (天保二年)	三月十五日	島津重豪覺書	二四七四 (天保二年)	水野忠成書状
二四五六 (天保二年)	四月 五日	島津重豪覺書状	二四七五 (天保二年)	水野忠邦書状
二四五七 (天保二年)	四月 五日	島津重豪覺書状	二四七六 (天保二年)	滝やま外二名連署消息
二四五八 (天保二年)	四月 五日	島津重豪覺書	二四七七 (天保二年)	たき山外二名連署消息
二四五九 (天保二年)	四月廿八日	島津重豪覺書状	二四七八 (天保二年)	水野忠成書状
二四五六〇 (天保二年)	四月廿八日	島津重豪覺書状	二四七九 (天保二年)	六月廿四日 水野忠成書状
二四五八一 (天保二年)	四月廿八日	島津重豪覺書状	二四八〇 (天保二年)	七月 六日 大久保忠真書状
二四五九〇 (天保二年)	四月廿八日	島津重豪覺書状	二四八一 (天保二年)	たき山外二名連署消息
二四五九一 (天保二年)	五月 二日	徳川家齊御内書	二四八二 (天保二年)	佐川消息
二四五九二 (天保二年)	五月 二日	水野忠邦書状	二四八三 (天保二年)	たき山外二名連署消息
二四五九三 (天保二年)	五月 二日	重豪從三位昇進ヲ賀ス	二四八四 (天保二年)	佐川消息
(記事)			二四八五 (天保二年)	たき山外二名連署消息
(記事)			二四八六	佐川消息
(記事)			二四八七 (天保二年)	たき山外二名連署消息
(記事)			二四八八 (天保二年)	重豪御鷹ノ雲雀ヲ拜領ス
(記事)			二四八九 (天保二年)	滝山外二名連署消息
(記事)			二四九〇 (天保二年)	佐川消息
島津忠徹 <small>佐土原城主</small> 重豪昇進ヲ賀ス	五月 四日	水野忠邦書状	二四九一 (天保二年)	水野忠邦書状
仁孝天皇女房奉書	五月 四日	佐川消息	二四九二 (天保二年)	たき山外二名連署消息

二四九三	(天保二年)	十月廿日	佐川消息
二四九四	(天保二年)	十一月十三日	佐川消息
二四九六	(天保二年)	十一月十五日	松平乘寛書状
二四九七	(天保二年)	十一月十五日	大久保忠貢書状
二四九八	(天保二年)	十二月十五日	本荘宗發書状
二四九九	(天保二年)	十二月十五日	川上久芳外四名老連署書状
二五〇〇	(天保二年)	十二月十五日	川上久芳外四名老連署書状
二五〇一	(天保二年)	十二月十五日	川上久芳外四名家連署書状
二五〇二	(天保二年)	十二月十五日	川上久芳外四名家連署書状
二五〇三	(天保二年)	十二月十五日	川上久芳外四名家連署書状
二五〇四	(天保二年)	十二月十五日	川上久芳外四名家連署書状
二五〇五	(天保二年)		滝山外二名連署消息
二五〇六	(天保二年)		斎やまた外四名連署消息
二五〇七	(天保二年)		佐川消息
二五〇八	(天保二年)	十二月廿七日	徳川家齊御内書
二五〇九	(天保二年)	十二月廿七日	本荘宗發書状
二五一〇	(天保二年)	一月七日	水野忠成書状
二五一	(天保二年)	一月七日	水野忠邦書状
二五一	(天保二年)	一月七日	佐川消息
二五一	(天保三年)	一月十一日	たき山外二名連署消息
二五一	(天保三年)	一月十一日	水野忠成書状
二五一	(天保三年)		佐川消息
二五一	(天保三年)		たき山外二名連署消息
二五二	(天保二年)		
二五三	(天保三年)		
二五四	(天保三年)		
二五五	(天保三年)		
二五六	(天保三年)		
二五七	(天保三年)		
二五八	(天保三年)		
二五九	(天保三年)		
二六〇	(天保三年)		
二六一	(天保三年)		
二六二	(天保三年)		
二六三	(天保三年)		
二六四	(天保三年)		
二六五	(天保三年)		
二六六	(天保三年)		
二六七	(天保三年)		
二五九五	(天保二年)	十月廿日	佐川消息
二四九六	(天保二年)	十一月十三日	佐川消息
二四九七	(天保二年)	十一月十五日	松平乘寛書状
二四九八	(天保二年)	十一月十五日	大久保忠貢書状
二四九九	(天保二年)	十一月十五日	本荘宗發書状
二五〇〇	(天保二年)	十一月十五日	川上久芳外四名老連署書状
二五〇一	(天保二年)	十一月十五日	川上久芳外四名家連署書状
二五〇二	(天保二年)	十二月十五日	川上久芳外四名家連署書状
二五〇三	(天保二年)	十二月十五日	川上久芳外四名家連署書状
二五〇四	(天保二年)	十二月十五日	川上久芳外四名家連署書状
二五〇五	(天保二年)		滝山外二名連署消息
二五〇六	(天保二年)		斎やまた外四名連署消息
二五〇七	(天保二年)		佐川消息
二五〇八	(天保二年)	十二月廿七日	徳川家齊御内書
二五〇九	(天保二年)	十二月廿七日	本荘宗發書状
二五一〇	(天保二年)	一月七日	水野忠成書状
二五一	(天保二年)	一月七日	水野忠邦書状
二五一	(天保二年)	一月七日	佐川消息
二五二	(天保二年)	一月十一日	たき山外二名連署消息
二五三	(天保三年)	一月十一日	水野忠成書状
二五四	(天保三年)	一月十一日	佐川消息
二五九五	(天保三年)	十一月廿四日	(記事) (記事)
二五〇〇	(天保三年)	十一月廿四日	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
二五〇一	(天保三年)	十一月廿四日	齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
二五〇二	(天保三年)	十一月廿四日	松平康任書状
二五〇三	(天保三年)	十一月廿四日	水野忠邦書状
二五〇四	(天保三年)	十一月廿四日	たき山外二名連署消息
二五〇五	(天保三年)	十一月廿四日	川上久芳外四名老連署返書
二五〇六	(天保三年)	十一月廿四日	重豪米寿ノ宴ヲ開ク
二五〇七	(天保三年)	十一月廿四日	甘露寺園長寿歌
二五〇八	(天保三年)	十一月廿四日	猪飼尚敏書状
二五〇九	(天保三年)	十一月廿四日	石井行宣寿歌
二五一〇	(天保三年)	十一月廿四日	霞か闇守亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	黒田齊溥祝詩
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	黒田齊溥寿歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	松平豊熙亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	松平定和亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	松平保興祝詩
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	松平定永亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	戸田氏正亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	真田幸貫亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	真田幸采亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	戸伏正令亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	水野忠邦亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	九鬼隆國亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	九鬼隆德亥歌
二五九五	(天保三年)	十一月廿四日	(記事) (記事)
二五〇〇	(天保三年)	十一月廿四日	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
二五〇一	(天保三年)	十一月廿四日	齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
二五〇二	(天保三年)	十一月廿四日	松平康任書状
二五〇三	(天保三年)	十一月廿四日	水野忠邦書状
二五〇四	(天保三年)	十一月廿四日	たき山外二名連署消息
二五〇五	(天保三年)	十一月廿四日	川上久芳外四名老連署返書
二五〇六	(天保三年)	十一月廿四日	重豪米寿ノ宴ヲ開ク
二五〇七	(天保三年)	十一月廿四日	甘露寺園長寿歌
二五〇八	(天保三年)	十一月廿四日	猪飼尚敏書状
二五〇九	(天保三年)	十一月廿四日	石井行宣寿歌
二五一〇	(天保三年)	十一月廿四日	霞か闇守亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	黒田齊溥祝詩
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	黒田齊溥寿歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	松平豊熙亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	松平定和亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	松平保興祝詩
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	松平定永亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	戸田氏正亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	真田幸貫亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	真田幸采亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	戸伏正令亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	水野忠邦亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	九鬼隆國亥歌
二五一	(天保三年)	十一月廿四日	九鬼隆德亥歌

二五四三	九鬼隆徳夫人寿歌
二五四四	堀田正衡寿歌
二四五五	堀田正民祝詩
二五六六	柳沢里顥祝詩
二五六七	柳沢里顥寿歌
二五四五	加藤正義寿歌
二五四八	島津齊宣寿歌
二五四九	島津齊彬寿歌
二五五一	齊位・忠方・齊敏・左近寿歌
二五五二	島津久命祝詩
二五五三	久通祝詩
二五五四	徳川美子寿歌
二五五五	黒田齊清夫人寿歌
二五五六	黒田すみ子寿歌
二五五七	松平豊資夫人寿歌
二五五八	松平齊昌夫人寿歌
二五五九	至誠院寿歌
二五六〇	松平定永夫人寿歌
二五六一	戸沢ひて子寿歌
二五六二	戸沢い代子寿歌
二五六三	戸沢ひて子寿歌
二五六四	真田幸賛夫人寿歌
二五六五	のふ子寿歌
二五六六	堀親室夫人寿歌
二五六七	諫訪忠恕夫人寿歌
二五六八	ふさ子寿歌
二五六九	た嘉子寿歌
二五七〇	しな子寿歌
二五七一	ます子寿歌
二五七二	こう子寿歌
二五七三	みさ子寿歌
二五七四	より子寿歌
二五七五	さと子寿歌
二五七六	しつ子寿歌
二五七七	順子寿歌
二五七八	とき子寿歌
二五七九	(天保三年)
二五八〇	(天保三年)
二五八一	(天保三年)
二五八二	天保三年
二五八三	五月
二五八四	五月
二五八五	五月
二五八六	五月
二五八七△天保三年	二日
二五八八(天保三年)	二日
二五八九(天保三年)	水野忠邦書状
二五九〇(天保三年)	豊見城朝春起請文前書
二五九一(天保三年)	斎興太隅守ト改称ス
二五九二(天保三年)	(記事)
七月	佐川消息
六日	徳川家齊御内書
	佐川消息
	佐川消息
	佐川消息
	滝山外一名連署消息
	水野忠成書状
	大久保忠貞書状
	本荘宗堯書状
	たき山外二名連署消息

二五九三	(天保三年)	七月	六日	水野忠邦書状	二六一三	(天保三年)	佐川消息
二五九四	(天保三年)				二六一四	(天保三年)	
二五九五	(天保三年)				二六一五	(天保三年)	
二五九六	(天保三年)				二六一六	(天保三年)	たき山外二名連署消息
二五九七	(天保三年)				二六一七	(天保三年)	滝山外二名連署消息
二五九八	(天保三年)	七月	十一日	松平康任書状	二六一八	(天保三年)	瀬やま外三名連署消息
二五九九	(天保三年)				二六一九	(天保三年)	島津久長外二名老家連署書状
二六〇〇	(文政六年)	五月	十一日	(記事)	二六二〇	(天保三年)	大久保忠真書状
二六〇一	(文政六年)	五月	十一日	重豪御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	二六二一	(天保三年)	島津齊興位階昇進官物書上
二六〇二	(記事)	母附書上		記録奉行願書	二六二二	(天保三年)	佐川消息
二六〇三	(記事)	中山王尚育幕府ニ使ヲ上ス		島津重豪・同齊宣・同齊興子女	二六二三	(天保三年)	佐川消息
二六〇四	(天保三年)	九月	七日	徳川家斉御内書	二六二四	(天保三年)	佐川消息
二六〇五	(天保三年)	九月	七日	本莊宗發書状	二六二五	(天保三年)	佐川消息
二六〇六	(天保三年)	十月	廿日	大久保忠真書状	二六二六	(天保三年)	佐川消息
二六〇七	(記事)	齊興昇進ノ恩ヲ謝ス		島津久長外二名老家連署書状	二六二七	(天保三年)	佐川消息
二六〇八	(記事)	齊興正四位下ニ進ミ謝恩ス		島津久長外二名老家連署書状	二六二八	(天保三年)	佐川消息
二六〇九	天保三年閏十一月	二日		島津久長外二名老家連署書状	二六二九	(天保三年)	佐川消息
二六〇九の二	島津齊興叙正四位下口宣案			島津久長外二名老家連署書状	二六三〇	(天保三年)	佐川消息
二六〇九の三	上卿職事等書立			島津久長外二名老家連署書状	二六三一	(天保三年)	佐川消息
二六一〇	(天保三年)			島津久長申渡書	二六三二	(記事)	佐川消息
二六一一	(天保三年)				二六三三	(天保四年)	佐川消息
二六一二	(天保三年)				二六三四	(天保四年)	たき山外二名連署消息
二六一三	(天保四年)	一月	七日	松平乘寛書状	二六三五	(天保四年)	滝山外二名連署消息
二六一四	(天保四年)	本莊宗發書状			二六三六	(天保四年)	

二六三八△天保四年▽	一月 八日	島津齊興伺書
二六三九（天保四年）	一月 八日	島津齊興伺書
二六四〇	（記事）	（記事）
二六四一	（記事）	（記事）
二六四二（天保四年）	一月 十日	重豪江府高輪邸二堦ズ （重豪・齊興・重豪ノ中陰法事ヲ修ス）
の一（天保四年）	一月 十日	猪飼尚敏書状
の二（天保四年）	一月 十日	奧医師食量日録書
二六四三（天保四年）	たき山外二名連署消息	
二六四四（天保四年）	流やま外二名連署消息	
二六四五（天保四年）	滝山西外二名連署消息	
二六四六（天保四年）	滝山西外二名連署消息	
二六四七（天保四年）	滝山西外二名連署消息	
二六四八	（記事）	（記事）
二六四九△天保四年▽	一月十五日	重豪高輪邸二堦ズ
二六五〇（天保四年）	一月十五日	猪飼尚敏書状
二六五一（天保四年）	一月十五日	猪飼尚敏書状
二六五二（天保四年）	一月十五日	家老座伺書
二六五三（天保四年）	一月廿五日	島津久長外二名老家連署書状
二六五四（天保四年）	一月廿五日	島津久長外二名老家連署書状
二六五五（天保四年）	一月廿六日	島津齊興伺書
二六五六（天保四年）	一月廿六日	猪飼尚敏書状
二六五七（天保四年）	一月廿六日	猪飼尚敏書状
二六五八（天保四年）	一月廿六日	猪飼尚敏書状
二六五九（天保四年）	一月廿六日	猪飼尚敏書状
二六六〇（天保四年）	一月廿六日	猪飼尚敏書状
猪飼尚敏書状	一月廿六日	猪飼尚敏書状
二六六一（天保四年）	一月廿六日	猪飼尚敏書状
二六六二（天保四年）	一月廿九日	島津齊興届書
二六六三	（記事）	（記事）
二六六四（天保四年）	一月廿九日	將軍父子、重豪ノ病ヲ問ハシム
二六六五（天保四年）	一月廿九日	猪飼尚敏書状
二六六六（天保四年）	二月 三日	猪飼尚敏書状
二六六七（天保四年）	二月 三日	島津氏一類名書
二六六八（天保四年）	二月 三日	將軍父子、重豪ノ病ヲ問ハシム
二六六九（天保四年）	二月 三日	島津齊興覺書
二六七〇（天保四年）	二月 三日	島津齊興覺書
二六七一	（記事）	（記事）
二六七二（天保四年）	二月 三日	猪飼尚敏書状
二六七三（天保四年）	二月 朔日	島津齊興届書
二六七四（天保四年）	二月 二日	島津齊興届書
二六七五（天保四年）	二月 二日	島津齊興覺書
二六七六△天保四年▽	二月 二日	島津齊興覺書
二六七七（天保四年）	二月 三日	猪飼尚敏・調所広郷老連署書状
二六七八（天保四年）	二月 三日	島津齊興届書
二六七九	（記事）	（記事）
二六八〇（天保四年）	二月 四日	将軍父子、重豪ノ死ヲ哀惜シ香 奠銀ヲ賜ハル
二六八一（天保四年）	二月 五日	島津齊興伺書
二六八二	二月	西筑右衛門願書
二六八三 天保四年	二月 七日	関所通行手形
二六八四（天保四年）	二月 十日	調所広郷書状

二六八五	(天保四年)	二月	十日	猪飼尚敏書状	島津忠喬祭文
二六八六	(天保四年)	二月	十一日	猪飼尚敏書状	島津久風祭文
二六八七		(記事)		重豪ノ中陰法事ヲ瑞聖寺ニ修ス	島津久矩祭文
二六八八		(記事)		重豪ノ喪ヲ領國ニ発ス	島津久實祭文
二六八九	(天保四年)	二月廿二日		諏訪武兼書状	島津久長祭文
二六九〇	(天保四年)	二月廿四日		諏訪武兼書状	島津久輔祭文
二六九一	(天保四年)	二月廿九日		調所広郷書状	島津久福祭文
二六九二	(天保四年)	三月	廿日	猪飼尚敏書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 祭文
二六九三	(天保四年)	三月	廿日	猪飼尚敏書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二六九四	(天保四年)	三月廿九日		調所広郷書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二六九五	(天保四年)	四月	二日	諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二六九六	(天保四年)	四月	五日	諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二六九七		(記事)		重豪ノ遺骸本國福昌寺ニ入ル	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二六九八		(記事)		重豪ノ遺骸ヲ客殿ニ安ンジ殯ス	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二六九九		(記事)		島津斎宣代 <sup>経</sup> 祭文	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七〇〇		(記事)		重豪ノ遺骸ヲ福昌寺廟所ニ葬ル	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七〇一		(記事)		猪飼尚敏申渡書	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七〇二		(記事)		齊興帰国ス	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七〇三		(記事)		齊興、重豪ノ中陰法事ヲ修ス	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七〇四		(記事)		奥平昌高・黒田齊溥等弔使ヲ遣ス 齊胤等中陰法事ヲ修ス	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
の一		(記事)		島津齊興祭文	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
の二		(記事)		島津齊彬祭文	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
の三		(記事)		島津忠公祭文	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
の四		(記事)		島津久徳祭文	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
の五		(記事)		島津貴典祭文	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
四月		(記事)		諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
四月		(記事)		黄葉宗僧重豪ノ中陰法事ニ來ル	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七〇八		(記事)		諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七〇六	(天保四年)	四月十八日		諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七〇七		(記事)		諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七〇八		(記事)		諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七〇九	(天保四年)	四月十八日		諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七一〇	(天保四年)	四月十八日		諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七一一	(天保四年)	四月十八日		諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七一二		(記事)		重豪ノ忌日ヲ改ム	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七一三	(天保四年)	四月廿九日		諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七一四		(記事)		齊興、重豪ノ法事ヲ修ス	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七一五	(天保四年)	五月十四日		諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七一六		(記事)		諏訪武兼書状	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
二七一七	天保四年	六月十六日		諏訪武兼申渡書	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
の二		(記事)		諏訪武兼申渡書	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
の三		(記事)		諏訪武兼申渡書	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
の四		(記事)		諏訪武兼申渡書	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事
の五		(記事)		諏訪武兼申渡書	島津忠徳 <sup>佐土原</sup> 重豪ノ中陰法事

二七三九	中山王父子、重豪廟前ニ祭文ヲ (記事)	二七四〇	（記事）	齐彬左近衛少将三転任ス
二七三八	（記事）	二七四一	（記事）	島津齊彬任左近衛権少將口宣案
二七三六	（記事）	二七四二	（記事）	十二月十六日 島津齊彬任左近衛少將宣旨
二七三五	（記事）	二七四三	（記事）	上卿職事等書立
二七三四	（記事）	二七四四	（記事）	幕府沙汰書
の二	（記事）	二七四五	（記事）	島津齊彬昇進官物書上
二七三三	（天保五年）	二七四五	（記事）	島津齊彬御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
二七三一	天保五年	二七四六	（記事）	十一月十六日 島津齊彬昇進官物書上
二七三二	九月 日日	二七四七	（記事）	十二月十六日 島津齊彬任左近衛権少將口宣案
二七三〇	（記事）	二七四五	（記事）	（記事）
二七二九	（記事）	二七四六	（記事）	（記事）
二七二八	（記事）	二七四五	（記事）	（記事）
二七二七	（記事）	二七四七	（記事）	（記事）
二七二六	（天保五年）	天保六年	（記事）	（記事）
二七二五	（天保五年）	天保六年	（記事）	（記事）
二七二四	（記事）	天保六年	（記事）	（記事）
二七二三	（記事）	天保六年	（記事）	（記事）
二七二二	（記事）	天保六年	（記事）	（記事）
二七一二	（記事）	天保六年	（記事）	（記事）
二七二一	（記事）	天保六年	（記事）	（記事）
二七一〇	（記事）	天保六年	（記事）	（記事）
「七元の二	（記事）	天保五年	（記事）	（記事）
「七元の二	（記事）	天保五年	（記事）	（記事）
「七元の二	（記事）	天保五年	（記事）	（記事）
「七元の二	（記事）	天保五年	（記事）	（記事）

鹿児島県史料編さん関係者

編 集 課	總 所 務 課 長	委 員	顧 問
坂堂宮田萩西川岡本芳村五原北東前東洋大學聖心女子大學講師	口満下實原追口本田野味口川東京大學教授	稻田大學教授	早稻田大學教授
香幸満佳清政省郎守克虎鐵教代	代	教授	教授
子子郎勇子成實德吾正次夫雄三		教授	教授長
久大下堂留德園涼利純子男治	本野安田添田親峻宣郎繁	田山桑四郎秀千隆本興光	桃山小沼兒竹内西田玉郎多三
		健惠啓光眞二郎	利理利謙

鹿児島県史料 旧記録追録 7

昭和 51 年 11 月 10 日 印刷  
昭和 52 年 2 月 1 日 発行 非売品

編集 鹿児島県維新史料編さん所  
発行 鹿児島県

印刷所 合名会社 文尚堂印刷所  
鹿児島市西千石町 1-8  
電話 (0992)-22-1643  
23-7723